

# 沖縄県災害医療マニュアル

平成31年3月29日改正

沖 縄 県

# 目 次

要図：沖縄県の保健医療圏

要図：沖縄県の災害医療体制（全体）

要図：災害時における県災害医療本部と地域災害医療本部等との関係図

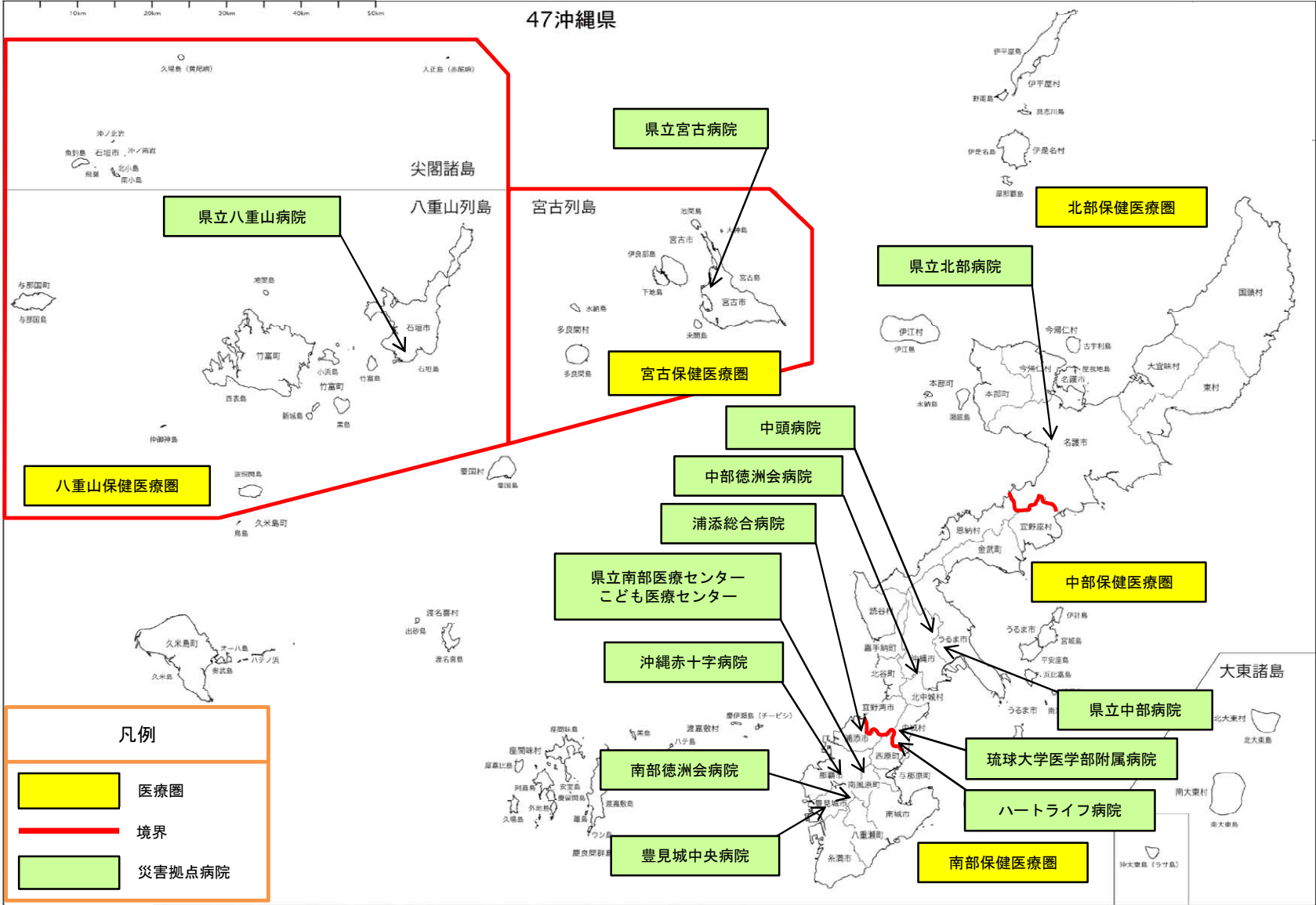
要図：情報の収集と共有

要図：県災害医療本部における情報収集と判断・処置等事項

第1章 総 則	P 6～P 8
1 目的	
2 基本方針	
3 用語の定義	
4 マニュアルの構成	
5 その他留意事項	
第2章 組織・体制	P 9～P 22
1 県医療本部	
2 地域医療本部	
3 県DMA T調整本部	
4 県DPA T調整本部	
5 現場におけるDMA T本部機能	
6 市町村の役割	
7 関係機関の役割等	
第3章 情報収集と共有	P 23～P 26
1 災害時の情報伝達手段の確保	
2 情報収集・提供体制	
3 県民への情報提供	
第4章 医療救護の実施	P 27～P 32
1 医療救護活動のあり方	
2 県医療本部及び地域医療本部の活動	
3 DMA Tの活動	
4 ドクターヘリの活動	
5 DPA Tの活動	
6 医療救護班の活動	

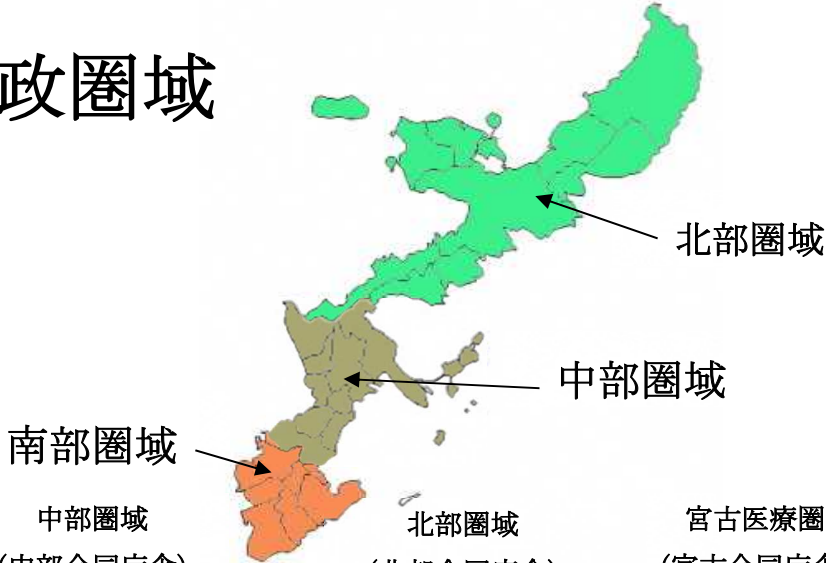
第5章 傷病者の搬送	P 33～P 35
1 傷病者の搬送調整	
2 地域医療搬送	
3 広域医療搬送	
第6章 医療機関の活動	P 36～P 39
1 被災地域の医療機関の活動	
2 非被災地域の医療機関の活動	
第7章 医薬品等の確保及び供給体制	P 40～P 43
1 医薬品等の需給状況の把握	
2 災害時緊急医薬品等の備蓄と供給	
3 医薬品等の確保・補給	
4 薬剤師等の確保	
第8章 医療救護班等の受入れ等	P 44～P 45
1 医療救護班等の受け入れ	
2 活動支援	
参考資料	P 46～P 110
1 災害拠点病院一覧	
2 関係機関連絡先一覧	
3 関係様式集	
4 災害時緊急備蓄医薬品等	
5 関係協定等	

# 沖縄県の災害拠点病院



# 沖縄県の行政圏域及び保健医療圏

## 沖縄県の行政圏域



**南部圏域**  
(南部合同庁舎)

那覇市	久米島町
豊見城市	渡嘉敷村
与那原町	座間味村
南風原町	渡名喜村
糸満市	粟国村
南城市	南大東村
八重瀬町	北大東村

**中部圏域**  
(中部合同庁舎)

うるま市	北谷町
沖縄市	西原町
宜野湾市	読谷村
浦添市	北中城村
嘉手納町	中城村

**北部圏域**  
(北部合同庁舎)

名護市	伊江村
国頭村	伊是名村
大宜味村	伊平屋村
東村	恩納村
今帰仁村	宜野座村
本部町	金武町

**宮古医療圏**  
(宮古合同庁舎)

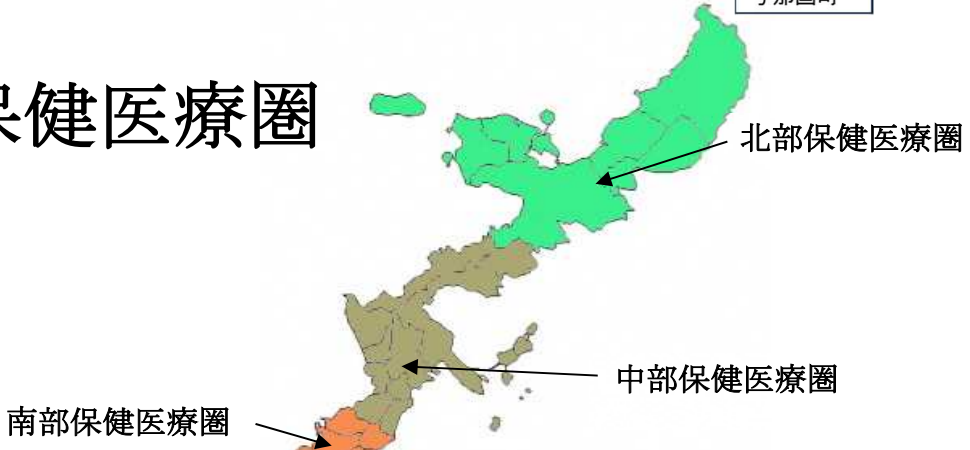
宮古島市
多良間村

**八重山医療圏**  
(八重山合同庁舎)

石垣市
竹富町
与那国町

(那覇市は中核市)

## 沖縄県の保健医療圏



**南部保健医療圏**  
(南部保健所)

那覇市	久米島町
豊見城市	渡嘉敷村
与那原町	座間味村
南風原町	渡名喜村
糸満市	粟国村
南城市	南大東村
八重瀬町	北大東村

**中部保健医療圏**  
(中部保健所)

うるま市	北谷町
沖縄市	
宜野湾市	読谷村
	北中城村
嘉手納町	中城村
	恩納村
	宜野座村
	金武町

**北部保健医療圏**  
(北部保健所)

名護市	伊江村
国頭村	伊是名村
大宜味村	伊平屋村
東村	
今帰仁村	
本部町	

**宮古保健医療圏**  
(宮古保健所)

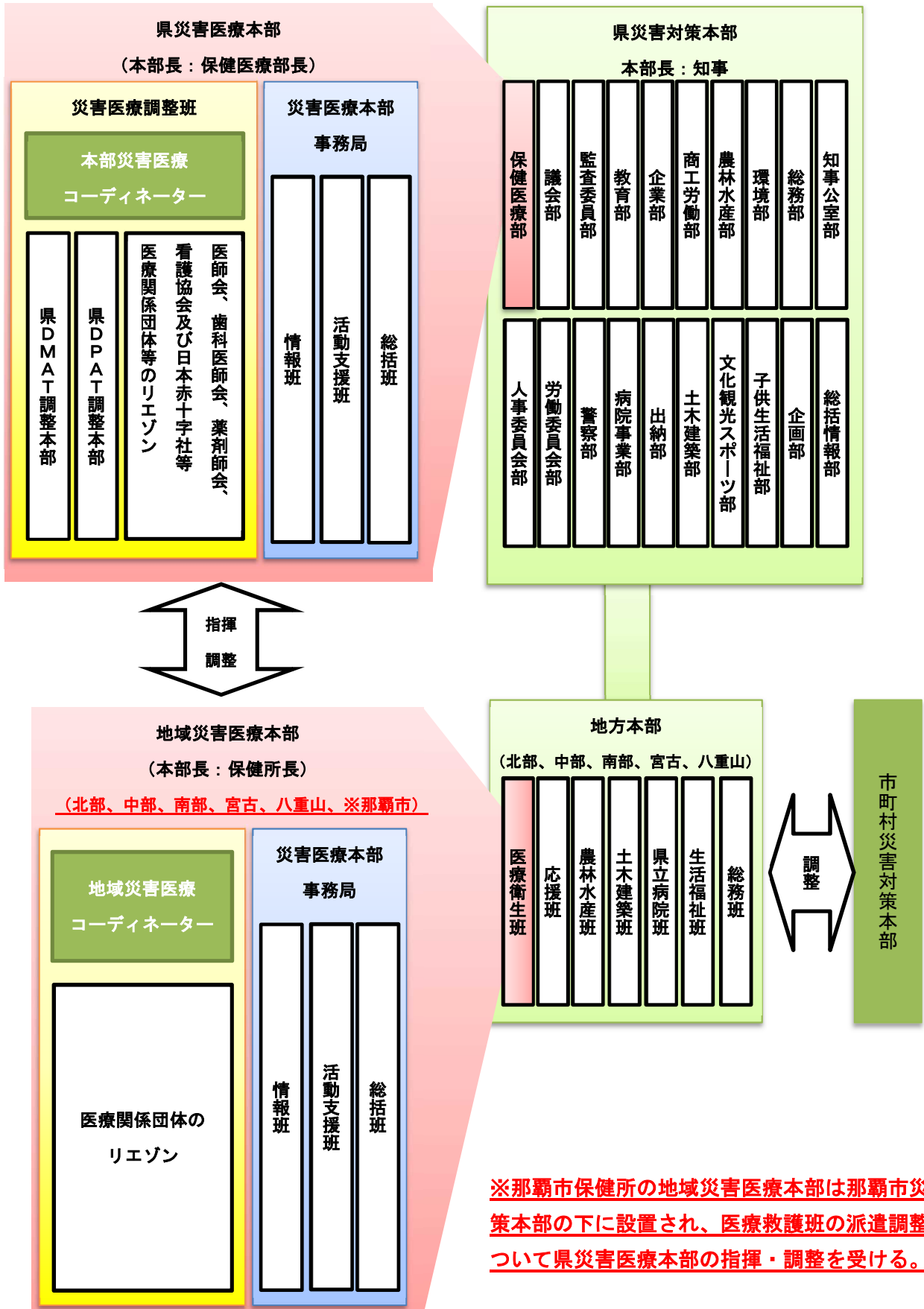
宮古島市
多良間村

**八重山保健医療圏**  
(八重山保健所)

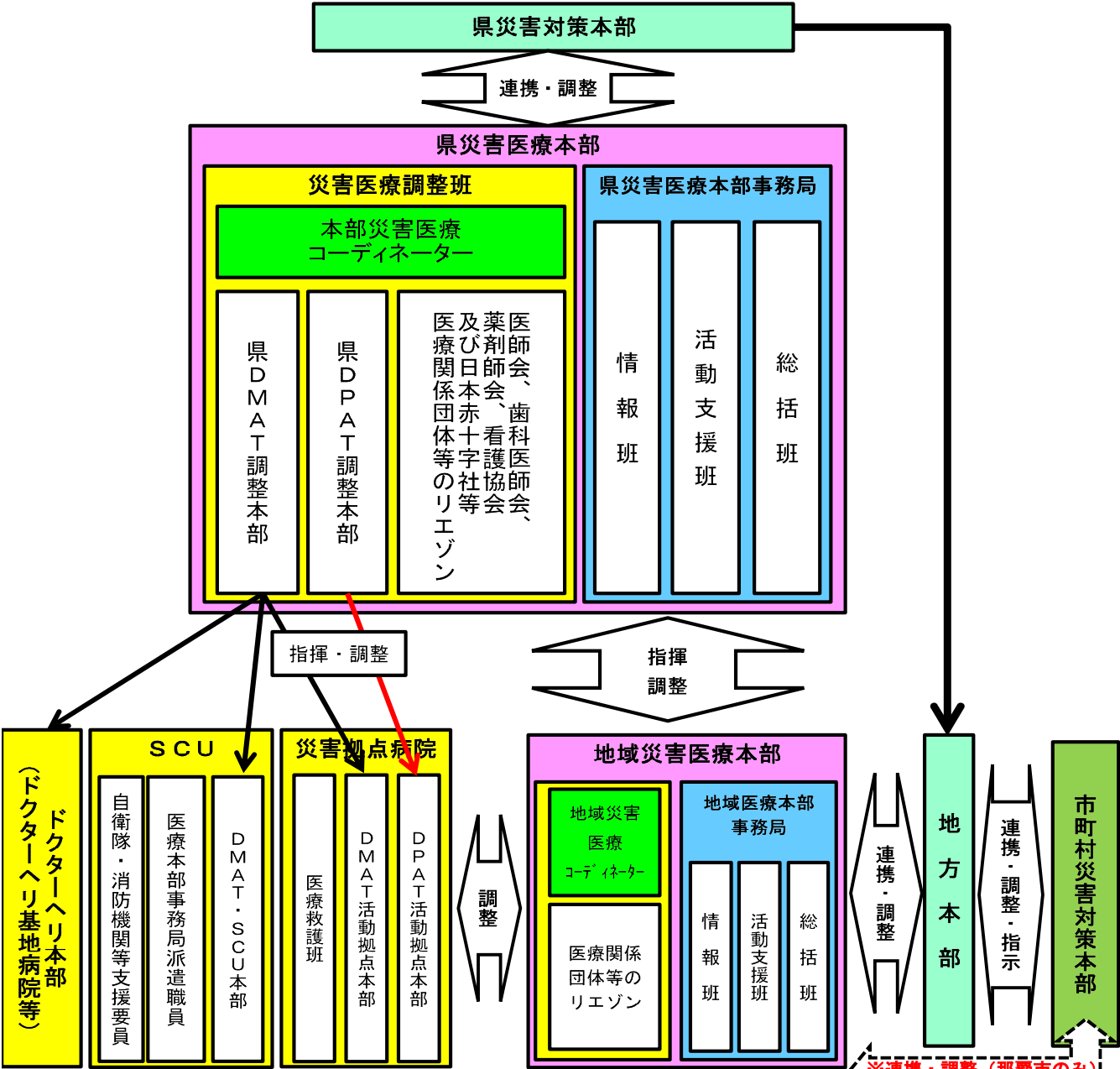
石垣市
竹富町
与那国町

(那覇市は那覇市保健所が所管)

# 沖縄県の災害医療体制（全体）



災害時における県災害医療本部と地域災害医療本部等との関係図

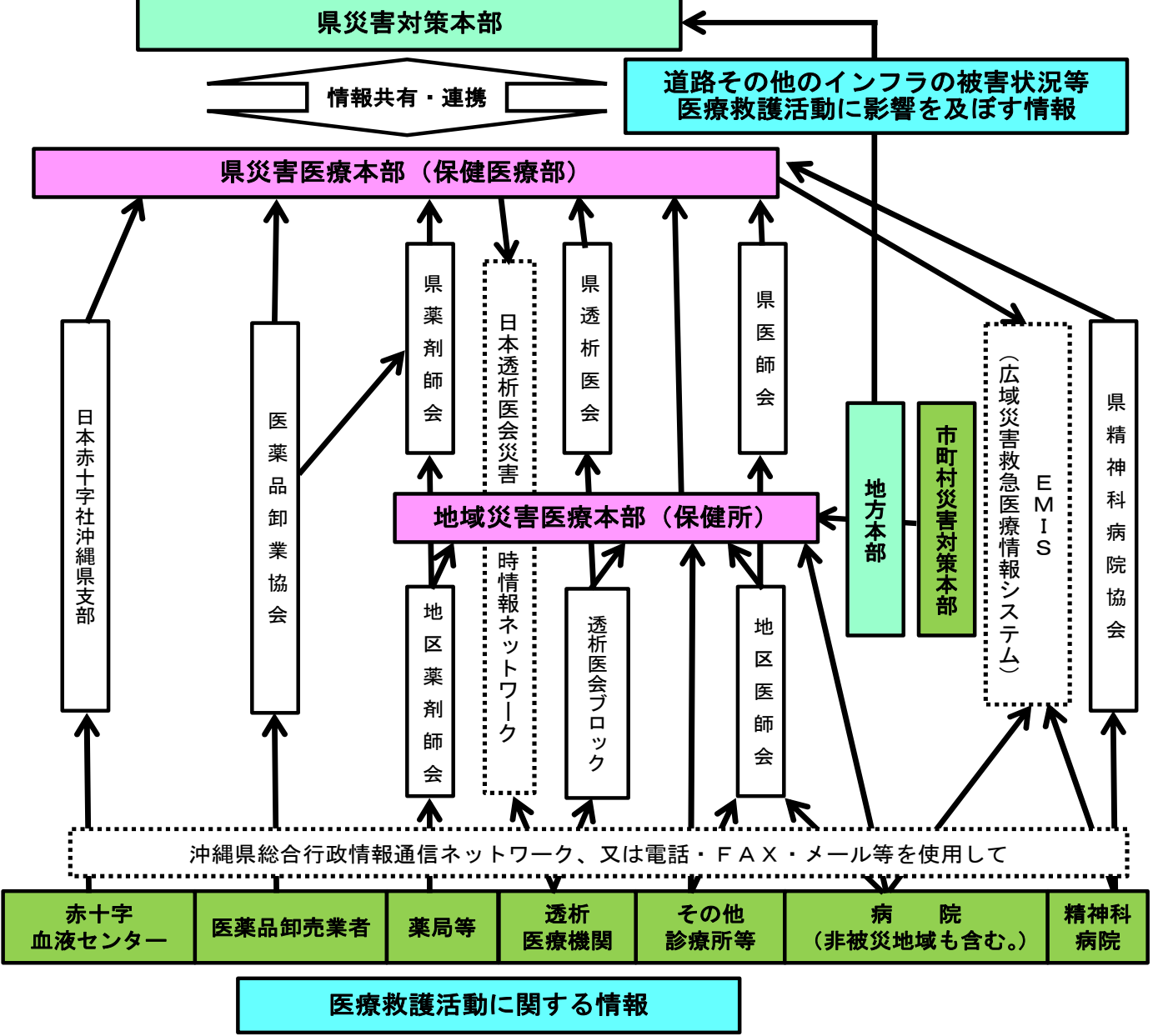


DMAT、DPAT及び医療救護班による  
医療救護活動、診療支援及び巡回診療



※那覇市地域災害医療本部は那覇市災害対策本部と連携・調整を行う。

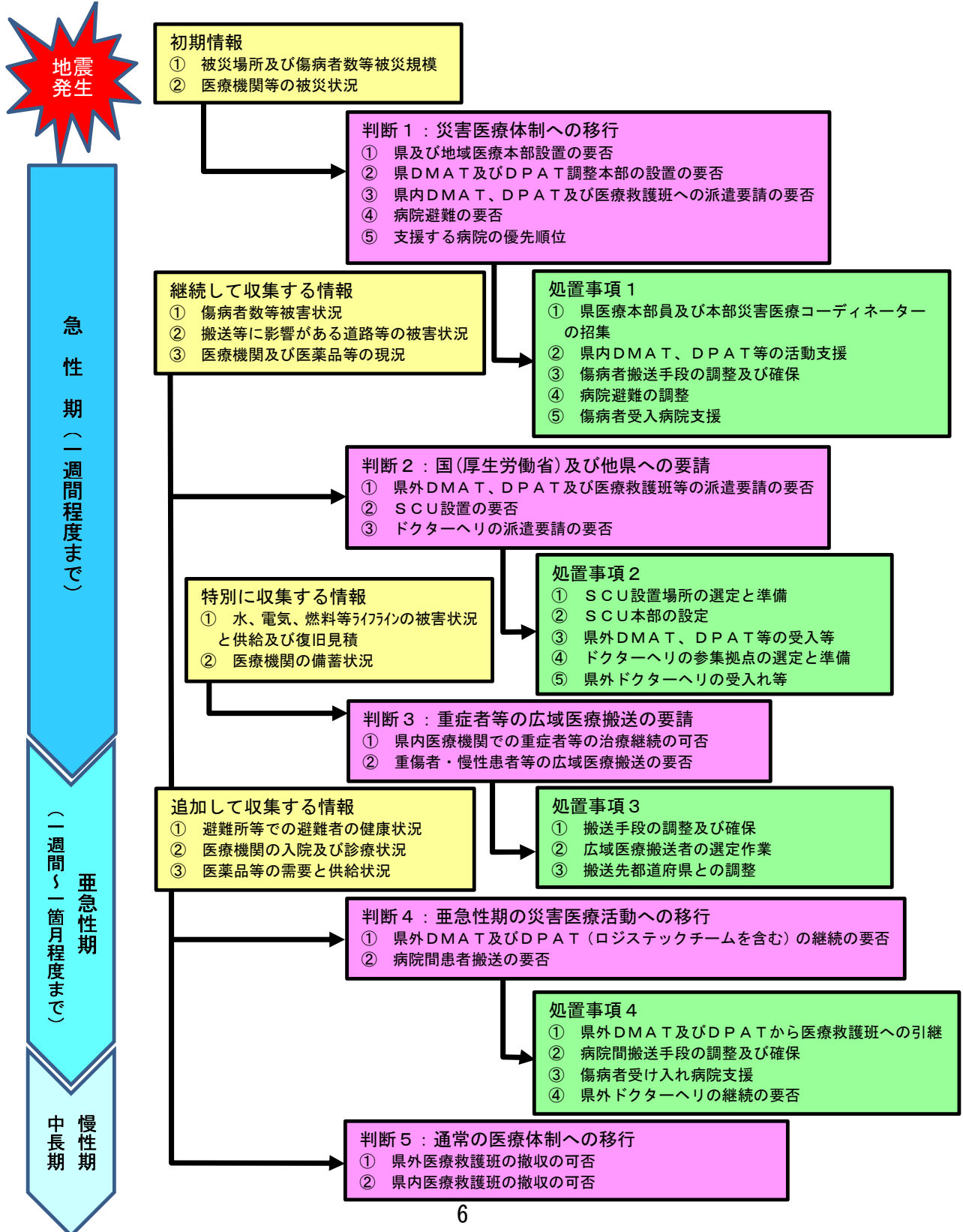
情報の収集と共有





# 県災害医療本部における情報収集と判断・処置等事項

- 1 収集した情報を元に、本部災害医療コーディネーターと県医療本部事務局で調整し、本部長が判断する。
- 2 本部長の判断に基づき、本部災害医療コーディネーターと県医療本部事務局が処置し、本部長に報告する。



## 第1章 総則

### 1 目的

本マニュアルは、「沖縄県地域防災計画」に定める医療救護活動について、県、市町村及び医療関係団体・機関や、医療従事者が実施すべき基本的事項を定めたものであり、災害時において、関係機関が相互に連携協力し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施することを目的とする。

### 2 基本方針

#### (1) 対象とする災害

本マニュアルは、主として大規模地震が発生した場合を想定して作成しているが、他の災害における医療救護活動においても、このマニュアルに準拠する。

#### (2) 活用の対象者

本マニュアルは、県及び市町村の職員、並びに医療従事者及び医療関係団体・機関を対象とする。

#### (3) 対象期間

本マニュアルは、発災後の初期救急段階の医療救護活動を中心に記述するが、その後の被災地域における医療が通常の提供体制に引き継がれるまでの期間を対象とする。

#### (4) 留意事項

本マニュアルは、大規模災害の発生後における医療救護活動の各機関等の役割、基本的な手順及び対応方針等を示しているが、実際の医療救護活動は各地域及び関係機関の実情や、災害発生時の被災状況等に応じて、適切に実施する必要がある。

### 3 用語の定義

このマニュアルにおいて用いる用語の定義は、下表のとおりとする。

用語	定義
県災害医療本部 (県医療本部)	県災害対策本部の下に、保健医療部長を本部長とし、県災害医療本部事務局、本部災害医療コーディネーター及び災害医療調整班をもって編成される、災害時の医療救護活動の全体の調整等を行う組織をいう。
県災害医療本部事務局 (県医療本部事務局)	県医療本部に、保健医療部本庁機関所属の職員により、総括班、活動支援班及び情報班をもって編成される、災害時の医療救護活動を円滑に行うための調整等を行う組織をいう。
総括班	県内外関係機関及び団体等への協力及び派遣要請等を行うとともに、県医療本部事務局の業務等の総括等を行う組織をいう。
活動支援班	県内外の医療関係機関及び団体の災害時の医療救護活動に関する細部調整を行うとともに、活動のための後方支援等の処置を行う組織をいう。

用語	定義
情報班	住民の被災状況等災害時の医療救護活動に関する情報及びインフラの被災状況等医療救護活動に影響を及ぼす情報の収集、整理、分析、共有等を行う組織をいう。
災害医療調整班	県医療本部において業務する、本部災害医療コーディネーター、統括DMAT、DPAT統括者及びロジステックチーム、並びに医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び日本赤十字社等医療関係団体及び機関の情報連絡員（リエゾン）等の総称をいう。
本部災害医療 コーディネーター (本部コーディネーター)	災害時の医療及び県内の医療提供体制の実情に精通している医師のうちから知事が委嘱した者で、災害時に県庁に参集して県全域における医療救護活動に関する助言及び調整等を行う者をいう。
地域災害医療本部 (地域医療本部)	保健所の所長を本部長とし、保健所の職員及び地域災害医療コーディネーター並びに医療関係団体等の情報連絡員（リエゾン）をもって編成される、管轄区域ごとにおける災害時の医療救護活動の調整を行う組織をいう。
地域医療本部 事務局	地域医療本部に、保健所職員により、総括班、活動支援班及び情報班で編成される、被災地における医療救護活動を円滑に行うための調整や処置等を行う組織をいう。
地域災害医療 コーディネーター (地域コーディネーター)	災害時の医療及び県内の医療提供体制の実情に精通している医師のうちから知事が委嘱した者で、災害時に地域医療本部に参集し、所属する地域医療本部の管轄区域内の医療救護活動に関する助言及び調整等を行う者をいう。
DMAT (災害派遣医療チ ーム)	災害急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な研修及び訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。広域医療搬送、病院支援、域内搬送及び現場活動等を主な活動とする。
DPAT (災害派遣精神医 療チーム)	大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な技術及び能力を有する災害派遣精神医療チームをいう。
医療救護班	医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び日本赤十字社等県内外の医療関係団体等から派遣される、災害時の医療救護活動を行う医療チームをいう。沖縄県地域防災計画「第13節医療救護計画」における医療班のことをいう。
医療救護所	災害時に、市町村又は県等が医療救護班の協力を得て被災地の近傍の避難所、体育館等既設の建物又はテントなどの施設に設置し、傷病者のトリアージ、応急処置、後方医療施設への搬送の可否の決定等を行う。沖縄県地域防災計画「第13節医療救護計画」における応急救護所のことをいう。
地域医療搬送	県内において、車両及びヘリ等航空機等をもって、被災現場から医療救護所及び病院等、又は医療救護所及び病院等から後方の病院等へ傷病者等を搬送することをいう。
地域医療搬送 (域外)	地域医療搬送のうち、被災地である地域医療本部の管轄区域から区域外（離島から本島等）へ、車両、ヘリ等航空機、船舶等をもって傷病者等を搬送することをいう。
広域医療搬送	傷病者等を、航空機、船舶等をもって、県外へ搬送することをいう。

## 4 マニュアルの構成

巻 頭	
要図: 沖縄県の保健医療圏	
要図: 沖縄県の災害医療体制(全体)	
要図: 災害時における県災害医療本部と地域災害医療本部等との関係図	
要図: 情報の収集と共有	
要図: 県災害医療本部における情報収集と判断・処置等事項	
項 目	記述内容
第1章 総 則	当該マニュアルの目的、基本方針、用語の定義等
第2章 組織・体制	県災害医療本部、地域災害医療本部、災害医療コーディネーター、県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部等の組織体制及び役割、並びに、市町村及び関係機関の役割等
第3章 情報収集と共有	医療救護活動に必要な情報の収集及び共有等
第4章 医療救護の実施	被災地域における災害発生時からの時間経過に応じた、DMAT、DPAT及び医療救護班等の医療救護活動
第5章 傷病者の搬送	傷病者の搬送についての考え方及び手順等
第6章 医療機関の活動	被災地域及び非被災地域の医療機関の活動と内容等
第7章 医薬品等の確保及び供給体制	医薬品等の需給状況の把握、確保及び供給
第8章 医療救護班等の受入等	DMAT、DPAT及び医療救護班等の受入れ等
参 考	
1 災害拠点病院一覧	災害医療に関する資料をまとめるとともに、災害医療活動に必要な報告様式等を作成し添付
2 関係機関連絡先一覧	
3 関係様式集	
4 災害時緊急備蓄医薬品等	
5 関係協定等	

## 5 その他留意事項

### (1) マニュアルの改正

このマニュアルは、平成29年3月に策定したが、今後も、国の災害医療に関する計画、並びに災害時の公衆衛生活動及び避難所等の運営などの災害に関する計画に見直しがあった場合、訓練等を通じたマニュアルの実効性等の検証結果及び今後発生する災害等での教訓を踏まえて必要な改定を行う。

### (2) 関係機関の防災能力向上

ア 医療機関等関係機関においては、上下水道、電力、ガス及び通信等のライフラインの機能が停止した場合に備えた対策をはじめ、医療スタッフ及び医薬品等の確保並びに施設及び設備の耐震化など、防災能力の向上に努める。

イ 県及び市町村においては、引き続き、災害医療関係施設及び設備の整備や災害医療に関する研修会の開催などを通じて、県内の災害医療体制の充実強化を図る。

## 第2章 組織・体制

県は、地震等の大規模災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、県災害対策本部を設置したときは、県医療本部を設置し、同本部は、県内の医療救護活動の総合調整及び被災市町村からの支援の要請があった場合又は緊急に支援が必要と判断される場合の支援を行う。

また、災害救助法の適用がある場合は、市町村と緊密に連携を図り、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

### 1 県医療本部

#### (1) 設置基準

県医療本部は、県の災害対策本部が設置される場合（自動設置）又は保健医療部長が必要と認める場合に設置する。

※ 県災害対策本部の設置基準

- ①震度5強以上の地震が観測されたとき及び大津波警報が発表されたとき
- ②災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき

#### (2) 設置場所

県災害対策本部内又は沖縄県庁4階第1・2会議室

#### (3) 組織

ア 県医療本部は、県災害医療本部長（保健医療部長、以下「医療本部長」という。）、県災害医療副本部長（医療企画統括監及び保健衛生統括監）及び本部員（保健医療部の本庁機関所属の職員）をもって構成する。

イ 県医療本部は、県医療本部事務局と災害医療調整班により編成する。

ウ 県医療本部事務局は、本部員をもって、総括班、活動支援班及び情報班を編成し、本部員は医療本部長の命を受けて事務を処理する。

エ 災害医療調整班は、本部コーディネーター、県DMA T調整本部、県DPAT調整本部、並びに医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び日本赤十字社（以下「日赤」という。）等医療関係団体及び機関のリエゾンをもって構成する。

※ 医療本部長は、本部コーディネーター、統括DMA T等の助言を踏まえて災害時の医療救護活動を統括する。

※ 医療本部長は、必要に応じて、本部コーディネーターに委嘱している者以外の者で災害医療に精通している医師に、本部コーディネーターの業務にあたるよう、要請することができる。

#### (4) 所掌業務

県医療本部の各班は、大規模災害発生直後から、被災地の医療機関における通常の診療機能が概ね回復し、すべての医療救護班が撤収するまでの間、災害時の医療救護活動を実施するため、次に掲げる業務を行う。

## ア 総括班

- ① 県医療本部の総括
- ② 国及び他の都道府県並びに関係機関に対する協力、待機及び派遣要請
- ③ 地域医療本部への指示等
- ④ 災害医療対策会議の運営
- ⑤ 県医療本部の広報活動
- ⑥ その他医療本部長が必要と認める業務

## イ 情報班

- ① 県災害対策本部及び地域医療本部等を通じた被災地の医療ニーズ、災害及び被害状況等に関する情報の収集
- ② 広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）、沖縄県医師会（以下「県医師会」という。）及び沖縄県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）等を通じた県内の医療機関及び医薬品等に関する情報の収集
- ③ 上記情報を時系列に整理（クロノロジーの作成等）及び分析
- ④ 県医療本部内、地域医療本部及び県災害対策本部への情報の提供
- ⑤ その他医療本部長が必要と認める業務

## ウ 活動支援班

(ア) 県内被災市町村からの要請等に基づく医療救護活動の総合調整

(イ) 次のことに関して、災害医療調整班と調整及び処置

- ① DMAT、DPAT及び医療救護班等の登録及び派遣
- ② DMAT、DPAT及び医療救護班等の参集場所（レセプションセンター）の設置及び運営
- ③ 傷病者搬送先病院等の選定及び通知
- ④ 医薬品等の確保と供給
- ⑤ 航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置場所の選定、設置及び運営

(ウ) 次のことに関して、県災害対策本部と県医療本部の調整結果に基づき、消防機関、自衛隊及び第十一管区海上保安本部等との調整及び処置

- ① 傷病者の搬送のための車両、ヘリ等航空機及び船舶の使用
- ② 病院運営のための水、燃料等の補給
- ③ DMAT、DPAT及び医療救護班等の移動のための車両及びヘリ等航空機の使用
- ④ SCUの設置及び運営

(エ) 次のことに関して、国及び他の都道府県並びに関係機関との調整及び処置

- ① 県外DMAT、DPAT及び医療救護班等の受入れ
- ② SCUの設置及び運営
- ③ 医薬品等の確保と供給

- ④広域医療搬送のための船舶、航空機等及び受け入れ先医療機関の確保
  - ⑤他県ドクターヘリの参集拠点及び燃料の供給等
- (カ) その他医療本部長が必要と認める業務

## エ 災害医療調整班

- ①医療関係団体等との災害時の医療救護活動の調整及び情報共有
- ②傷病者等の搬送に関する総合調整
- ③県内のDMAT、DPAT及び医療救護班等の派遣要請の要否判断への助言
- ④国及び他都道府県等へのDMAT、DPAT及び医療救護班等の派遣要請の要否判断への助言
- ⑤その他災害時の医療救護活動に関する各種調整及び県への助言

## (5) 初 動

- ①EMISを「災害モード」に切り替える。
- ②EMIS、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク、電話、FAX等を活用し、医療機関の被災状況等の情報収集を行う。
- ③保健所に対して、医療機関の被災状況等の情報収集及び県医療本部への報告を求めるとともに、地域医療本部の設置を指示する。
- ④医療本部長は、本部コーディネーター及びその他医療本部長が必要と認める者に、県医療本部への出務を要請する。
- ⑤本部コーディネーターは、被災地で活動する地域コーディネーターと連携し、医療救護班等の派遣及び傷病者の受け入れ先医療機関の調整等を行う。



## 2 地域医療本部

### (1) 設置基準

地域医療本部は保健医療部長が必要と認める場合に設置する。

### (2) 設置候補場所等

名称	管轄市町村	設置候補場所
北部地域災害医療本部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	北部保健所 北部合同庁舎 県立北部病院
中部地域災害医療本部	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	中部保健所 中部合同庁舎 県立中部病院 中頭病院 中部徳洲会病院 ハートライフ病院
南部地域災害医療本部	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町	南部保健所 南部合同庁舎 県立南部医療センター・こども医療センター 浦添総合病院 豊見城中央病院
宮古地域災害医療本部	宮古島市、多良間村	宮古保健所 宮古合同庁舎 県立宮古病院
八重山地域災害医療本部	石垣市、竹富町、与那国町	八重山保健所 八重山合同庁舎 県立八重山病院
<u>那覇市地域災害医療本部</u>	<u>那覇市</u>	<u>那覇市保健所</u> <u>那覇市役所</u> <u>沖縄赤十字病院</u>

※ 状況により、保健所長が設置場所を決定する。

### (3) 組織

ア 地域医療本部長（保健所長）、地域医療副本部長（保健健康総括又は総務企画班長）及び地域医療本部員（保健所職員）をもって構成する。

イ 地域医療本部は、地域医療本部事務局と、地域コーディネーター及び医療関係団体等のリエゾンにより編成する。

※ 地域医療本部長は、地域コーディネーターの助言を踏まえて地域における災害時の医療救護活動を統括する。



※ 地域医療本部長は、必要に応じて、地域コーディネーターに委嘱している者以外の者で災害医療に精通している医師に、地域コーディネーターの業務にあたるよう、要請することができる。

#### (4) 所掌業務

地域医療本部は、災害時の医療救護活動を実施するため、次に掲げる業務を行う。

- ①地域における災害時の医療救護活動の総合調整
- ②災害及び被害状況等に関する情報の収集及び県医療本部への報告
- ③医療機関及び避難所等での医療ニーズの把握及び分析
- ④医療救護班の受入れ、配置調整及び活動支援等
- ⑤市町村及び現地関係機関との連絡調整
- ⑥地域災害医療対策会議の運営
- ⑦その他地域医療本部長が必要と認める業務

#### (5) 初 動

- ①医療本部長（保健医療部長）から地域医療本部の設置指示を受けた保健所長は、設置候補場所から状況により設置場所を決定し、地域医療本部を設置する。
- ②保健所（地域医療本部を含む。）は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク、電話、FAX等を活用するほか、必要に応じて直接現地に職員を派遣するなどして、管内の市町村及び医療機関等の被災状況の調査を行う。
- ③地域コーディネーターは、医療本部長の要請に基づき、地域医療本部に出務する。
- ④地域コーディネーターは、本部コーディネーター並びに地域で活動するDMAT及びDPATと連携して医療救護班等の配置調整、地域の傷病者の受入先医療機関の調整等を行う。

#### (6) 地域災害医療対策会議

- ①発災後において、地域医療本部は、地域コーディネーター、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会及び災害拠点病院等の医療関係者、管内に派遣された医療救護班等並びに消防機関、自衛隊及び市町村の行政担当者が定期的に情報交換を行う場として、地域災害医療対策会議を開催する。
- ②地域医療本部は、地域災害医療対策会議を通じて、管内の医療機関及び避難所等での医療ニーズを把握及び分析した上で、県医療本部等から派遣された医療救護班等を配置調整するなどのコーディネート機能が十分発揮できる体制を整備する。

### 3 県DMAT調整本部

#### (1) 設置基準

県DMAT調整本部は、県医療本部が設置される場合に設置する。

#### (2) 設置場所

県医療本部（災害医療調整班）内

#### (3) 組織

- ①あらかじめ知事が指名した統括DMAT登録者のほか、本部を支援するDMAT等をもって構成する。
- ②国のDMAT事務局が設置されている災害医療センター及び大阪医療センターから派遣される要員、県外の統括DMAT登録者、DMATロジスティックチーム隊員等の支援を受ける。
- ③必要に応じて消防機関等関係機関からのリエゾンを受け入れる。

#### (4) 所掌業務

県DMAT調整本部は、大規模災害発生直後から、すべてのDMATが撤収するまでの間、主に以下の業務を行う。

- ①県DMATに対する派遣要請の要否判断への助言
- ②他都道府県、厚生労働省（DMAT事務局）等に対するDMAT派遣要請の要否判断への助言
- ③県内で活動する、すべてのDMATの指揮及び調整
- ④県DMAT調整本部以外の各DMAT本部の設置、指揮及び調整
- ⑤県内におけるDMAT活動方針の策定
- ⑥県内の医療機関の被災情報の収集
- ⑦県内で活動するDMAT、医療機関への後方支援
- ⑧地域医療搬送における受入先医療機関及び搬送手段の確保の調整
- ⑨県災害対策本部、県医療本部、地域医療本部との連絡及び調整
- ⑩消防機関、自衛隊等の関連機関等の連携及び調整
- ⑪医療関係団体等と連携し、災害医療調整班におけるコーディネート機能の支援
- ⑫ドクターヘリ調整部（航空運用調整班兼務）の設置及びドクターヘリの運航と運用に関わる調整
- ⑬厚生労働省との情報共有
- ⑭DMATの撤収及び追加派遣の必要性の要否判断への助言
- ⑮その他必要な業務

#### (5) 初動

- ①医療本部長は、知事があらかじめ指名した統括DMAT登録者及びロジスティックス隊員に県医療本部への出務を要請する。
- ②県医療本部に出務した統括DMAT登録者は、傷病者の発生状況並びに災害

及び医療機関の被害状況等に関する情報を分析し、日本DMAT活動要領及び沖縄県DMAT運営要綱に定めるDMATの派遣要請基準等に基づき、県DMAT及び他の都道府県のDMATの派遣要請の要否判断への助言を行う。

#### (6) 派遣要請

- ①医療本部長は、県内のDMAT指定医療機関に対して、DMATの派遣を要請する。
- ②医療本部長は、日本DMAT活動要領に定めるDMATの派遣要請基準に基づき、直接又は厚生労働省を通じて、他の都道府県に対してDMATの派遣を要請する。
- ③県DMAT調整本部は、DMATの参集拠点、想定される業務等を決定し、DMATの派遣要請の際に、DMATの参集拠点、想定される業務等についての情報を提示する。

#### (7) DMATの指揮及び活動支援

- ①県DMAT調整本部は、必要に応じてDMAT活動拠点本部等を設置し、県内における医療救護活動に関する調整を行うとともに、県内で活動するDMATを統括する。
- ②各DMAT本部の責任者には、原則として県内の統括DMAT登録者を充てるものとする。
- ③県DMAT調整本部は、県医療本部への報告のほか、各DMAT本部との情報共有に努める。
- ④県DMAT調整本部は、DMATの参集、被災地への進出等に当たっては、必要に応じて、県災害対策本部を通じて、消防機関又は自衛隊等に対して、DMATの輸送を要請する。
- ⑤県DMAT調整本部は、医薬品、生活物資等の補給が必要となった場合には、県災害対策本部を通じて、DMATに対し、可能な限り支援を行うほか、交通情報等についても情報収集し、各DMAT本部に伝達する。

### 4 県DPAT調整本部

#### (1) 設置基準

県DPAT調整本部は、県医療本部が設置される場合に設置する。

#### (2) 設置場所

県医療本部（災害医療調整班）内

#### (3) 組織

- ①県DPAT調整本部は、総合精神保健福祉センター所長、あらかじめ指名したDPAT統括者及びロジスティックチームのほか、本部を支援するDPAT先遣隊等をもって構成する。
- ②必要に応じて、県外のDPAT統括者及びロジスティックチーム、総合精

神保健福祉センター及び地域保健課職員、国のD P A T事務局から派遣される要員等が支援する。

#### (4) 所掌業務

大規模災害発生直後から、すべてのD P A Tが撤収するまでの間、主に以下の業務を行う。

- ①県D P A Tの派遣要請の要否判断への助言
- ②他の都道府県、厚生労働省（D P A T事務局）等へのD P A T派遣要請の要否判断への助言
- ③県内で活動する、すべてのD P A Tの指揮、調整及び後方支援
- ④D P A T活動拠点本部の設置、指揮及び調整
- ⑤県内におけるD P A T活動方針の策定
- ⑥県内の精神保健医療に関する被災情報の収集(精神科医療機関の被災状況等)
- ⑦精神科医療機関への後方支援
- ⑧地域医療搬送における受入精神科医療機関及び搬送手段の確保の調整
- ⑨県災害対策本部、県医療本部、県D M A T調整本部等との連絡及び調整
- ⑩消防機関、自衛隊等の関連機関等との連携及び調整
- ⑪県精神科病院協会、地域医療本部、災害拠点病院等と連携し、災害医療調整班におけるコーディネート機能の支援
- ⑫厚生労働省との情報共有
- ⑬D P A Tの撤収及び追加派遣の必要性の要否判断への助言
- ⑭その他必要な業務

#### (5) 初 動

- ①医療本部長は、総合精神保健福祉センター所長、あらかじめ指名したD P A T統括者及びロジスティックチームに県医療本部への出務を要請する。
- ②県医療本部に出務した総合精神保健福祉センター所長、D P A T統括者は、傷病者の発生状況並びに災害及び精神科病院の被害状況等に関する情報を分析し、D P A Tの活動要領等に定めるD P A Tの派遣要請基準等に基づき、県D P A T及び他の都道府県のD P A Tの派遣要請の要否判断への助言を行う。

#### (6) 派遣要請

- ①医療本部長は、県内のD P A T登録医療機関等に対して、D P A Tの派遣を要請する。
- ②医療本部長は、D P A T活動要領に規定するD P A Tの派遣要請基準に基づき、直接又は厚生労働省を通じて、他の都道府県に対してD P A Tの派遣を要請する。
- ③県D P A T調整本部は、D P A Tの参集拠点、想定される業務等を決定し、D P A Tの派遣要請の際に、D P A Tの参集拠点、想定される業務等についての情報を提示する。

## (7) DPATの指揮及び活動支援

- ①県DPAT調整本部は、必要に応じてDPAT活動拠点本部を設置し、県内における精神科医療救護活動に関する調整を行うとともに、県内で活動するDPATを統括する。
- ②DPAT活動拠点本部の責任者は、精神科医師を充てるものとする。
- ③県DPAT調整本部は、県医療本部への報告のほか、DPAT活動拠点本部、厚生労働省（DPAT事務局）との情報共有に努める。
- ④県DPAT調整本部は、DPATの参集、被災地への進出等に当たっては、必要に応じて、県災害対策本部を通じて、消防機関又は自衛隊に対して、DPATの輸送を要請する。
- ⑤県DPAT調整本部は、医薬品、生活物資等の補給が必要となった場合には、県災害対策本部を通じて、可能な限り支援を行うほか、交通情報等についても情報収集し、DPAT活動拠点本部に伝達する。

## 5 現場におけるDMAT本部機能

### (1) DMAT活動拠点本部

- ①県DMAT調整本部は、必要に応じて、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数箇所、DMAT活動拠点本部を設置する。
- ②DMAT活動拠点本部は、県DMAT調整本部の指揮下に置く。
- ③DMAT活動拠点本部の責任者は、統括DMAT登録者を充てる。
- ④DMAT活動拠点本部は、参集したDMATの指揮及び調整、管内におけるDMAT活動方針の策定、管内の医療機関の被災情報等の収集や、管内で活動するDMAT及び医療機関への後方支援並びに県DMAT調整本部、地域医療本部との連絡及び調整等の業務を行う。

### (2) DMAT・SCU本部

- ①県医療本部は、必要に応じて、SCUを設置し、県DMAT調整本部は広域医療搬送に関わるDMATの活動を統括するDMAT・SCU本部を設置する。
- ②DMAT・SCU本部は、県DMAT調整本部の指揮下に置く。
- ③DMAT・SCU本部の設置及び運営に当たっては、県医療本部の本部員、参集するDMAT及び防災関係機関等が協力して行うものとする。
- ④DMAT・SCU本部は、SCUに参集したDMATの指揮及び調整、診療部門及び医療搬送部門の設置及び運営、広域医療搬送患者の情報収集及び管理、並びに搬送手段の調整等の業務を行う。

### (3) DMAT病院支援指揮所及びDMAT現場活動指揮所

- ①DMAT活動拠点本部は、必要に応じて、DMATが活動する病院にDMAT病院支援指揮所を、DMATが活動する災害現場等にDMAT現場活動指揮所をそれぞれ設置する。

②DMAT病院支援指揮所及びDMAT現場活動指揮所は、DMAT活動拠点本部の指揮の下、当該DMAT活動拠点本部の業務の一部を行う。

## 6 市町村の役割

市町村は、地震等の大規模災害の発生時には、市町村地域防災計画に基づき、市町村災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な医療救護活動を行うものとする。市町村の主な役割は、以下のとおりとする。

### (1) 医療救護所の設置及び運営等

市町村は、避難所の設置及び運営を行うとともに、医療機関、地区医師会等の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努める。

なお、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

ただし、被害が甚大で、市町村が医療救護所の設置及び運営を実施できない場合は、地域医療本部が、医療機関、地区医師会等の協力を得て、医療救護所の設置及び運営を行う。

### (2) 情報収集・提供体制

①市町村は、医療機関の被災状況、診療状況等及び医療救護所等における医療ニーズの情報収集を行い、管轄する地域医療本部（保健所）への情報提供に努める。

②市町村は、管轄する地域医療本部（保健所）と連携するとともに、地域災害医療対策会議に参加し、情報共有を図るとともに、必要に応じ、医療救護所等における医療ニーズに対応する医療救護班等の派遣を要請する。

### (3) 支援要請

市町村は、災害の種類や規模に応じて、当該市町村のみでは医療救護活動への対応が困難と判断した場合は、地域医療本部に医療救護班等の派遣を要請する。

### (4) 市町村に派遣された医療救護班等への支援

市町村は、当該市町村に県から派遣された医療救護班等に対し、県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行うものとする。

## 7 関係機関の役割等

### (1) 災害拠点病院（DMAT指定医療機関を含む。）

災害拠点病院（DMAT指定医療機関を含む。）は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、次の役割を担う。

#### ア 役割

①多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療の実施

- ②被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ
- ③DMAT、医療救護班等の受入れ
- ④傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域医療搬送への対応
- ⑤DMATの派遣
- ⑥地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

## イ 初 動

- ①災害拠点病院（DMAT指定医療機関を含む。）は、地震発生後、直ちに院内状況を調査し、倒壊又はその恐れの有無、傷病者受入れ人数が限界を超えているかどうか、ライフラインの使用の可否等に関する情報をEMISへ入力する。
- ②災害拠点病院（DMAT指定医療機関を含む。）は、災害発生時には自主的判断あるいは県医療本部、地域医療本部及び市町村災害対策本部等からの要請に従って、極力、通常診療を休止し、予定された手術は可能な限り延期するなど、傷病者の受入態勢を整えて災害医療体制に移行し、中等症者及び重傷者を受け入れる。
- ③災害拠点病院（DMAT指定医療機関を含む。）は、日本DMAT活動要領に規定するDMAT待機基準に該当する場合は、派遣できる状況であれば、県医療本部等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。

## ウ 傷病者等の搬送

- ①災害拠点病院（DMAT指定医療機関を含む。）は、入院患者の転送要請等について、EMIS等を活用して地域医療本部に報告し、搬送に関する調整を要請する。
- ②災害拠点病院（DMAT指定医療機関を含む。）は、医療救護所、医療機関等から搬送される中等症者、重症者等について、院内で対応が困難な場合は、地域医療本部に搬送に関する調整を要請する。

## エ 被災地域外の災害拠点病院

- ①被災地域外の災害拠点病院（DMAT指定医療機関を含む。）は、受入可能傷病者数、派遣可能なDMAT、医療救護班等の数等を速やかに把握し、その結果について、EMIS等を活用して地域医療本部に報告する。
- ②患者の受入れに関しては、地域医療本部との調整を踏まえ、後方医療機関として、被災地から搬送されてくる中等症者、重症者を受け入れる。
- ③地域医療本部からの協力要請を受けた場合（状況によっては要請を待たずに自発的に派遣する場合）、備蓄医薬品等とともに消防機関等と連携して、DMAT及び医療救護班を派遣する。

## （2）ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院は、県DMAT調整本部（ドクターヘリ調整部）の指揮下でドクターヘリ本部を設置し、消防機関、自衛隊、DMAT及び医療救護

班等医療関係機関と連携し、被災地でのドクターヘリによる医療救護活動を行う。

### (3) 病院及び診療所等医療機関

- ①医療機関は、発災後は速やかに自らの被災状況を調査し、被災状況及び傷病者の受入状況等をEMISに入力するなどして、地域医療本部及び地区医師会に報告する。
- ②医療機関は、地域医療本部及び地区医師会等と連携し、自発的に周辺地域の傷病者をできる限り受け入れるとともに、地域での医療救護活動に協力する。
- ③被災地域外の医療機関は、地域医療本部からの要請を受けて、被災地域の傷病者をできる限り受け入れる。

### (4) 医療関係団体

県医師会、沖縄県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）、県薬剤師会、沖縄県看護協会（以下「県看護協会」という。）、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県精神科病院協会（以下「県精神科病院協会」という。）、沖縄県透析医会（以下「県透析医会」という。）及び大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（以下「JRAT」という。）等の医療関係団体は、県との協定等に基づき、県の要請又は自らの判断により医療救護活動を実施する。

なお、地区医師会、地区歯科医師会等の医療関係団体において、別途地元市町村と災害時の医療救護活動に関する協定等を締結している場合は、市町村からの要請により医療救護活動を実施する。

医療関係団体は、県医療本部が設置された場合に、必要に応じて情報の収集、連絡及び調整のための情報連絡員（リエゾン）を県医療本部及び地域医療本部に派遣する。

#### ア 県医師会

- ①県医師会は、地区医師会と連携し、県内医療機関の被災状況等の情報収集を行い、県医療本部との情報共有を図る。また、地区医師会は地域医療本部との情報共有を図る。
- ②県医師会は、県の要請を受けて、地区医師会と連携し、JMATの編成及び派遣を行い、他の医療救護班等と協力して地域での医療救護活動を行う。
- ③県警察本部が行う遺体の検案に協力する。

#### イ 日本赤十字社沖縄県支部

- ①日本赤十字社沖縄県支部は、県医療本部と連携し医療救護班の編成及び派遣を行い、他の医療救護班等と協力して地域での医療救護活動を行う。
- ②日本赤十字社沖縄県支部は、地域医療本部及び市町村と協力して医療救護所の設置運営を行う。



## ウ 県歯科医師会

- ①県歯科医師会は、地区歯科医師会と連携し、県内歯科診療所の被災状況等の情報収集を行い、県医療本部との情報の共有を図る。また、地区歯科医師会は、地域医療本部との情報の共有を図る。
- ②県歯科医師会は、県医療本部の要請を受けて、地区歯科医師会と連携し、医療救護班の編成に参加し、他の医療救護班等と協力して地域での医療救護活動を行う。
- ③県警察本部が行う遺体の検案に協力する。

## エ 県精神科病院協会

- ①県精神科病院協会の会員である精神科病院は、県内の精神科病院の被災状況等の情報収集を行い、EMISを活用するなどして、県医療本部に報告するとともに、情報の共有を図る。
- ②会員の精神科病院は、県医療本部の要請を受けて、DPATの派遣を行い、他の医療救護班等と協力して地域での医療救護活動を行う。

## オ J R A T

- ①J R A Tは、J R A T派遣可能時期及び可能数等を、県医療本部に報告するとともに、情報の共有を図る。
- ②J R A Tは、県医療本部の要請を受けて、医療救護班の編成に参加し、他の医療救護班等と協力して避難所の住環境の整備、避難所や施設等での中長期的なリハビリ支援活動などを行う。

## カ 県透析医会

- ①県透析医会は、透析医会ブロック長と連携し、透析医療機関の被災状況等の情報収集を行い、日本透析医会災害時情報ネットワークを活用して、県医療本部及び地域医療本部に報告し、情報の共有を図る。
- ②県透析医会は、透析医療機関での協力では、対応が不可能と判断される場合は、速やかに県医療本部及び地域医療本部に患者搬送の要請を行うとともに、透析医師をはじめとするスタッフの派遣を行い、地域での医療救護活動を行う。
- ③県透析医会は、被災状況等から、必要に応じて日本透析医会を通して、日本災害時透析医療協働支援チーム（J H A T）の派遣依頼を検討する。

## キ 県薬剤師会

- ①県薬剤師会は、地区薬剤師会と連携し、県内薬局等の被災状況等の情報収集を行い、県医療本部との情報の共有を図る。また、地区薬剤師会は、地域医療本部との情報の共有を図る。
- ②県薬剤師会は、県の要請を受けて、地区薬剤師会と連携し、薬剤師の派遣を行い、他の医療救護班等と協力して地域での医療救護活動を行う。

## ク 県看護協会

県看護協会は、県の要請を受けて、地区支部と連携し、災害支援ナースの派遣を行い、他の医療救護班等と協力して地域での医療救護活動を行う。

## (5) 防災関係機関

県医療本部は、県災害対策本部を通じて要請又は調整して、下記の防災関係機関等から各種の支援を受ける。

### ア 県消防機関

- ①各消防機関は、県医療本部及び地域医療本部等から指定された医療機関に傷病者を搬送する。
- ②県内外DMAT、DPAT及び医療救護班等の派遣先までの輸送支援を行う。
- ③SCUの開設及び運営の支援を行う。

### イ 自衛隊

県知事による災害派遣の要請に基づき、下記の事項を行う。

- ①自衛隊の車両又はヘリ等航空機で、指定された場所又は医療機関まで傷病者の搬送支援を行う。
- ②自衛隊の車両又はヘリ等航空機で、指定された被災地に所在する医療機関まで、受け入れた医療救護班等の輸送支援を行う。
- ③SCUの開設及び運営の支援を行う。
- ④広域医療搬送の支援を行う。
- ⑤その他災害時の医療救護活動への支援を行う。

### ウ 第十一管区海上保安本部

県知事による災害派遣の要請に基づき、下記の事項を行う。

- ①ヘリ等航空機又は巡視船艇等で、指定された場所又は医療機関まで患者（医療従事者の同乗者を含む。）の搬送支援を行う。
- ②ヘリ等航空機又は巡視船艇等で、指定された被災地に所在する医療機関まで、受け入れた医療従事者等の輸送支援を行う。
- ③広域医療搬送の支援を行う。

### エ 県警察本部

- ①指定された場所又は医療機関まで患者の搬送支援を行う。
- ②警察車両で、指定された被災地に所在する医療機関まで、受け入れた医療従事者等の輸送支援を行う。
- ③病院、診療所及び医療救護所等からの遺体搬送等の手配等を行う。  
また、遺体安置所で検視及び検案を行う。

## 第3章 情報収集と共有

### 1 災害時の情報伝達手段の確保

発災後の最重要課題は「情報の収集」である。このため、既存の電話、FAX、広域災害救急医療情報システム（EMIS）、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク及びインターネットの活用など、複数の通信手段を確保する。

### 2 情報収集・提供体制

県医療本部は、傷病者の発生状況、道路その他のインフラの被害状況等医療救護活動に影響を及ぼす情報を県災害対策本部及び地域医療本部（地方本部）から、医療機関及び医薬品等医療救護活動に関する情報を地域医療本部を通じ医療関係機関等から収集し、時系列に整理（クロノロジーの作成）するとともに、収集した情報を的確に分析して、その結果を災害時の医療救護活動に反映させる。

また、災害時の医療救護活動に必要な情報を、適時医療関係機関等へ提供する。

#### （1）医療救護活動に関する情報の収集

県医療本部又は地域医療本部は、災害発生後速やかに、災害拠点病院、DMAT指定医療機関、DPAT、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社沖縄県支部、県精神科病院協会、JRAT、県透析医会、医薬品卸業協会等との定期的な連絡方法を確保するとともに、EMIS等を活用して、下記の情報を収集する。

- ①被災地域等に所在する医療機関、医薬品卸売業者及び薬局等の被災及び稼働状況
- ②非被災地域に所在する医療機関、医薬品卸売業者及び薬局等の稼働状況
- ③被災地域等に所在する医薬品備蓄倉庫等の被災状況及び備蓄状況
- ④非被災地域に所在する医薬品備蓄倉庫等の備蓄状況
- ⑤DMAT、DPAT及び医療救護班等の出動可能数
- ⑥災害拠点病院等医療機関の空床数等、受入可能数
- ⑦在宅人工透析患者、在宅酸素患者（HOT）及び在宅人工呼吸器装置患者等、継続的な治療を必要とする者の状況

#### （2）被災状況及びインフラの被害状況等医療救護活動に影響を及ぼす情報の収集

県医療本部は、災害発生後速やかに県災害対策本部及び被災地域の地域医療本部（地方本部）から、下記の情報を収集する。

- ①災害発生場所及び被害状況
- ②傷病者及び不明者の発生状況
- ③道路及び交通手段の被害状況とその復旧見積
- ④臨時ヘリポート、空港及び港湾の被害状況とその復旧見積
- ⑤水道、電気、燃料等インフラの被害状況とその復旧見積
- ⑥消防機関、県警察本部、自衛隊及び第十一管区海上保安本部等協力機関の稼働状況

## 働状況

### (3) 各機関等が行う情報の収集と共有

#### ア 地域医療本部

- ①管内の医療機関及び薬局等の被災及び稼働状況等、医療救護活動に関する情報については、地区医師会及び地区薬剤師会、並びに直接診療所及び病院等から収集する。
- ②傷病者の発生状況、道路その他のインフラの被害状況等、医療救護活動に影響を及ぼす情報については、地方本部を通じ市町村から収集するとともに、医療救護班等から収集する。
- ③定期的に地域災害医療対策会議を開催し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、管内に派遣された医療救護班等、消防機関、自衛隊及び市町村の行政担当者等（状況により参加範囲は決定する。）を参加させ、情報交換等を行い情報の共有に努める。
- ④収集した情報は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等を活用して県医療本部に報告する。

#### イ 医療機関

病院及び診療所等は、災害発生後速やかに、下記のような病院等の被災及び稼働状況を収集し、病院はE M I S等を活用して、診療所はF A X等活用できる手段により、地区医師会及び地域医療本部を通じ、県医療本部へ下記の事項を報告する。

- ①建物自体の被災状況、並びに診察室、手術室、I C U、C C U、検査室等の被災状況等、施設の使用可能状況
- ②水道、電気（自家発電装置）、ガス及びボイラー等ライフライン関連施設の使用可能状況
- ③C T、X線検査機器等の医療機器及び放射線関連設備等の医療機器の使用可能状況
- ④医薬品や医療用資機材等の使用可能状況
- ⑤受入可能傷病者数の状況

#### ウ 県医師会

- ①県医師会は、県医療本部及び地区医師会との、地区医師会は、地域医療本部との定期的な連絡方法を確保し、被害状況及び医療救護活動等の最新情報を把握し、情報を収集する。
- ②地区医師会は、災害発生後速やかに、会員及び会員が所属する医療機関等の被害状況、医療救護班の編成可能状況、傷病者受入れ状況等について把握するとともに、県医師会及び地域医療本部への報告に努める。
- ③報告を受けた県医師会は、速やかに県医療本部に報告する。
- ④地区医師会から会員への電話による確認を基本とするが、会員は地区医師会からの問い合わせがなくとも、できる限り自主的に地区医師会に被害

状況等の報告を行う。

## エ 県精神科病院協会

- ①精神科病院等は、災害発生後速やかに、被害状況及び傷病者受入状況等について、EMIS等を活用するなどして、又は地域医療本部を通じて、県医療本部（県DPAT調整本部）へ報告する。
- ②精神科病院等は、災害発生後速やかに、EMIS等を活用するなどして、または地域医療本部を通じて、県医療本部（県DPAT調整本部）にDPATの編成可能状況等を連絡する。
- ③精神科病院等は、被害状況及び医療救護活動等の最新情報を、逐次地域医療本部へ連絡する。

## オ 県透析医会

- ①県透析医会は、災害発生後速やかに、患者の安全確保、患者等の緊急避難、職員及び家族等の安全確認並びに建物及び設備等の点検など、透析医療機関の被災度の点検を行うとともに、周辺被害状況、ライフライン関連被害状況等及び透析可否の判断などの被害情報及び傷病者受入状況を収集する。
- ②透析医療機関は、収集した被害情報及び傷病者受入状況等を、速やかに、日本透析医会災害時情報ネットワークへ入力するとともに、各地区の透析医会ブロック長は、同地区の地域医療本部に、県透析医会は、県医療本部に報告する。

## カ 県薬剤師会

- ①県薬剤師会は、県医療本部、県医師会及び地区薬剤師会と、地区薬剤師会は、地域医療本部との定期的な連絡方法を確保し、被害状況及び薬品の在庫状況等の最新情報を把握し、逐次報告に努める。
- ②地区薬剤師会は、災害発生後速やかに、薬局及び医薬品備蓄センター等の被災及び稼働状況、並びに医薬品等の在庫状況を把握するとともに、県薬剤師会及び地域医療本部へ報告する。
- ③報告を受けた県薬剤師会は、医薬品卸業協会からの報告も含め、速やかに、県医療本部へ報告する。
- ④また、地区薬剤師会においては、あらかじめ災害時の薬局等との情報連絡体制を整備するとともに、災害時の連絡方法、連絡ルール等について十分協議する。

## キ 医薬品卸業協会

- ①医薬品卸業協会は、災害発生後速やかに、医薬品卸売業者等との定期的な連絡方法を確保するとともに、県医療本部及び県薬剤師会との連携体制の構築に努め、医薬品等に関する最新情報を逐次報告する。

②医薬品卸業協会は、個々の医薬品卸売業者等から、災害発生後速やかに、営業所、倉庫及び物流センター等の被災及び稼働状況、医薬品等の在庫状況等に関する情報を集約し、県医療本部及び県薬剤師会へ報告する。

#### ク 日本赤十字社沖縄県支部

赤十字血液センターは、災害発生後速やかに、施設及び備蓄病院の被災及び稼働状況、並びに血液及び血液製剤等の在庫状況を把握し、日本赤十字社沖縄県支部に報告する。また、日本赤十字社沖縄県支部は、その状況を集約し、県医療本部に報告する。

### 3 県民への情報提供

被災地内の住民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、市町村又は地域医療本部が主体となっていく。また、県医療本部は、診療可能な医療機関情報等県民が必要とする情報について、県ホームページのほか、県災害対策本部を通じて、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

## 第4章 医療救護の実施

### 1 医療救護活動のあり方

- (1) 災害発生時における医療救護活動は、医療資源（人、物）に比べて、相対的に治療対象が過大となる可能性が高いため、個々の患者への治療が制約を受けるなど、平時の医療とは異なる対応が求められる。また、被災地域では、医療機関自体が被災するなど、対応能力が著しく低下する可能性があり、重症患者の救命率を高めるため、被災地域内での医療は、中等症者及び軽症者に限定し、重症者は地域医療搬送（非被災地域への搬送）又は広域医療搬送する、ということも想定する必要がある。
- (2) 被災地域においては、災害発生時からの時間経過により、対応方針が異なってくることから、大きく「急性期」、「亜急性期」と「慢性期」に分ける。急性期においては、初動体制が十分に整わない可能性を考慮し、DMAT及びDPATによる対応を中心とし、体制が整い次第、医療救護班を含めた対応へ移行していく。
- (3) 特に、島嶼県である本県は、県外からの応援には数日を要することも考えられ、急性期には本県のみで災害時の医療救護活動を行う可能性が高いことを考慮した適切な対応が必要である。また、そのために、平時より受援の体制を整えておくことも重要である。

### 2 県医療本部及び地域医療本部の活動

#### (1) 活動の概要

- ア 災害時の医療救護活動においては、傷病者が同時に多数発生して、医療の需要が急激に高くなっていくのに対し、被災地内では医療機関自体も被災するため、相対的に医療の提供が著しく低下する可能性がある。
- イ このような状況の中では、被災地の医療機関の状況や傷病者の情報等を正確に収集し、その時に活用することのできる限りある医療資源（人、物）を把握した上で、適切に医療資源を投入していくことが大変重要になってくる。このため、これら医療資源の投入の判断や調整を的確に行うため、県医療本部や地域医療本部を設置し、急性期、亜急性期及び慢性期の活動は、次の通り実施する。

#### (2) 急性期

- 急性期では、島嶼県である本県は、県内のDMAT、DPAT及び医療救護班等による活動が主体となると予想されるので、統括DMAT、DPAT統括者及び災害医療コーディネーター等は、県医療本部及び地域医療本部（DMAT活動拠点本部及びDPAT活動拠点本部含む。）において、以下の活動を行う。
- ア 他の関係機関と連絡調整を行うほか、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT及び医療救護班等を適切な活動場所に配置するとともに、活動状況や現場の情報を常に集約する。

イ この際、地区医師会等との繋がりを有している地域医療本部及び地域コーディネーターと連携協力して、圏域内の医療資源その他の地域の状況等の情報の収集、派遣調整体制の確立に努める。

### (3) 亜急性期

亜急性期では、DMATの撤収以降の医療救護所での医療救護活動や、巡回診療、被災地内の医療機関に対する応援等を行う必要がある。そのため、本部コーディネーター及び地域コーディネーターは、県医療本部や地域医療本部等において、以下の内容について助言及び調整を行う。

ア 大規模災害の場合は、この時期においても、被災地域外から医療救護班が続々と入ってくるため、本部コーディネーター及び地域コーディネーターは、被災地域内の情報を収集し、被災地域の医療ニーズに応じた医療救護班の派遣及び配置調整を行い、適切に医療救護班を必要な場所に配置する。

イ 災害医療コーディネーターは、急性期から最終的に被災地の医療体制が復旧するまで、被災地における災害医療体制の総合調整を行うが、特に移行期において、DMATから医療救護班への円滑な引継ぎができるよう、適切な調整を行う。

### (3) 慢性期

慢性期では、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局等が徐々に再開しているが、避難生活が長期化している状況であるため、県医療本部や地域医療本部等において、避難者に対する医療救護所及び巡回による、診療、健康相談、口腔支援（口腔機能管理、口腔衛生管理）、服薬指導、リハビリ支援活動等を行う。

## 3 DMATの活動

### (1) 被災地域での活動

- ①被災地域で活動するDMATは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMAT活動拠点本部に参集し、その調整下で被災地域での活動を行う。
- ②被災地域で活動するDMATは、原則として、自力で移動する。
- ③被災地域で活動するDMATは、本部活動、病院支援、地域医療搬送及び現場活動を主な業務とする。この他現地の医療ニーズに応じて柔軟に活動する。また、地域医療本部又は県医療本部を通じ、DPAT及び医療救護班等と情報共有を含めた連携を行う。
- ④広域医療搬送に携わるべく要請を受けたDMATについても、状況に応じてこれらの活動に従事する。この場合、移動手段の確保についてはDMATロジスティックチームが支援する。



## ア 病院支援

- ①県医療本部、県DMAT調整本部、DMAT活動拠点本部及び厚生労働省は、病院の被災状況及び病院支援の必要性についての情報を収集し、EMIS等を用いて共有する。
- ②病院支援を担当するDMATは、当該病院での活動中は、当該病院長の指揮下に入る。
- ③病院支援を担当するDMATは、EMISの入力状況を確認し、必要に応じてEMIS入力を支援する。
- ④当該病院の機能維持が困難な場合、当該病院長と協議のうえ、患者の避難及び搬送の支援を行う。

## イ 地域医療搬送

- ①県医療本部は、地域医療本部及び市町村と協力して地域医療搬送を実施し、必要な総合調整を行う。
- ②県医療本部は、地域医療搬送に関わる情報を厚生労働省に提供する。
- ③地域医療搬送を担当するDMATは、搬送中の診療に従事する。
- ④県医療本部は、必要に応じてSCUを設置及び運営する。

## ウ 現場活動

現場活動を担当するDMATは、当該地域で活動中の消防機関等の指揮の下、トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等を行う。

## (2) 広域医療搬送

- ①広域医療搬送に携わるべく要請を受けたDMATは、各地域に指定された広域医療搬送拠点に参集する。
- ②広域医療搬送に携わるDMATは、SCUの活動及び航空機内の医療活動を主な業務とし、併せてSCUへの患者搬送を行う。

## ア 広域医療搬送拠点のSCU活動

- ①SCUに参集したDMATは、DMAT・SCU本部の指揮下で活動する。
- ②SCUに参集したDMATは、SCUにおける患者の症状の安定化や搬送のためのトリアージなど間断なき医療を行う。
- ③SCUを担当するDMATは、医薬品及び医療資器材等の使用状況を把握し、必要があれば、DMAT・SCU本部を通じて厚生労働省及び県医療本部に調達等の依頼を行う。

## イ 航空機内の医療活動

- ①航空機内の医療活動を担当するDMATは、DMAT・SCU本部の指揮下で活動を行う。
- ②航空機内の医療活動を担当するDMATは、航空機内における患者の症状監視と必要な処置を行う。

### (3) DMAT活動の終了

- ①DMAT活動の終了については、県医療本部が、県DMAT調整本部、DMAT事務局及び本部コーディネーターの助言を踏まえて決定する。
- ②大規模災害時等におけるDMAT活動の終了は、JMATをはじめ、日赤、大学病院、国立病院機構、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体から派遣される医療チームや地域の医療資源が確保され、組織的な支援が行われていることを目安として判断する。
- ③各DMATの活動終了については、所属するDMAT活動拠点本部、DMAT・SCU本部、DMAT域外拠点本部が派遣元の都道府県及びDMAT指定医療機関と調整する。

## 4 DPATの活動

- ①DPATは、県医療本部から国（厚生労働省）へのDPAT派遣要請、あるいは自主的な出動により被災地域に入り、大規模災害等で被災した精神科病院の患者への対応や、PTSDを始めとする精神疾患発症の予防等の支援を行う。
- ②県DPAT調整本部は、被災地の医療機関の状況や精神疾患患者の情報等に基づき、DPATの派遣先等を調整するとともに、DPATの活動を指揮及び統制する。
- ③DPATの各班は、原則として、被災地域内の災害拠点病院、精神科の病院、保健所、避難所等に設置されるDPAT活動拠点本部に参集し、その調整下で被災地域での活動を行う。主に、精神科病院避難を主導するとともに、外来、入院診療支援及び保健所等での相談業務の支援等、地域精神保健医療機関の機能の補完、避難所や在宅の精神障害者への対応、災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応、並びに地域の支援者への対応を行う。
- ④なお、活動の詳細は、「災害時におけるこころのケアマニュアル」に定める。

## 5 医療救護班の活動

### (1) 医療救護班の要請

- ①災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本赤十字社沖縄県支部、県医師会災害医療チーム（JMAT）、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会災害支援ナース、国、国立病院機構及び公立の医療機関等の医療関係機関及び団体は、災害発生後速やかに県医療本部に、医療救護班の編成可能状況等を連絡し、医療救護班の派遣要請に対応できる体制の構築に努める。
- ②なお、被災地域の医療関係機関及び団体は、災害発生後速やかに医療機関等の被害状況を地域医療本部等に連絡するとともに、地域医療本部及び関係医療機関等と定期的な連絡方法を確保し、被害状況等の最新情報の把握に努め

るものとする。

- ③医療関係機関及び団体は、県医療本部又は市町村等から医療救護班の派遣要請があった場合には、速やかに、派遣先、集合場所、集合時間、派遣班、移動手段及び携行品等を確認し、出動準備を行う。
- ④医療関係機関及び団体は、医療救護班の派遣要請がない場合にも、被害状況を判断し、必要と認められる場合には、医療救護班を出動する。なお、この場合には、EMISに入力するなどして、地域医療本部又は市町村に事後報告する。
- ⑤医療救護班の派遣要請に係る連絡は、必ず双方で要請者と連絡担当者を確認するとともに、要請内容を記録する。
- ⑥医療関係機関及び団体は、県医療本部から医療救護班の派遣要請があった場合、若しくは独自の判断で出動を決定した場合には、事前に定める緊急連絡網により、速やかに非被災地域の地区医師会等を通じて会員へ指示及び伝達する。

## (2) 医療救護班の活動内容

医療救護班は、主に避難所及び医療救護所における医療、並びに被災地域の病院及び診療所の診療への支援を行うとともに、避難所の状況把握と改善、在宅患者及び避難者の医療及び健康管理等を行い、主なものは、次のとおりである。

- ①傷病者に対する応急処置
- ②トリアージ（後方医療機関への搬送の要否、搬送の際の優先順位の決定など）
- ③搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ④軽症者に対する医療
- ⑤診療記録作成
- ⑥医薬品等の補給、調剤、服薬指導
- ⑦医療救護班等の派遣要請
- ⑧助産救護
- ⑨訪問歯科医療機材の提供、並びに口腔支援及び口腔衛生品等の提供
- ⑩介護老人保健施設等の情報確認にて高齢者の肺炎予防への対応
- ⑫死亡の確認

## 6 ドクターヘリの活動

- ①県DMAT調整本部の内部組織として、ドクターヘリ調整部を設置する。同調整部は、県災害対策本部内の航空運用調整班にも所属し、県警察本部、消防機関、自衛隊及び第十一管区海上保安本部等と航空機運用に関して情報共有、連携を行う。
- ②ドクターヘリ本部は、被災地の基地病院等に設置又は被災地に基地病院がないなどの場合は、県DMAT調整本部の下に、DMAT・SCU本部、DMAT活動拠点本部とともに設置され、ドクターヘリ調整部の指揮下でドクターヘリ

に関する運用調整を行う。

- ③ドクターヘリは、ドクターヘリ本部の指揮下で活動し、県警察本部、消防機関、自衛隊、第十一管区海上保安本部等の関係機関と協力しつつ、被災地のニーズに沿った活動、主に被災現場又は被災地の医療救護所、診療所、病院等医療機関から、災害拠点病院等へ、重症者等を搬送する。

## 第5章 傷病者の搬送

### 1 傷病者の搬送調整

- ①医療救護所及び被災地域内医療施設でのトリアージ結果に基づき、医療救護所、医療施設等で対応できない重傷者等については、疾病内容に応じて、緊急治療群から順次、災害拠点病院等の後方医療施設へ搬送する。
- ②搬送先の決定に当たっては、被災地域内外の医療施設の受入可能状況の情報をEMIS等で参照する。
- ③地域医療本部は、管轄区域外への搬送など調整が必要になる場合は、県医療本部と連携して搬送先を調整する。
- ④災害拠点病院は、入院患者の転送要請数等について、EMIS等を活用して県医療本部及び地域医療本部に報告し、搬送に関する調整を要請する。
- ⑤災害拠点病院は、医療救護所、医療機関等から搬送される中等症者、重症者等について、院内で対応が困難な場合は、県医療本部及び地域医療本部に搬送に関する調整を要請する。
- ⑥県医療本部は、地域医療本部及び被災地内医療機関等から搬送の要請があった場合、本部コーディネーターと調整し搬送先を決め、消防機関等へ通知するとともに、県災害対策本部へ搬送のための輸送手段（車両、ヘリ等航空機及び船舶）等について調整する。
- ⑦県医療本部は、県災害対策本部との調整結果に基づき、消防機関、自衛隊及び第十一管区海上保安本部等と搬送について細部調整する。
- ⑧特に、病院避難（精神科病院を含む。）に伴う入院患者の搬送、並びに在宅人工透析患者、在宅酸素患者（HOT）及び在宅人工呼吸器装置患者等、継続的な治療を必要とする者の広域医療搬送が必要となる場合を考慮して、早期から情報の収集に努めるとともに、県災害対策本部との調整を図る。

### 2 地域医療搬送

#### （1）消防機関等の車両による搬送

消防機関、自衛隊をはじめとする関係機関は、災害現場又は医療機関から、後方医療施設等へ、救急車等車両により傷病者を搬送する。

#### （2）航空機による搬送

ア 県医療本部は、ヘリ等航空機での搬送が必要となった場合、県災害対策本部（航空運用調整班）を通じ要請し、要請結果に基づき自衛隊ヘリ及び第十一管区海上保安本部保有航空機による、後方医療機関等への地域医療搬送の調整を行う。また、多数の傷病者をヘリ等航空機で搬送する場合は、**県医療本部は、県災害対策本部と協議して航空搬送拠点を決定し、その時点での状況に応じて、航空搬送拠点周辺の適切な場所にSCUを設置する。**

#### イ 沖縄県ドクターヘリ

- ① 沖縄県ドクターヘリ（浦添総合病院）は、ドクターヘリ運航要領に基づき、

県災害対策本部(航空運用調整班)と協議の上、県DMA T調整本部の内部組織であるドクターヘリ調整部及びその下部組織として設置されるドクターヘリ本部の指揮の下で、被災地域の傷病者の救命処置及び搬送に当たる。

②県医療本部は、県災害対策本部と調整して、地域医療搬送に当たるドクターヘリの燃料の確保に努める。

#### ウ 自衛隊ヘリ及び第十一管区海上保安本部保有航空機

①県災害対策本部(航空運用調整班)との調整結果に基づき、県医療本部は、自衛隊及び第十一管区海上保安本部等と搬送に関する細部調整を行うとともに、調整結果に基づく搬送予定等について関係する地域医療本部及び災害拠点病院等へ連絡する。

②航空機による搬送を行う場合、県医療本部は、県災害対策本部と調整し、ヘリポート等の設定及び準備等を行うとともに、県DMA T調整本部及び災害拠点病院等関係機関に調整結果を伝達する。

### (3) 船舶による搬送

ア 県医療本部は、傷病者の船舶での搬送が必要となった場合、県災害対策本部に要請及び調整し、民間船舶会社、自衛隊及び第十一管区海上保安本部等保有の船舶による、離島から後方医療機関等への地域医療搬送を行う。

イ 県災害対策本部との調整結果に基づき、県医療本部は、民間船舶会社、自衛隊及び第十一管区海上保安本部等と搬送に関する細部調整を行うとともに、調整結果に基づく搬送予定等について関係する地域医療本部及び災害拠点病院等へ連絡する。

ウ 船舶による搬送を行う場合、県医療本部は、県災害対策本部と調整し、港湾等の準備及び港湾までの搬送手段の確保等を行うとともに、県DMA T調整本部及び災害拠点病院等関係機関に調整結果を伝達する。

エ 水及び電気等のライフラインが途絶し、在宅人工透析患者、在宅酸素患者(HOT)及び在宅人工呼吸器装置患者等、継続的な治療を必要とする者等の多数の患者の広域医療搬送が必要となった場合は、船舶による搬送も検討する。

## 3 広域医療搬送

### (1) 広域医療搬送の決定及び航空機の調整

①被災地域や県内医療機関だけでは治療、收容することができない重症者及び在宅人工透析患者、在宅酸素患者、在宅人工呼吸器装置患者等、継続的な治療を必要とする者等の搬送が必要となった場合、県医療本部は、**県災害対策本部と調整して、国に広域医療搬送の実施を要請する。**

②県医療本部は、**県災害対策本部と調整して被災地内の航空搬送拠点を確保し、その結果を国に報告するとともに、国が策定する広域医療搬送計画に基づき、**

自衛隊、医療機関及び消防機関等の協力を得て、各災害拠点病院等から航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）への傷病者の搬送を実施する。

## （２）航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置及び運営等

### ア SCUの設置

- ① 県医療本部は、国が決定した被災地内の航空搬送拠点周辺の適切な場所にSCUを設置する。
- ② 県医療本部は、DMAT、自衛隊及び消防機関等からの協力を受け、管内のSCUに、広域医療搬送に関わるDMATの活動を統括するDMAT・SCU本部を設置する。

### イ SCUの運営

- ① DMAT・SCU本部は、県DMAT調整本部の指揮下に置く。
- ② DMAT・SCU本部に先着したDMATは、県及び厚生労働省等と連携し、DMAT・SCU本部の立ち上げを行い、当面の責任者となる。
- ③ 先着したDMATの責任者が統括DMAT登録者でない場合は、統括DMAT登録者が到着後に、先着したDMATの責任者から到着した統括DMAT登録者に権限を委譲する。
- ④ DMAT・SCU本部は、必要に応じて自衛隊、消防機関等関係機関からの連絡要員を受け入れる。
- ⑤ DMAT・SCU本部は、本部要員として、災害医療センター及び大阪医療センターから派遣される要員、県内外の統括DMAT登録者、DMATロジスティックチーム隊員等を受け入れる。

### ウ DMAT・SCU本部の主な業務

- ① 参集したDMATの指揮及び調整
- ② 診療部門、医療搬送部門の設置及び運営
- ③ 広域医療搬送等に関する情報収集
- ④ 広域医療搬送患者の情報管理
- ⑤ 搬送手段の調整
- ⑥ 地域における受入医療機関の調整
- ⑦ DMAT、医療機関へのロジスティックス
- ⑧ 県DMAT調整本部、県医療本部、県災害対策本部等との連絡及び調整
- ⑨ 消防機関、自衛隊、医師会等の関係機関との連携及び調整
- ⑩ ドクターヘリの運航と運用に関わる調整
- ⑪ 厚生労働省との情報共有
- ⑫ その他必要な事務

## （３）船舶による搬送

水及び電気等のライフラインが途絶し、在宅人工透析患者、在宅酸素患者（HOT）及び在宅人工呼吸器装着患者等、継続的な治療を必要とする者等の

多数の患者の広域医療搬送が必要となった場合は、船舶による搬送も検討する。



## 第6章 医療機関の活動

### 1 被災地域の医療機関の活動

#### (1) 基本的な活動方針

- ①被災地域において診療機能が確保されている病院や診療所等の医療機関では、地震発生直後から多数の傷病者が来院し、医療機関内に大きな混乱がもたらされるものと予想されることから、速やかに傷病者の受け入れ体制を整備するとともに、医師、看護師等の参集を通じて必要な診療体制を整え、傷病者への応急処置等を行う。
- ②また、傷病者への診療を円滑に行うため、傷病者の受入時のトリアージを実施するとともに、医療機関内での対応が困難な重症者等については、速やかに消防機関や地域医療本部又は県医療本部へ、診療可能な医療機関への搬送を要請する。
- ③一方、施設や医療機器、ライフライン関連施設等の被害により、自院内で診療行為の継続が不可能な場合で病院避難が完了した後は、医師、看護師等の派遣、医薬品、医療資器材等の供給等により、近傍に設置された医療救護所又は他の診療可能な医療機関における医療救護活動を積極的に支援する。

#### (2) 活動内容

被災地域の病院及び診療所等医療機関は、災害発生後、次の業務を行う。

##### ア 院内の状況整理

- ①地震発生後速やかに、職員及び関係者の安否確認や病院施設等の被災状況を確認する。
- ②職員の自主的な参集を基本とし、被害状況等に応じて職員（医師、看護師、事務職員、関係業者等）への参集連絡を行うとともに、病院管理者（指揮が取れない場合に備え職務代行者を必ず確保）を指揮命令権者とする災害対策本部を設置し、医療救護活動のための体制を確保する。

##### イ 地区医師会及び地域医療本部への情報提供

職員及び関係者の安否や参集等状況及び病院施設等の被災状況、並びに救護活動への対応の可否等を、病院はE M I S等を活用して、診療所はF A X等活用できる手段により、地区医師会及び地域医療本部へ報告する。

##### ウ 院内での医療救護活動

- ①入院患者の安全確認を行い、確認の結果、傷病者等が発生していれば、対応可能な職員で分担し、応急処置を実施する。
- ②医療機関は、在院スタッフを中心として、速やかに必要な診療体制を整え、傷病者の症状に応じて、応急診療等を行う。
- ③傷病者の受入れに当たっては、受付、トリアージ、診療、入院及び遺体安置の場所のゾーニングを行い、適切かつ迅速に医療活動を行う。この際、医療救護活動記録（トリアージタグを含む。）の作成を確実に行う。

- ④一方、避難等が必要な場合は、あらかじめ定められている避難計画等に基づき、安全な場所へ避難誘導を行う。
- ⑤特に、人工透析患者や心疾患患者など、専門医療機関への搬送が必要となる患者については、地域医療本部及び地区医師会等の関係機関とも連絡を取り、適切な受入先の確保を図る。この際、県外への広域医療搬送も考慮する。

#### エ 転院等が必要な場合の搬送要請

トリアージの結果、自院での対応が不可能となるなど、転院が必要な傷病者は、地域医療本部又は消防機関に対して搬送を要請する。

#### オ 医薬品等の補給

医療機関は、災害発生時の医薬品、医療資器材等が不足する場合には、地域医療本部を通じて県医療本部へ支援を要請する。

#### カ 医療救護班等の派遣要請

自院の医療スタッフのみでは、来院する傷病者への対応が困難であると判断した場合には、地域医療本部又は地区医師会を通じて、県医療本部へ医療救護班の派遣要請を行う。

#### キ 被災地の医療救護所や診療可能な医療機関への支援

災害による施設や医療機器、ライフライン関連施設等の被害により、医療機関内での診療行為の継続が不可能な医療機関において、入院患者がいる場合は、地域医療本部に対し病院避難の支援を要請する。病院避難後は、被災地に設置される医療救護所や他の診療可能な医療機関に、医師、看護師等を派遣するとともに、医薬品、医療資器材等及び水、燃料等を供給するなど、積極的に医療救護活動を支援する。

#### ク 遺体への対応

- ①医療機関に搬送された時点で死亡している者及び当該医療機関で死亡した者は、医療機関内の遺体安置ゾーンに一旦仮安置し、所轄警察署にその旨届け出る。
- ②所轄警察署の指示により医療機関内で検視及び検案が実施される場合は、遺体の検案に協力する。

#### ケ 広 報

- ①医療救護活動に支障をきたさないように、傷病者の家族や報道機関からの問い合わせに応じる広報窓口を設置し、広報窓口担当者は、事務職員が取りまとめた傷病者情報の照会に対応する。
- ②報道機関に対しての情報提供、取材の受付は、広報窓口を通して行い、広報窓口担当者が必ず立会いして、傷病者のプライバシーの保護、医療救護活動への阻害防止を図る。

## 2 非被災地域の医療機関の活動

### (1) 基本的な活動方針

- ①被災地域の医療機関では、建物や設備の被害、医療機器等の被害、ライフライン関連被害等に伴う診療機能の低下により、重症者等への対応が不可能となったり病院避難が必要となることが想定される。このため、非被災地域にある病院及び診療所等は、速やかに重症者等の受入体制を整備するとともに、医師、看護師等の参集を通じて必要な診療体制を整え、重傷者等が搬送された場合には受け入れを行う。
- ②被災地で展開される医療救護活動を積極的に支援するため、関係機関からの要請に基づき、医療救護班の編成及び派遣を行うとともに医薬品、医療資器材等を供給する。

### (2) 活動内容

非被災地域の病院及び診療所等医療機関は、災害発生後、次の業務を行う。

#### ア 重傷者等の受入可能状況の把握

- ①医療機関は、災害発生後速やかに、医師、看護師、事務職員等への参集連絡を行い、重症者等の受入において対応可能な医療スタッフを把握する。
- ②空床数や対応可能な重症度及び診療科目を明らかにし、受入可能な傷病者数を重症度ごとに把握する。
- ③医療機関は、上記で把握した対応可能な医療救護内容（受入可能傷病者数及び重傷者の受入体制など）を、EMIS等を活用して、所属する地区医師会又は地域医療本部を通じて、県医師会又は県医療本部に速やかに報告する。

#### イ 医療救護班派遣可能状況の把握

- ①医療機関は、参集した医師等を中心として、医療救護班の派遣可能状況を把握し、EMIS等を活用して、地区医師会又は地域医療本部を通じ、県医師会又は県医療本部に速やかに報告する。
- ②医療機関は、県医療本部から県医師会及び地区医師会等を通じて医療救護班の派遣要請を受けた場合には、医療救護班を編成し、被災地へ派遣する。
- ③医療救護班の派遣要請を受けた際には、派遣班数、主要な業務、派遣先、集合場所、搬送手段等を必ず確認する。
- ④医療救護班の派遣に当たっては、原則として自己完結型で行動できるように準備するとともに、派遣期間が長期に及ぶことも想定されるため、交代要員の準備、医薬品等の補給等について十分考慮する。

#### ウ 受入重症者等への対応

- ①医療機関は、救急医等の在院医療スタッフ等を中心として診療体制を整える。また、重症者等が搬送された際には、改めてトリアージを行い、治療の緊急度に応じて迅速かつ適切な診療を行う。

- ②重傷者等の受入れに当たっては、受入場所やトリアージエリアを確保するとともに、担架、応急治療用ベッド、医療資器材等の十分な確保に努める。
- ③通常の流通ルートからの供給のみでは、医薬品、医療資器材等が不足する場合には、地域医療本部又は県医療本部へ補給を要請する。

## 第7章 医薬品等の確保及び供給体制

県は、大規模な災害発生時に、医療救護活動に必要な医薬品、医療機器及び医療用ガス類（以下「医薬品等」という。）を迅速かつ的確に供給するために、沖縄県医薬品卸業協会と協議して、医薬品を備蓄するとともに、県医療本部及び地域医療本部と連携した供給体制を整備する。

### 1 医薬品等の需給状況の把握

#### （1）県医療本部

- ①県医療本部は、地域医療本部、薬剤師会、並びに沖縄県医薬品卸売業協会、沖縄県医療機器協会及び一般社団法人日本産業・医療ガス協会（以下「医薬品卸業協会等」という。）からの医薬品等の需給状況を把握する。
- ②県医療本部は、現在の需給状況と今後の見通しについて、災害発生直後及びその後も定期的に厚生労働省に報告するものとする。
- ③県医療本部は、需給状況調査又は検討の結果、医薬品等の不足が予想される場合には、九州・山口9県災害時応援協定書に基づき災害時緊急医薬品等の支援要請を検討する。

#### （2）地域医療本部

地域医療本部は、地区医師会等と連携し、管内医療機関、医療救護所及び地区薬剤師会等の医薬品等の需給状況を把握し、県医療本部に報告する。

#### （3）県医師会

- ①医療機関の責任者は、必要な医薬品等を把握し、医薬品・医療資器材等応援要請書により地区医師会又は地域医療本部に報告する。
- ②地区医師会は、管内の医療機関等に対し、医薬品等の需給状況について、地域医療本部に報告するよう促すとともに、地域医療本部と連携し、医療機関の医薬品等の需給状況の把握に努める。

#### （4）県薬剤師会

- ①地区薬剤師会は、管内の薬局等の被害状況及び医薬品等需給状況を把握し、県薬剤師会及び地域医療本部に報告する。
- ②県薬剤師会は、地区薬剤師会から報告のあった薬局等の被害状況及び医薬品等需給状況を把握し、県医療本部に報告する。
- ③県薬剤師会は、県内で保管している災害時緊急医薬品等を迅速に出庫できる体制を整備する。

#### （5）医薬品卸業協会等

- ①災害発生後の医薬品等の供給には、卸売業者等の業務回復が不可欠である。このため、対応マニュアルを作成するとともに、商品及び卸機能の生き残りのため、耐震対策（転倒等防止、耐震補強工事、通信手段の確保、コンピュ

ータのバックアップ機能等)を講じるよう努める。

- ②医療機関からの連絡がなくても、積極的に需要把握のための情報収集を行い、得られた情報は速やかに県医療本部に連絡する。

## (6) 赤十字血液センター

被災地の地域医療本部、DMAT活動拠点本部及び県医療本部と連絡を取り必要な血液製剤の需要情報を収集するとともに、県内に備蓄している血液製剤等の種類、数量等を把握し、調達可能状況について明らかにする。

## 2 災害時緊急医薬品等の備蓄と供給

### (1) 備蓄体制

- ①大規模な災害が発生した場合、傷病者の応急手当等の措置が必要となってくる。この場合、一度に大量の医薬品等が必要となるため、医療救護所へ緊急にこれらを供給することが必要となってくることから、県内各地域に分散して一定量を「九州・山口9県災害時応援協定」に係る医療支援に関する実施細目を基本として、医薬品等を備蓄する。
- ②初動医療のため、災害時緊急医薬品、医療資器材等の種類及び量等のリストを作成し、薬剤師が管理できる場所に備蓄を委託する。

### (2) 備蓄場所及び備蓄医薬品等

地域	備蓄場所名称	所在地	電話
中部	県立中部病院	うるま市宮里 281	098-973-4111
宮古	県立宮古病院	宮古島市平良字下里 427-1	0980-72-3151
八重山	県立八重山病院	石垣市字大川 732 番地	0980-83-2525

※ 備蓄医薬品等については、参考資料を参照

### (3) 災害時緊急医薬品の搬送方法

- ①大規模災害時には、情報、通信及び交通の混乱が予想されることから、行政、医療機関、薬剤師会、医薬品卸業協会等の関係団体等は連携して迅速な対応をとる必要がある。
- ②災害時緊急医薬品等の被災地の医療救護所への搬送は、一義的に県が自ら搬送すべきであるが、迅速な搬送を図るためには、保管場所近隣に所在する医薬品等供給業界関係者（医薬品卸業協会等）の協力を得る。
- ③陸路搬送が不可能な場合は、県医療本部は、県災害対策本部を通じ、自衛隊ヘリコプター等に緊急医薬品等搬送の協力を得る。

## 3 医薬品等の確保・補給

### (1) 県医療本部

- ①県医療本部は、地域医療本部から医療救護所の設置の報告があった場合には、直ちに県薬剤師会の医薬品備蓄所に対し医薬品の出荷を指示する。
- ②被害が予想を上回る場合、直ちに県災害対策本部を通して、九州・山口9県

災害時応援協定に基づき、各県に対し、災害時緊急医薬品等の支援要請を行うとともに、更に甚大な被害の災害となった場合には厚生労働省に対し、医薬品等の支援要請を行う。

- ③県医療本部が指定する支援物資指定集積所で、医薬品等を受け入れることとするが、仕分け及び管理については専門知識を有する者が必要であるため、県薬剤師会等に人的支援を要請する。
- ④医薬品等の迅速な供給を行うため、通行可能な道路の状況を把握し、供給ルートを確認する。なお、陸路が困難な場合は、県災害対策本部（航空運用調整班）を通じ、自衛隊ヘリコプター等による緊急輸送を要請する。
- ⑤医薬品等の確保及び供給業務について、関係者との連絡及び調整を行う。

## （２）地域医療本部

- ①地域医療本部は、医療救護所及び災害拠点病院等からの供給要請に対し、直ちに県医療本部に調達・あつせんを要請する。
- ②輸送手段は医薬品等供給者が確保することとするが、不可能な場合は、地域医療本部又は県医療本部が確保する。その際、医薬品を迅速に受領するため、県災害対策本部を通じ、消防機関及び自衛隊等に応援を要請して、緊急通行車両を確認しておく。
- ③地域医療本部は、医薬品等の迅速な供給を行うため、市町村の通行可能な道路又は通行不可能な道路の状況を県医療本部に報告する。なお、陸路が困難な場合は、ヘリコプター等による緊急輸送を行うため、県災害対策本部又は市町村災害対策本部を通じ、ヘリポートを確認する。

## （３）県医師会

県医師会は、県内で医薬品等の供給が滞った場合に、県医療本部と連携し、県内医療機関の医薬品等の備蓄状況を把握し、県内医療機関の備蓄を活用した供給を検討する。

## （４）県薬剤師会

県薬剤師会は、医薬品備蓄場所、集積所、医療救護所、避難所における医薬品等の仕分け、管理を行うため、薬剤師を派遣する。

## （５）医薬品卸業協会等

- ①医薬品卸業協会等は、医薬品等の迅速な供給を行うため、「緊急通行車両確認証明書」を所有する緊急輸送車両等を確保するとともに、輸送業務の人員の確保対策を整備する。
- ②緊急時に大量に需要が見込まれる医薬品等については、平時から保管及び管理体制を明確にし、担当者以外でも対応できるようにしておく。
- ③大規模な災害が発生し、県医療本部又は地域医療本部から医薬品等の供給の要請があった場合は、当該要請に迅速に対応するものとする。

#### (6) 赤十字血液センター

- ①赤十字血液センターは、非被災地に採血車を出動させて、献血を実施する。
- ②血液の不足が予想される場合は、早い段階から日本赤十字社に応援を依頼し、県外から血液製剤を確保する。

### 4 薬剤師等の確保

#### (1) 県医療本部

- ①県医療本部は、県薬剤師会と協議し、医療救護所等で必要とする薬剤師及び、医薬品等集積所の業務に従事する薬剤師等を確保する。

#### (2) 県薬剤師会

- ①県薬剤師会は、県に対する薬剤師の支援体制を地区薬剤師会と連携して整備するとともに、災害発生後、県医療本部からの要請に応じ、薬剤師を派遣する。
- ②県薬剤師会は、災害発生後、薬剤師の不足が予想される場合は、日本薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。
- ③県薬剤師会は、薬剤師活動への支援体制（派遣の方法、生活物資、通信及び交通手段の確保並びに対策本部の設置等）を構築し、災害発生後は、必要な情報の収集、地区薬剤師会との連絡調整、行政との折衝、必要物資の確保等、薬剤師活動への支援を行う。



## 第8章 医療救護班等の受入等

### 1 医療救護班等の受入れ

県医療本部は、DMAT、DPAT及び医療救護班等の受入れについては、被害の状況や支援要請に基づき、県内の医療機関並びに厚生労働省及び協定先県等との調整により、県医療本部（災害医療調整班）で協議の上、出動先等を決定する。これに伴い、一義的には県医療本部が医療救護班等の受入れを担当するが、下記の機関から受入れに伴う支援及び協力を得て受入体制を確立する。

なお、海外からの支援に関しては、国と協議してその要否を判断する。

#### （1）県医療本部

- ①県医療本部は、県内DMAT、DPAT及び医療救護班等の受入れ等に当たっては、地域医療本部及びDMAT活動拠点本部、並びに被災地に所在する医療機関と調整する。
- ②県外DMAT、DPAT及び医療救護班等の受付は、指定する参集場所（県医療本部が状況により決定する。）で行う。

#### （2）地域医療本部

- ①派遣された県内外DMAT、DPAT及び医療救護班等を受入れ、人員及び装備等を把握する。
- ②県医療本部及び参画する各機関を通じず、自主的に参加する医療従事者等が、直接地域医療本部、災害拠点病院又は病院等医療機関へ赴いた場合は、受入れの是非を検討するとともに、受け入れる場合には、その場所で受付を行い、県医療本部へその旨報告する。
- ③受け入れた医療従事者等の把握及び活動状況等を、随時県医療本部へ報告する。

#### （3）DMAT活動拠点本部

- ①DMAT活動拠点本部は、県内及び県外DMAT等の受入れ、人員及び装備等を把握する。
- ②受け入れた県内外のDMAT及び活動状況等のEMISへの登録を確認し、随時県医療本部へ報告する。

#### （4）被災地に所在する医療機関

- ①被災地に所在する医療機関は、派遣された県内外のDMAT、DPAT及び医療救護班等の受入れを行う。
- ②県医療本部等を通じず、自主的に参加する医療従事者等が、直接病院等医療機関へ赴いた場合は、受入れの是非を検討するとともに、受け入れる場合には、その場所で受付を行うとともに、地域医療本部を通じ、県医療本部へその旨報告する。
- ③受け入れた県内外のDMAT、DPAT及び医療救護班の把握及び活動状況

について、EMISへの登録又は地域医療本部を通じ県医療本部へ報告する。

#### (5) 被災地の市町村

- ①被災地の市町村は、地域医療本部又は県医療本部からの要請があった場合、派遣された県内外のDMAT、DPAT及び医療救護班等の受入れに協力し支援に努める。
- ②医療救護班等を受け入れた市町村は、地域医療本部又は県医療本部からの要請により、当該市町村内の移動支援に努める。

## 2 活動支援

県内外のDMAT、DPAT及び医療救護班等は、原則として自己完結型で活動するが、県医療本部、地域医療本部、DMAT活動拠点本部及び市町村などの支援及び協力を得て活動体制を確立する。

県医療本部は、出動先への移動については、県災害対策本部と調整し、レンタカー協会、タクシー協会及びバス協会等関係機関へ協力の要請を行う。状況により、県災害対策本部を通じ、消防機関、県警察本部、自衛隊及び第十一管区海上保安本部等の車両やヘリ等航空機を活用して行う。また、被災地の市町村の協力も要請する。

参 考 资 料

1 災害拠点病院一覧

区分	基幹災害拠点病院		地域災害拠点病院		
	県立中部病院	県立北部病院	県立南部医療センター こども医療センター	浦添総合病院	
所在地	うるま市宮里 281	名護市大中 2-12-3	南風原町新川	浦添市伊祖 4-16-1	
施設概要	診療部 m <sup>2</sup>	11,727	1,774	13,716	414
	病棟部 m <sup>2</sup>	14,083	7,317	13,476	5,685
	病床数	550	327	434	311
	標榜診療科	内・循・外・整 外・心電等	内・外・脳外・循 等	内・外・小児・循・整 外等	内・循・外・脳外・心 電等
	救急告示	有(S51.3.22)	有・S52.3.10	有(H18.4)	有(S59.12.1)
	救命センター	有(H13.10): 12床	-	有(H18.10): 10床	有(H17.4.1): 10床
	耐震構造	一部有り	有	有	有(一部未耐震)
	備蓄倉庫 m <sup>2</sup>	-	-	24.7	26.33
	自家発電	kVA(72h)	640kw(432h)	2,000kVA(3日)	1,300kwh(76h)
	受水槽 m <sup>2</sup>	(48h)	230(37h)	360(3日)	430(48h)
	診察予備室 m <sup>2</sup>	-	-	-	-
	研修室 m <sup>2</sup>	392	-	228.2	235.76
	ヘリポート	-	-	-	有(病院から2.2km)
災害時備品	携帯蘇生器	2	1( )	14	17(1)
	酸素吸入器	-	-	0	100(27)
	ショックパンプ	-	1( )	0	-
	熱傷ベッド	-	-	1	-
	CT	2	-	3	2(1)
	移動用X線	7	5( )	8	4(3)
	人工呼吸器	40	5( )	68	25(2)
	患者モニタリング	23	41( )	99	40(5)
	人工透析	4	28( )	20	5
	手術室	7	5( )	9	9(9)
	応急用薬品	-	-	有(7日)	有(3日)
	簡易ベッド	30	27( )	10	60(60)
	テント	2	3	6	-
	担架	11	12	6	4
	簡易トイレ	-	44( )	0	16
	投光器	-	-	3	5
搬送車	2	1	1	1	
救急セット	1	3	3	30(8)	

区 分		地域災害拠点病院			
		沖縄赤十字病院	豊見城中央病院	県立宮古病院	県立八重山病院
所在地		那覇市	豊見城市字上田 25	宮古島市平良	石垣市字大川
施設概要	診療部 m <sup>2</sup>	7,657	12,049	9,810	個別実測値なし
	病棟部 m <sup>2</sup>	8,482	11,158	5,886	個別実測値なし
	病床数	314	378	許可 305 稼働 276	288(稼働病床)
	標榜診療科	内・循・外・整・脳外等	心外・脳・循・整等	内・外・整・小・産・精等	内・外・整・精・小・産・婦等
	救急告示	有 (S60.4.10)	有 (H01.3/22)	有 (S52.3.10)	有 (S59.7.3)
	救命センター	—	無し	—	—
	耐震構造	有	有	有	有
	備蓄倉庫 m <sup>2</sup>	193.005	32	149.9	—
	自家発電	1,000KVA(2日)	1,250KVA(72h)	1,480kVA(3~4日)	高圧発電機 500kwh(72h) 低圧発電機 2台 240kwh、267kwh(72h)
	受水槽 m <sup>2</sup>	160 (1.25日)	250	193(3~4日)	340(72h弱)
	診察予備室 m <sup>2</sup>	1,494.84	—	—	—
	研修室 m <sup>2</sup>	204.653	無	65.764	36.94
ヘリポート	—	無	—	—	
災害時備品	携帯蘇生器	12	0	2	6
	酸素吸入器	6	5	—	29
	ショックパンプ	—	0	—	—
	熱傷ベッド	—	0	—	—
	CT	2	2	1	1
	移動用X線	3	2	4	3
	人工呼吸器	13	1	成人 11 小児 2	16
	患者モニタリング	50	5	46	34
	人工透析	17	55	13	13
	手術室	6	12	4	3
	応急用薬品	有	2	有(通常診療5日)	有
	簡易ベッド	28	10	25	11
	テント	7	0	2	—
	担架	10	1	—	5
	簡易トイレ	—	0	—	—
	投光器	4	0	3	—
	搬送車	5	1	1	—
救急セット	3	3	大人 16 小児 6	19	

区 分		救急告示病院		
		中頭病院	中部徳洲会病院	ハートライフ病院
所在地		沖縄市字登川 610	北中城村アワセ土地区画整理 事業地内	中頭郡中城村
施設概要	診療部 m <sup>2</sup>	14,586	11,383	15,565
	病棟部 m <sup>2</sup>	12,010	11,525	9,115
	病床数	355	347 (H29.3.1)	300
	標榜診療科	30	内・循・外・心外・脳外・整形・小児等	内・外・整・脳・小児等
	救急告示	有	有 (H28.4.1)	有
	救命センター	無		
	耐震構造	免振	免震構造	有
	備蓄倉庫 m <sup>2</sup>	45	58.97	53
	自家発電	有 1,225KVA (8日)	1,000kVA×2 (7日)	1,320kWh (6.5d)
	受水槽 m <sup>2</sup>	100	288 (7日)	290 (3d)
	診察予備室 m <sup>2</sup>	有		346
	研修室 m <sup>2</sup>	リハビリ室 269	240.76	285
	ヘリポート	有	屋上ヘリポート	—
災害時備品	携帯蘇生器	22 (3)	2	70 ( )
	酸素吸入器	250	5	106 ( )
	ショックパッド	無		—
	熱傷パッド	5		1 (1)
	CT	3	3	2 ( )
	移動用X線	3	2	3 ( )
	人工呼吸器	18 (4)	20	12 ( )
	患者モニタリング	101 (5)	110	146 ( )
	人工透析	29	41	48 ( )
	手術室	11	10	5 ( )
	応急用薬品	有 (4日)	有	有 (7d)
	簡易パッド	34	120	265 (265)
	テント	1	2	3 (3)
	担架	11	30	10 ( )
	簡易トイレ	無	5	50 ( )
	投光器	7	10	2 (2)
搬送車	1 (1)	3	2 (2)	
救急セット	15 (4)		17 (17)	

## 2 関係機関連絡先一覧

(1) 沖縄県			
機関名	電話番号【FAX 番号】	郵便番号	所在地
保健医療部 保健医療総務課 医療政策課 地域保健課 衛生薬務課	098-866-2169 【098-866-2638】 098-866-2111 【098-866-2714】 098-866-2215 【098-866-2241】 098-866-2055 【098-866-2723】	900-8570	那覇市泉崎 1-2-2
知事公室 防災危機管理課	098-866-2143 【098-866-3204】		
(2) 保健所			
機関名	電話番号【FAX 番号】	郵便番号	所在地
北部保健所	0980-52-2714 【0980-53-2505】	905-0017	名護市大中 2-13-1
中部保健所	098-938-9700 【098-938-9779】	904-2155	沖縄市美原 1-6-28
南部保健所	098-889-6945 【098-888-1348】	901-1104	南風原町字宮平 212
八重山保健所	0980-82-3240 【0980-83-0474】	907-0002	石垣市字真栄里 438
宮古保健所	0980-72-2420 【0980-72-8446】	906-0007	宮古島市 平良字東仲宗根 476
(3) 二次医療圏病院			
機関名	電話番号【FAX 番号】	郵便番号	所在地
県立北部病院	0980-52-2719 【0980-54-2298】	905-8512	名護市大中 2-12-3
県立中部病院	098-973-4111 【0980-973-2703】	904-2293	うるま市字宮里 281
中頭病院	098-939-1300	904-2195	沖縄市字登川 610
中部徳洲会病院	098-932-1110	901-2393	北中城村アワセ土地区 画整理事業内 2 街区 1
県立南部医療センター・ こども医療センター	098-888-0123 【098-888-6400】	901-1193	南風原町字新川 118-1
浦添総合病院	代表 098-878-0231 【098-877-2518】 ER 直通 098-876-5028 【098-851-5222】 衛星携帯電話 080-8563-5789 ドクヘリ基地 (浦添市港川) 098-875-5157 【098-875-5158】	901-2132	浦添市字伊祖 4-16-1
琉大医学部付属病院	098-895-3331	903-0215	西原町字上原 207
沖縄赤十字病院	098-853-3134 【098-853-7811】	902-8588	那覇市与儀 1-3-1
南部徳洲会病院	098-998-3221	901-0417	八重瀬町字外間 171-1
那覇市立病院	098-884-5111 【098-885-9596】	902-8511	那覇市古島 2-31-1
豊見城中央病院	098-850-3811	901-0243	豊見城市字上田 2 5

機関名	電話番号【FAX 番号】	郵便番号	所在地
ハートライフ病院	098-895-3255	901-2492	中城村字伊集 2 0 8
沖縄協同病院	098-853-1200【098-853-1212】	900-8558	那覇市古波蔵 4-10-55
大浜第一病院	098-866-5171【098-864-1874】	900-0005	那覇市天久 1000
県立宮古病院	0980-72-3151【0980-74-3105】	906-0013	宮古島市平良字下里 427-1
県立八重山病院	0980-83-2525【0980-82-1742】	907-0022	石垣市字大川 732
<b>(4) 指定地方行政機関</b>			
機関名	電話番号【FAX 番号】	郵便番号	所在地
沖縄総合事務局 総務部総務課	098-866-0044	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎
第十一管区海上保安本部 環境防災課	098-867-0118【098-866-0088】	900-8530	那覇市港町 2-11-1
大阪航空局 那覇空港事務所	098-859-5110	900-0143	那覇市安次嶺 531-3
<b>(5) 自衛隊</b>			
機関名	電話番号【FAX 番号】	郵便番号	所在地
陸上自衛隊 第 15 旅団司令部 第 3 部	098-857-1155 (内線 2277)	901-0142	那覇市鏡水 679
航空自衛隊 南西航空混成団司 司令部防衛部運用課	(代表) 098-857-1191 内線 (電話) 2232【2339】	901-0194	那覇市字当間 301
海上自衛隊 沖縄基地隊	098-978-2342	904-2314	うるま市勝連平敷屋 1920
<b>(6) 沖縄県警察</b>			
機関名	電話番号【FAX 番号】	郵便番号	所在地
県警察本部 警備第 2 課	098-862-0110	900-0021	那覇市泉崎 1-2-2
<b>(7) 消防局・消防本部</b>			
機関名	電話番号【FAX 番号】	郵便番号	所在地
那覇市消防局	098-867-0119	900-0004	那覇市銘苅 2-3-8
沖縄市消防本部	098-929-1192	904-2153	沖縄市美里 5-29-1
浦添市消防本部	098-875-0119	901-2102	浦添市前田 2-14-1
宜野湾市消防本部	098-892-2299	901-2203	宜野湾市字野嵩 677
名護市消防本部	0980-52-2121	905-0021	名護市字東江 5-2-29
うるま市消防本部	098-973-4838	904-2224	うるま市字大田 44-1
糸満市消防本部	098-992-3661	901-0325	糸満市字大里 962



機関名	電話番号【FAX 番号】	郵便番号	所在地
石垣市消防本部	0980-82-4050	907-0023	石垣市字真榮里 668
宮古島市消防本部	0980-72-0943	906-0013	宮古市平良字下里 1792-6
豊見城市消防本部	098-850-3105	901-0242	豊見城市字高安 339-1
久米島町消防本部	098-985-3281	901-3121	久米島町字嘉手苺 970
本部町・今帰仁村 消防組合消防本部	0980-47-7119	905-0212	本部町字大浜 850-3
島尻消防清掃組合 消防本部	098-948-1778	901-0619	南城市玉城字屋嘉部 194
東部消防組合消防 本部	098-945-2200	901-1103	南風原町字与那覇 226
比謝川行政事務組 合ニライ消防本部	098-956-9914	904-0202	嘉手納町字屋良 1220
中城・北中城消防 組合消防本部	098-935-4748	901-2314	北中城村字大城 404
金武地区消防衛生 組合消防本部	098-968-2020	904-1201	金武町字金武 7745
国頭地区行政事務 組合消防本部	0980-41-5100	905-1411	国頭村字辺土名 1727

(8) 市町村

機関名	電話番号【FAX 番号】	郵便番号	所在地
那覇市 市民防災室	098-861-1102	900-8585	那覇市泉崎 1-1-1
宜野湾市 市民防災室	098-892-3151	901-2203	宜野湾市野嵩 1-1-1
石垣市 総務課	0980-82-1216	907-0012	石垣市美崎町 14
浦添市 防災危機管理室	098-876-1190	901-2114	浦添市安波茶 1-1-1
名護市 総務課	0980-53-1213	905-0014	名護市港 1-1-1
糸満市 市民生活課	098-840-8245	901-0361	糸満市潮崎町 1-1
沖縄市 総務課	098-939-7773	904-0014	沖縄市仲宗根町 26-1
豊見城市 総務課	098-850-0024	901-0292	豊見城市字翁長 854-1
うるま市 総務課	098-973-0606	904-2215	うるま市みどり町 1-1-1
宮古島市 総務課	0980-72-3751	906-0012	宮古島市平良西里 186
南城市 総務課	098-948-7111	901-1206	南城市玉城字富里 143
国頭村 総務課	0980-41-2101	905-1411	国頭村字辺土名 121
大宜味村 総務課	0980-44-3001	905-1305	大宜味村字大兼久 157
東村 総務財政課	0980-43-2201	905-1292	東村字平良 804
今帰仁村 総務課	0980-56-2101	905-0401	今帰仁村字仲宗根 219

機関名	電話番号【FAX 番号】	郵便番号	所在地
本部町 総務課	0980-47-2101	905-0211	本部町字東 5
恩納村 総務課	098-966-1200	904-0411	恩納村字恩納 2451
宜野座村 総務課	098-968-5111	904-1302	宜野座村字野座 296
金武町 総務課	098-968-2111	904-1201	金武町字金武 1
伊江村 総務課	0980-49-2001	905-0502	伊江村字東江前 3 8
読谷村 総務課	098-982-9201	904-0301	読谷村字座喜味 2901
嘉手納町 総務課	098-956-1111	904-0203	嘉手納町字嘉手納 588
北谷町 総務課	098-936-1234	904-0105	北谷町字桑江 226
北中城村 福祉政策課	098-935-2233	901-2311	北中城村字喜舎場 426-2
中城村 総務課	098-895-2131	901-2406	中城村字当間 176
西原町 総務課	098-945-5011	903-0220	西原町与那城 140-1
与那原町 総務課	098-945-2201	901-1302	与那原町字上与那原 16
南風原町 総務課	098-889-4415	901-1111	南風原町字兼城 686
久米島町 総務課	098-985-7121	901-3108	久米島町字比嘉 2870
八重瀬町 総務課	098-998-2200	901-0401	八重瀬町字具志頭 659
渡嘉敷村 総務課	098-987-2321	901-3501	渡嘉敷村字渡嘉敷 183
座間味村 総務課	098-987-2311	901-3402	座間味村字座間味 109
粟国村 総務課	098-988-2016	901-3702	粟国村字東 367
渡名喜村 総務課	098-989-2002	901-3601	渡名喜村 1917-3
南大東村 総務課	0980-22-2001	901-3805	南大東村字南 144-1
北大東村 総務課	0980-23-4001	901-3902	北大東村字中野 218
伊平屋村 総務課	0980-46-2001	905-0703	伊平屋村字我喜屋 251
伊是名村 総務課	0980-45-2001	905-0603	伊是名村字仲田 1203
多良間村 総務財政課	0980-79-2619	906-0602	多良間村字中筋 99-2
竹富町 総務課	0980-82-6191	907-0012	石垣市美崎町 11
与那国町 総務財政課	0980-87-3579	907-1801	与那国町字与那国 129

(9) 指定公共機関及び指定地方公共機関			
機関名	電話番号【FAX 番号】	郵便番号	所在地
日本赤十字社 沖縄県支部	098-835-1180	902-0076	那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F
県赤十字 血液センター	098-833-4747	902-0076	那覇市与儀 1-4-1
(一社) 沖縄県医師会	098-888-0087	901-1105	南風原町字新川 218-9
(公社) 沖縄県看護協会	098-888-3155 【098-888-3126】	901-1103	南風原町与那覇 460
(一社) 沖縄県薬剤師会	098-963-8930	901-1105	南風原町新川 218-10
(一社) 沖縄県バス協会	098-867-2316	900-0021	那覇市泉崎 1-20-1
(10) その他関係機関			
機関名	電話番号【FAX 番号】	郵便番号	所在地
沖縄県精神科病院 協会	098-973-2000 【098-974-5169】	904-2222	うるま市字上江洲 665
沖縄県歯科医師会	098-996-3561 【098-996-3562】	901-1105	南風原町字新川 218-1
沖縄県透析医師会 (事務局：首里城 下町クリニック第一)	098-885-5002 【098-885-5007】	902-0062	那覇市松川 3-18-30
大規模災害リハビリテ ーション支援関連団体 協議会	098-895-1174	903-0215	沖縄県西原町字上原 207 番地 整形外科医局
沖縄県ハイヤー・ タクシー協会	098-855-1344	900-0021	那覇市泉崎 2-103-4

### 3 関係様式集

#### (1) 避難所アセスメントシート

避難所ラピッドアセスメントシート ver.16.4						
(厚生労働科学研究「広域大規模災害時における地域保健支援・受援体制構築に関する研究」策定)						
記載者名：		所属：	職名：	西暦	年	月 日
*アラート情報： <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり→						
組織	避難所名：	所在地：		避難所TEL： 避難所FAX：		
	代表者氏名： 代表者の立場：	代表者電話番号： メールアドレス：		自主組織：有（ ）・無		
	既医療支援	有・無	チーム数： 人数： 人	<input type="checkbox"/> DMAT <input type="checkbox"/> JMAT <input type="checkbox"/> 日赤 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 国病 <input type="checkbox"/> AMAT <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> リハ団体 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
人数	収容人数： 人 (昼： 人 / 夜： 人)	スペース密度：過密・適度・余裕 1人当たりの専有面積： m <sup>2</sup> くらい	要配慮者数： 人 *内訳は①へ	有症状者数： 人 *内訳は②へ		
ライフライン・設備	↓(◎、○、△、×の基準は別紙参照)					
	電気	◎・○・△・×	水道：◎・○・△・×	通信	音声(通話)：◎・○・△・×( ) データ通信：◎・○・△・×( )	
	飲料水	◎・○・△・×	<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 給水車 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> ペットボトル <input type="checkbox"/> その他：( )			
	食事	◎・○・△・×				
	空調管理 (換気・温湿度等)	：適・不適	ごみ集積場所：有・無	喫煙所：有・無 (分煙：有・無)	ペット収容場所：有・無	
公衆衛生環境	衛生環境	◎・○・△・×	生活用水(手洗い等)：◎・○・△・×			
			下水： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	土足： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 禁		
	トイレ	◎・○・△・×	汲み取り：◎(十分または不要)・○・△・×			
	毛布等の寝具	◎・○・△・×				
①要配慮者	要援護者	全介助： 人 / 一部介助： 人 / 認知障害： 人 / 外国人： 人 / 乳児： 人 / 幼児： 人				
		その他： 人	内訳：			
	要医療サポート	在宅酸素： 人 / 人工透析： 人 / その他： 人 ⇄ ( )				
②有症状者内訳	外傷： 人 / 下痢： 人 / 嘔吐： 人 / 発熱： 人 / 咳： 人 / インフルエンザ： 人					
	その他： 人	内訳：				

(2) 避難所情報 日報 (共通様式)

避難所情報 日報  
(共通様式)

活動日	記載者(所属・職名)
年 月 日	

避難所活動の目的:

ピンクセルは活動初期に重点的に把握すべき事項

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

避難所の概況	避難所名	所在地(都道府県、市町村名)	避難者数 人(昼: 人 夜: 人)	
	電話	FAX メールアドレス	施設の広さ	
	スペース密度 過密・適度・余裕 1人当たり専有面積	m <sup>2</sup> くらい	施設の概要図(屋内・外の施設、連絡系統などを含む)	
	交通機関(避難所と外との交通手段)			
組織や活動	管理統括・代表者の情報			
	氏名(立場)			
	その他			
	連絡体制 / 指揮・命令系統			
	自主組織	有( )・無		
	外部支援	有(チーム数: 、人数: 人)・無 有の場合、職種( )		
	ボランティア	有(チーム数: 、人数: 人)・無 有の場合、職種( )		
医療の提供状況				
救護所	有・無 巡回診療 有・無			
地域の医師との連携	有・無			
	現在の状況 (◎十分、○どちらかというと足りている、△どちらかという不足、×皆無)		対応	
環境的側面	ライフライン	電気	◎・○・△・×	
		ガス	◎・○・△・×	
		水道	◎・○・△・×	
		飲料水	◎・○・△・×	
		固定電話	◎・○・△・×	
		携帯電話	◎・○・△・×	
	設備状況と衛生面	洗濯機	◎・○・△・×	
		冷蔵庫	◎・○・△・×	
		冷暖房	◎・○・△・×	
		照明	◎・○・△・×	
		調理設備	◎・○・△・×	
		トイレ	◎・○・△・× ( 箇所) 下水 無・有 清掃 ◎・○・△・× くみ取り ◎・○・△・× 手洗い場 ◎・○・△・× 手指消毒 ◎・○・△・×	
		風呂	◎・○・△・× (清掃状況: )	
	喫煙所	◎・○・△・× (分煙: 無・有)		
	生活環境の衛生面	清掃状況	不良・普・良	床の清掃 無・有
		ゴミ収集場所	無・有	履き替え 無・有
		換気・温度・湿度等 空調管理	不適・適	
粉塵		無・有	生活騒音 不適・適	
寝具		◎・○・△・×	寝具乾燥対策 無・有	
ペット対策		無・有	ペットの収容場所 無・有	
食事の供給	食事	◎・○・△・× ( )回		
	炊き出し	無・有	残品処理 不適・適	

(3) 避難所避難者の状況 日報 (共通様式)

避難所避難者の状況 日報 (共通様式)	避難所名	活動日	記載者(所属・職名)
		年 月 日	

避難所活動の目的:

ピンクセルは活動初期に重点的に把握すべき事項

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

		本日の状態					対応・特記事項		
配慮を要する人	高齢者	人	うち75歳以上	人	うち要介護認定者数	人	配慮を要する人の全体像 →	要介護者数	人
	妊婦	人	うち妊婦健診受診困難者数	人				うち全介助	人
	産婦	人						うち一部介助	人
	乳児	人						うち認知障害	人
								外国人	人
	幼児・児童	人	うち身体障害児	人	うち知的障害児	人			
			うち発達障害児	人					
	障害者	人	うち身体障害者	人	うち知的障害者	人			
			うち精神障害者	人	うち発達障害者	人			
			難病患者	人					
服薬者数	在宅酸素療養者		人						
	人工透析者		人						
	アレルギー疾患児・者		人						
有症状者数	服薬者	人	うち高血圧治療薬	人	うち糖尿病治療薬	人		対応・特記事項	
			うち向精神薬	人					
	人数の把握	総数	うち乳児・幼児	うち妊婦	うち高齢者	専門的医療ニーズ	◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無		
	外傷	人	人	人	人	小児疾患	◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無		
	下痢	人	人	人	人	精神疾患	◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無		
	嘔吐	人	人	人	人	周産期	◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無		
	発熱	人	人	人	人	歯科	◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無		
	咳	人	人	人	人			対応・特記事項	
	便秘	人	人	人	人				
	食欲不振	人	人	人	人				
頭痛	人	人	人	人					
不眠	人	人	人	人					
不安	人	人	人	人					
防疫的側面	食中毒様症状 (下痢、嘔吐などの動向)								
	風邪様症状 (咳・発熱などの動向)								
	感染症症状、その他								
まとめ	全体の健康状態								
	活動内容								
	アセスメント								
	課題/申し送り								

(4) 災害時用診療録

## 災害時用診療録

Dr. Ho	
Pr. Ho	
診療	無償・健康保険・その他

- ・ これは災害時に利用されるカルテ用紙です。複写して医師と受診者双方で保管して下さい。
- ・ 受診者は次回受診時にこれを提出して下さい。複数枚になったら綴じて使用して下さい。

フリガナ 氏名	男 女	生年月日(明・大・昭・平) 年 月 日	現住所 □避難所 ( ) □自宅
住所	市 区 町(通)	丁目 番 号	電話

通院していた病院名 病院・医院	通院していた病院の状況 □診療中 □休 診 □不 明
--------------------	-------------------------------

自覚 症状	災害前 受診歴	<input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 気管支喘息 <input type="checkbox"/> 肝臓病 <input type="checkbox"/> 薬のアレルギー <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( )
----------	------------	---

※ 以下は医師が記入します。

年	月	経 過	処 置	診療場所 診療医師

## (5) EMIS入力画面

都道府県	沖縄県
機関コード	1470000830
医療機関名	アドベンチストメディカルセンター
最終更新機関名	アドベンチストメディカルセンター
最終更新日時	2016-07-20 10:06:48

当てはまる項目にチェックをしてください。

**緊急時入力（発災直後情報）**

**倒壊状況**

入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ  有  無

**ライフライン・サプライ状況**  
代替手段でのご使用時は、供給「無」または「不足」を選択してください。

電気の通電の供給  無  有

水の通電の供給  無  有

医療ガスの不足  不足  充足

医薬品・衛生資器材の不足  不足  充足

**患者受診状況**

多数患者の受診  有  無

**職員状況**

職員の不足  不足  充足

s NEO × 緊急時入力 - 広域災害救急医... × +

https://www.wds.emis.go.jp/W03F01P/Action33.do?r=4212378346171748054&org.apache.struts.taglib.html.TOKEN=b0d4

**患者受診状況**

多数患者の受診  有  無

**職員状況**

職員の不足  不足  充足

**その他支援が必要な状況**

その他  
上記以外で支援が必要な理由があれば入力してください。（200文字以下）

**情報日時**

情報取得日時 2016 年 07 月 20 日 10 時 06 分  
上記内容（緊急時入力（発災直後情報））の状態を判断した日時を入力してください。

**緊急連絡先**

電話番号 098-946-2833

メールアドレス tseto@amc.gr.jp

入力

ニュー > 緊急時入力



項目リンク(入力状況)

施設・設備情報

- 施設の倒壊、または倒壊の恐れ  
2016/07/20 10:07
- ライフライン・サプライ状況  
2016/07/20 10:10
- 医療機関の機能  
2016/07/20 10:08

患者数情報

- 現在の患者数状況  
2016/07/20 10:08
- 今後、転送が必要な患者数  
2016/07/20 10:08
- 今後、受け入れ可能な患者数  
2016/07/20 10:09

その他情報

- 外来受付状況、および外来受付時間  
2016/07/20 10:09

アドベンチスト  
メディカルセン  
ター  
沖繩県  
機関コード：1470000830  
最終更新機関：アドベンチストメディカ  
ルセンター  
最終更新日時：2016/07/20 10:10:28

詳細入力

施設の倒壊、または倒壊の恐れ 2016 年 07 月 20 日 10 時 07 分 現在日時反映

入院病棟 有 無 救急外来 有 無 一般外来 有 無 手術室 有 無

その他 ※上記以外に倒壊、または破壊の恐れのある施設の情報を入力してください。(200文字以内)

ライフライン・サプライ状況 2016 年 07 月 20 日 10 時 10 分 現在日時反映

電気の  
使用状況 停電中 発電機使用中 正常 残り(発電機  
使用中の場合) 半日 1日 2日以上

水道の  
使用状況 枯渇 井戸使用中 貯水・給水対応中 正常 残り(貯水・給水  
対応中の場合) 半日 1日 2日以上

医療カスの  
使用状況 枯渇 供給の見込無し 供給の見込有り 残り(供給の見込  
無しの場合) 半日 1日 2日以上

配管破壊有無 有 無

配管破損有無 有 無

食糧の  
使用状況 枯渇 備蓄で対応中 通常の供給 残り(備蓄で  
対応中の場合) 半日 1日 2日以上

医薬品の  
使用状況 枯渇 備蓄で対応中 通常の供給 残り(備蓄で  
対応中の場合) 半日 1日 2日以上

不足している医薬品 ※具体的に不足している医薬品を入力してください。(200文字以内)

医療機関の機能 2016 年 07 月 20 日 10 時 08 分 現在日時反映

手術可否 不可 可 人工透析可否 不可 可

現在の患者数状況 2016 年 07 月 20 日 10 時 08 分 現在日時反映

実働病床数 床

発災後  
受入れた患者数 重症(赤) 0 人 中等症(黄) 0 人  
入院患者数 重症(赤) 0 人 中等症(黄) 0 人

今後、転送が必要な患者数 2016 年 07 月 20 日 10 時 08 分 現在日時反映

重症度別患者数 重症(赤) 0 人 中等症(黄) 0 人  
人工呼吸 0 人 酸素 0 人 担送 0 人 搬送 0 人

今後、受け入れ可能な患者数 2016 年 07 月 20 日 10 時 09 分 現在日時反映

災害時の診療能力(災害  
時の受入重症患者数) 人

(6) デンタルチャート

資料編（身元確認分野）

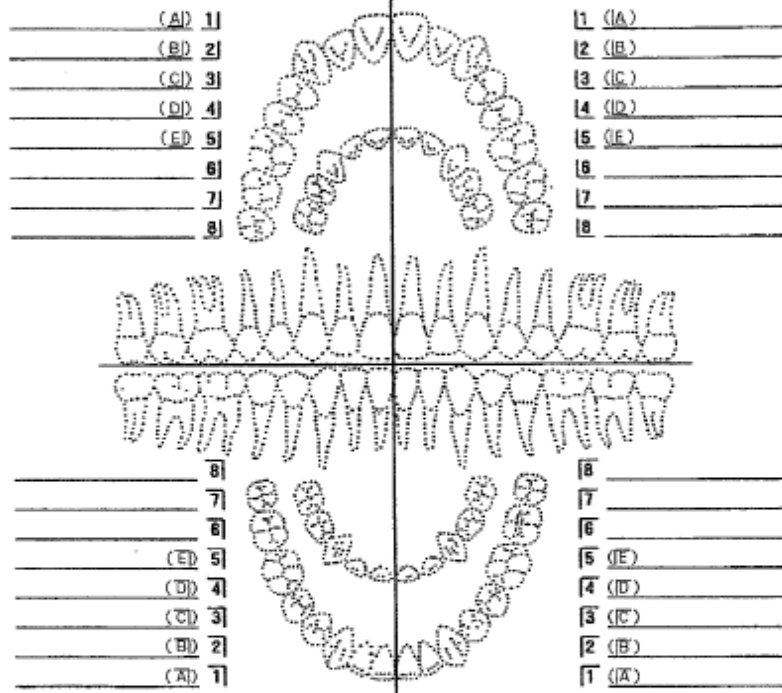
デンタルチャートおよび記載例

デンタルチャート（死後記録）

遺体番号	検査場所	検査日時	年	月	日	時	分
遺体状況 <input type="checkbox"/> 上下顎有り <input type="checkbox"/> 上顎のみ <input type="checkbox"/> 下顎のみ <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> その他		資料採取 <input type="checkbox"/> 口腔写真 <input type="checkbox"/> X線写真 <input type="checkbox"/> 歯列模型	住所: 歯科医師名 TEL ( )				
			住所: 歯科医師名 立会い警察官名: TEL ( )				

右上

左上



右下

左下

位置、歯数異常(部位)	形態異常 (部位)	咬合関係	写真撮影	X線写真撮影
<input type="checkbox"/> 埋伏歯 ( ) <input type="checkbox"/> 転位歯 ( ) <input type="checkbox"/> 傾斜歯 ( ) <input type="checkbox"/> 過剰歯 ( ) <input type="checkbox"/> 捻転歯 ( ) <input type="checkbox"/> 歯間離開 ( ) <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 彎曲歯 ( ) <input type="checkbox"/> 癒合歯 ( ) <input type="checkbox"/> 矮小歯 ( ) <input type="checkbox"/> 円錐歯 ( ) <input type="checkbox"/> 発育不全 ( ) <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 上顎前突 <input type="checkbox"/> 過蓋咬合 <input type="checkbox"/> 切端咬合 <input type="checkbox"/> 反対咬合 <input type="checkbox"/> 交叉咬合 (左右) <input type="checkbox"/> その他・不明 <input type="checkbox"/> 正常咬合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 整理番号( )	パノラマ写真 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 整理番号( ) デンタル写真 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 整理番号( ) 撮影部位 計 枚 87654321   12345678 87654321   12345678

特記事項

推定年齢 才

日本歯科医師会

※デンタルチャートおよび照合結果報告書は日歯ホームページよりダウンロードできます

(7) 照合結果報告書

照合結果報告書および記載例

遺体番号		<b>照合結果報告書</b>					
遺体番号 _____ の死後記録と該当者 _____ の歯科所見による生前記録を照合した結果は以下の通りである。							
資料提供者名 _____							
資料の種類：カルテ・X線写真（デンタル・パノラマ）・口腔内写真・その他（ _____ ）							
<b>右側</b>				<b>左側</b>			
歯式	死後記録	生前記録	判定	歯式	死後記録	生前記録	判定
1] (A)				1] (A)			
2] (B)				2] (B)			
3] (C)				3] (C)			
4] (D)				4] (D)			
5] (E)				5] (E)			
6]				6]			
7]				7]			
8]				8]			
9]				9]			
10] (F)				10] (F)			
11] (D)				11] (D)			
12] (C)				12] (C)			
13] (B)				13] (B)			
14] (A)				14] (A)			
確認した歯式欄の歯に○を、判定欄の枠内に、判定印（○・△・×・―）を記入してください。							
<b>照合結果（判定の集計）</b>				<b>特記事項</b>			
○印	一致する		箇所	<div style="border: 1px solid black; height: 100px;"></div>			
△印	矛盾しない不一致		箇所				
×印	矛盾する不一致		箇所				
―印	判定不能		箇所				
<b>結 論</b> _____							
_____							
_____							
年 月 日							
歯科医師 住所 _____							
氏名 _____							

日本歯科医師会

※デンタルチャートおよび照合結果報告書は日歯ホームページよりダウンロードできます

【様式第1号：医療機関→市町村災害対策本部→県災害対策本部  
→地区医師会→県医師会→県災害医療本部】

## 災害による医療機関被災等状況報告書

平成 年 月 日 ( 時 分)

市町村災害対策本部 (及び地区医師会) 御中

医療機関名：  
住 所：  
電 話 番 号：  
F A X 番 号：  
担 当 者 名：

### 1 診察機能

※いずれかの区分に○、「一部不可」については簡潔に記入。

区 分	手術機能	検査機能	病棟機能	給食機能
問題なし				
問題があり、一部対応不能	問題箇所：	問題箇所：	問題箇所：	問題箇所：
	復旧見込：	復旧見込：	復旧見込：	復旧見込：
対応不可能				

### 2 職員の状況

※該当する区分の職員数(概数可)を記入。

自施設への職員参集状況	医 師	薬剤師	看護師	技 師	事 務	その他
問題なく参集可能						
問題あるが、24時間以内参集可						
問題あり、参集できない						
計						

### 3 建物の状況

※該当する区分に○を記入。

被害の状況	区分	具体的な状況
ほぼ問題なし(損傷箇所10%未満)		損傷箇所： 損傷の状況：  診療機能への具体的な影響：
一部問題あり(損傷箇所10%~30%)		
問題あり(損傷箇所30%~50%)		
かなり問題あり(損傷箇所50%~70%)		
ほとんど使用不可(損傷箇所70%以上)		

### 4 ライフラインの状況

※該当区分に○、具体的な損傷状況を簡潔に記入。

損傷の状況	電 気	ガ ス	上水道	下水道	空 調	その他
ほとんど問題なし						
一部使用不可能だが、復旧可能						
使用不可能箇所あり、復旧見込なし						
全く機能停止						

### 5 空床状況

一般病床数	療養病床数		計	適用(仮設ベッド数)
	空床数	空床数		

【様式第1号—2：薬局→市町村災害対策本部→県災害対策本部  
→地区薬剤師会→県薬剤師会→県災害医療本部】

### 災害による医療機関被災等状況報告書（薬局）

平成 年 月 日（ 時 分）  
市町村災害対策本部（及び地区薬剤師会） 御中

薬 局 名：  
住 所：  
電 話 番 号：  
F A X 番 号：  
担 当 者 名：

#### 1 調剤等機能

※いずれかの区分に○、「一部不可」については簡潔に記入。

区 分		調剤全般機能	秤量調剤機能	冷蔵等機能	服薬指導等機能
問題なし					
問題が あり、 一部対 応不能	具 体 的 状 況	問題個所：	問題個所：	問題個所：	問題個所：
		復旧見込：	復旧見込：	復旧見込：	復旧見込：
対応不可能					

#### 2 職員の状況

※該当する区分の職員数（概数可）を記入。

自施設への職員参集状況	医 師	薬 剤 師	看 護 師	技 師	事 務	そ の 他
問題なく参集可能						
問題あるが、24時間以内参集可						
問題あり、参集できない						
計						

#### 3 建物の状況

※該当する区分に○を記入。

被害の状況	区分	具体的な状況
ほぼ問題なし(損傷個所 10%未満)		損傷個所： 損傷の状況：  診療機能への具体的な影響：
一部問題あり(損傷個所 10%～30%)		
問題あり(損傷個所 30%～50%)		
かなり問題あり(損傷個所 50%～70%)		
ほとんど使用不可(損傷個所 70%以上)		

#### 4 ライフラインの状況

※該当区分に○、具体的な損傷状況を簡潔に記入。

損傷の状況	電 気	ガ ス	上 水 道	下 水 道	空 調	そ の 他
ほとんど問題なし						
一部使用不可能だが、復旧可能						
使用不可能箇所あり、復旧見込なし						
全く機能停止						

【様式第1号—3：卸営業所→市町村災害対策本部→県災害対策本部  
→地区卸 →県卸業会→県災害医療本部】

## 災害による医療機関被災等状況報告書（医薬品卸業）

平成 年 月 日（ 時 分）

市町村災害対策本部（及び県卸業会） 御中

医薬品卸業者名：

住 所：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

担 当 者 名：

### 1 営業機能

※いずれかの区分に○、「一部不可」については簡潔に記入。

区 分		配送機能	仕入機能	保管機能	冷蔵等機能
問題なし					
問題があり、一部対応不能	具体的状況	問題個所： 復旧見込：	問題個所： 復旧見込：	問題個所： 復旧見込：	問題個所： 復旧見込：
	対応不可能				

### 2 職員の状況

※該当する区分の職員数（概数可）を記入。

自施設への職員参集状況	総務	管理	物流	学術	事務	その他
問題なく参集可能						
問題あるが、24時間以内参集可						
問題あり、参集できない						
計						

### 3 建物の状況

※該当する区分に○を記入。

被害の状況	区分	具体的な状況
ほぼ問題なし（損傷個所 10%未満）		損傷個所： 損傷の状況：  診療機能への具体的な影響：
一部問題あり（損傷個所 10%～30%）		
問題あり（損傷個所 30%～50%）		
かなり問題あり（損傷個所 50%～70%）		
ほとんど使用不可（損傷個所 70%以上）		

### 4 ライフラインの状況

※該当区分に○、具体的な損傷状況を簡潔に記入。

損傷の状況	電気	ガス	上水道	下水道	空調	その他
ほとんど問題なし						
一部使用不可能だが、復旧可能						
使用不可能箇所あり、復旧見込なし						
全く機能停止						

### 5 配送車両状況

区分	通常台数	稼働台数	備考
乗用車			
トラック			

【様式第2号： 県 → 県医師会】

**医療救護班要請書**

平成 年 月 日

(社) 沖縄県医師会長 様

沖縄県知事 印

地域で発生した 災害において、下記のとおり医療救護班の派遣を要請します。

**記**

班名	医療救護活動場所	医療救護班員必要数	活動予定期間等	災害の概要
		医師 名 看護師 名 補助職員 名	○活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処理 ・その他( )	
			○活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処理 ・その他( )	
			○活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処理 ・その他( )	
			○活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処理 ・その他( )	
			○活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処理 ・その他( )	

(注) 「地域」については、市町村名及び当該地区名(大字、町名等)を記入すること。  
 「災害」については、地震、水害、土石流など具体的に記入すること。  
 「班名」については、地区医師会名及び個別の班名(第1班、中央班等)を記入すること。

【様式第3号：県災害医療本部→保健所・災害拠点病院・日赤県支部】

### 医療救護班派遣要請書

平成 年 月 日 ( 時 分)

保健所長  
 病院長 殿  
 日赤沖縄県支部長

沖縄県災害医療本部  
 (県保健医療部医療政策課長)

地域で発生した 災害に際し、下記のとおり医療救護班を派遣していただくよう、お願いします。

#### 記

医療救護活動場所	医療救護班員必要数	活動予定期間等	災害の概要
	※1班当たり 医師 名 看護師 名 補助職員 名 ※必要班数 班	○活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処理 ・その他( )	
	※1班当たり 医師 名 看護師 名 補助職員 名 ※必要班数 班	○活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処理 ・その他( )	
	※1班当たり 医師 名 看護師 名 補助職員 名 ※必要班数 班	○活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処理 ・その他( )	
	※1班当たり 医師 名 看護師 名 補助職員 名 ※必要班数 班	○活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処理 ・その他( )	

(注)「地域」については、市町村名及び当該地区名(大字、町名等)を記入すること。  
 「災害」については、地震、水害、土石流など具体的に記入すること。



【様式第4号：市町村災害対策本部→地区医師会】

### 医療救護班派遣要請書

平成 年 月 日 ( 時 分)

地区医師会長 様

市町村災害対策本部

地域で発生した 災害に際し、下記のとおり医療救護班を派遣していただくよう、お願いします。

#### 記

医療救護活動場所	医療救護班員必要数	活動予定期間等	災害の概要
	※1班当たり 医師 名 看護師 名 補助職員 名 ※必要班数 班	○活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処理 ・その他( )	
	※1班当たり 医師 名 看護師 名 補助職員 名 ※必要班数 班	○活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処理 ・その他( )	
	※1班当たり 医師 名 看護師 名 補助職員 名 ※必要班数 班	○活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処理 ・その他( )	
	※1班当たり 医師 名 看護師 名 補助職員 名 ※必要班数 班	○活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処理 ・その他( )	

(注)「地域」については、市町村名及び当該地区名(大字、町名等)を記入すること。  
「災害」については、地震、水害、土石流など具体的に記入すること。

【様式第5号：救護所・被災地域医療機関内】

**診療整理票**

平成 年 月 日 ( 時 分)

救護所名  
 医療機関名  
 トリアージ区分：赤・黄・緑  
 担当医名：  
 電話番号：  
 FAX番号：  
 担当者名（事務職員等）：

Tag No	氏名(不詳では特徴等)	年齢(推定)	性別	住所地(市町村)	病名	処置内容	搬送先(確定後見消し)	搬送確認
診療者内訳		男						
		女						
		計						
特記事項								

【様式第6号：

救護所・被災地域医療機関→市町村災害対策本部→県災害対策本部  
→地区医師会→県医師会→県災害医療本部】

### 医薬品・医療資器材等応援要請書

平成 年 月 日 ( 時 分)

市町村災害対策本部 (及び地区医師会) 御中

救護所責任者  
 医療機関責任者  
所 属：  
電 話 番 号：  
F A X 番 号：

地域で発生した 災害に関する医療救護活動に関し、  
下記のとおり医薬品等が必要ですので、提供してください。

#### 記

#### 1 災害時備品

品 目	数量	単位	搬送先	備考(規格等)
携帯蘇生器				
酸素吸入器				
ショックパッド				
簡易ベッド				
テント				
担架				

#### 2 災害時医薬品等

品 目	数量	単位	搬送先	備考(規格等)
救急医療セット				

【様式第7号：

救護所・被災地域医療機関→市町村災害対策本部→県災害対策本部  
→地区医師会→県医師会→県災害医療本部】

### 医療救護等活動結果報告書

平成 年 月 日 ( 時 分)

市町村災害対策本部 (及び地区医師会) 御中

- 救護所責任者  
 医療機関責任者  
 所 属：  
 電 話 番 号：  
 F A X 番 号：  
 担 当 者 名：

地域で発生した 災害に関する医療救護活動に関し、  
その結果について下記のとおり報告します。

#### 記

区 分		内 容					
救護所・受入施設名							
所在地							
活動救護班数							
活動期間		平成 年 月 日 時 分から 月 日 時 分まで					
負傷者数及び処置状況	区 分	負傷者数	処理状況				備 考
			処置完了 ※1	受診勧奨 ※2	搬送 ※3	その他	
	主な処理						
	赤						
	黄						
	緑						
黒							
計							

- (注) ※1：救護所での応急処置で医療処置がほぼ、完了したもの  
 ※2：救護所での応急処置のみでは処置が完了していないが、外来受診等に対応できるもの  
 ※3：拠点病院等の受入施設に搬送を行った者  
 本報告書には、救護現場で記載した診療車整理票を全て添付してください。

【様式第8号：

救護所・被災地域医療機関→市町村災害対策本部→県災害対策本部  
→地区医師会→県医師会→県災害医療本部】

### 医療救護班等派遣要請書

平成 年 月 日 ( 時 分)  
市町村災害対策本部 (及び地区医師会) 御中

医療機関名  
医療機関責任者  
所 属：  
電 話 番 号：  
F A X 番 号：  
担 当 者 名：

地域で発生した 災害に関する医療救護活動に関し、  
下記の通り医療救護班等の派遣を要請します。

#### 記

#### 1 医療救護班等

医療救護活動場所	医療救護班員必要数	活動予定期間等	災害の概要
	医 師 名 看護師 名 補助職員 名	○活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処置 ・その他 ( )	
	医 師 名 看護師 名 補助職員 名	○活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処置 ・その他 ( )	

#### 2 その他の要員

職 種	人数	派遣期間	活動内容	特記事項(資格・条件)
		年 月 日 : ~ :	・応急処置 ・搬送 ・遺体処理 ・その他 ( )	
		年 月 日 : ~ :	・応急処置 ・搬送 ・遺体処理 ・その他 ( )	

(注)「地域」については、市町村名及び当該地区名(大字、町名等)を記入すること。  
「災害」については、地震、水害、土石流など具体的に記入すること。

#### 4 災害時緊急備蓄医薬品等

##### (1) 医薬品

新No	セット	分類	区分	管理	一般名	商品名(今後変更する可能性有り)	備蓄数 (中部)	備蓄数 (宮古)	備蓄数 (八重山)	
1	A	1	注		リドカイン塩酸塩	キシロカイン注ボリアンプ1% 10mL	管	10	10	10
2	A	1	外		リドカイン塩酸塩ゼリー	キシロカインゼリー2% 30mL	本	5	5	5
3	A	1	外		リドカイン塩酸塩スプレー	キシロカインボンブスプレー8% 80g	本	2	2	2
4	A	3	内		ロキソプロフェンナトリウム	ロキソニン錠60mg	錠	300	300	300
5	A	3	外	冷	【NSAIDs坐剤】	ボルタレン坐剤50mg	個	50	50	50
6	A	3	内		アセトアミノフェン	カロナール錠200mg	錠	300	300	300
7	A	3	外	冷	アセトアミノフェン坐剤	アンヒバ坐剤100mg	個	100	100	100
8	A	3	内		総合感冒薬	PL配合顆粒1g	包/錠	100	100	100
9	A	4	注	向	ペンタジン	ソセゴン注射液15mg/ペンタジン注射液15mg	管	10	10	10
10	A	5	注		d-クロルフェニラミンマレイン酸塩	ボラミン錠2mg	錠	100	100	100
11	A	5	注		d-クロルフェニラミンマレイン酸塩	ボラミン注5mg	管	10	10	10
12	A	6	注	向	フェニバルピタール	フェニバル注射液100mg/ノベルバル静注用250mg	管/本	10	10	10
13	A	6	内	向	ジアゼパム	セルシン錠2mg/ホリゾン錠2mg	錠	100	100	100
14	A	6	注	向	ジアゼパム	ホリゾン注射液10mg	管	10	10	10
15	A	6	内	向	【ベンゾジアゼピン系睡眠導入剤】	マイスリー錠5mg	錠	100	100	100
16	A	6	内		エチゾラム	デバス錠0.5mg	錠	100	100	100
17	A	7.1	内		【PPI(プロトンポン阻害剤)15mg】	タケブロンOD錠15mg	錠	100	100	100
18	A	7.1	内		【胃粘膜保護剤】	ムコスタ錠100mg	錠	300	300	300
19	A	7.2	内		ブチルスコポラン臭化物	ブスコパン錠10mg	錠	100	100	100
20	A	7.2	注		ブチルスコポラン臭化物	ブスコパン注20mg	管	10	10	10
21	A	7.2	内		メトクロプラミド	プリンペラン錠5mg	錠	100	100	100
22	A	7.3	内		【乳酸菌製剤等】	ラックビー微粒N/ビオフェルミン/ミヤBM錠	包/錠	756	126	126
23	A	7.3	内		【刺激性下剤】	ブルゼニド錠12mg	錠	100	100	100
24	A	8.1	内		テオフィリン	ユニフィルA錠200mg	錠	100	100	100
25	A	8.1	注		アミノフィリン水和物	ネオフィリン注250mg	管	10	10	10
26	A	8.1	外		【β刺激吸入薬(エアゾルタイプ)】	サルタノールインヘラー100μg	本	5	5	5
27	A	8.1	外		ツロブテロール貼付薬	ホクナリントープ0.5mg	枚	70	70	70
28	A	8.1	外		【ステロイド吸入薬(エアゾルタイプ)】	キューパール100エアゾール	本	10	10	10
29	A		内		【鎮咳薬】	アスベリン錠10mg	錠	100	100	100
30	A	9.1	注		リドカイン塩酸塩	静注用キシロカイン2%	管	10	10	10
31	A	9.1	注		ペラミル塩酸塩	ワソラン静注5mg	管	10	10	10
32	A	9.1	舌下		ニトログリセリン	ニトロベン舌下錠0.3mg	錠	100	100	100
33	A	9.1	外		ニトログリセリン貼付薬	ミリステープ5mg/ニトロダームTTS25mg	枚	140	70	70
34	A	9.2	注		ニカルジピン塩酸塩	ベルジピン注射液10mg	管	10	10	10
35	A	9.2	内		アムロジピンベシル酸塩	ノルバスク錠5mg	錠	200	200	200
36	A	10	内		フロセミド	ランックス錠20mg	錠	100	100	100
37	A	10	注		フロセミド	ランックス注射液20mg	管	10	10	10
38	A	10	注		【浸透圧利尿剤】	グリセオール注200mL	本	6	2	2
39	A	11	注		アドレナリン	ボスミン注1mg	管	10	10	10
40	A	11	注		ドパミン塩酸塩	イノバン注射液200mg/塩酸ドパミン注キット600mg	管	10	5	5
41	A	11	注		アトロピン硫酸塩	アトロピン0.05%シリンジ	管	10	10	10
42	A	12	内		ワルファリンカリウム	ワーファリン錠1mg	錠	100	100	100
43	A	12	内		アスピリン腸溶錠	バイアスピリン錠100mg	錠	300	100	100
44	A	14	内		プレドニゾン	プレドニゾン錠5mg	錠	100	100	100
45	A	14	注		ヒドロコルチゾン/メチルプレドニゾン コハク酸エステルナトリウム	ソル・メドール静注用125mg	本	5	5	5
46	A	15	内		【セフェム系抗生物質】	セフソナカプセル100mg	個	100	100	100
47	A	15	内		【抗生物質(小児用)】	セフラル細粒小児用100mg	包	120	120	120
48	A	15	注		【セフェム系抗生物質】	セファマジンα注射用1g	本	10	10	10
49	A	15	内		【ペニシリン系抗生物質】	パセチン錠250mg	錠	100	100	100
50	A	16	内		【ニューキノロン系抗菌剤】	クラビット錠500mg	錠	100	100	100
51	A	16	注		【ニューキノロン系抗菌剤】	クラビット点滴静注バッグ500mg/シプロキサゾン注300mg	本	10	5	5
52	B	17	注	冷	ヒトインスリン(速攻型)	ヒューマリンR注射液(100単位/mL, 10mL)	本	2	2	2
53	B	17	外		インスリン皮下投与用針付シリンジ	ロードーZシリンジ(100単位用)	本	84	84	84
54	B	18	注		炭酸水素ナトリウム	メイロン静注7%20mL	本	10	10	10
55	B	19	注	冷	破傷風トキソイド	沈降破傷風トキソイド	本	8	8	8
56	B	20	注		5%ブドウ糖液	5%ブドウ糖液500mL	本	14	3	3
57	B	20	注		細胞外液補充液(リンゲル液)	ラクテック注500mL/ソララクト輸液500mL	本	20	10	10
58	B	20	注		生理食塩水	生理食塩水100mL	本	20	20	20
59	B	20	注		生理食塩水	生理食塩水20mL	本	10	10	10
60	B	20	注		50%ブドウ糖液	50%ブドウ糖液20mL	本	10	5	5
61	B	21.1	外		【抗生物質軟膏】	ゲンタシン軟膏0.1%	本	10	10	10
62	B	21.1	外		フランジオマイシン硫酸塩	ソフラコール貼付剤10cmx10cm	枚	30	30	30
63	B	21.2	外		【ステロイド含有軟膏】	リンデロンVG軟膏0.12% 5g	本	10	10	10
64	B	22	外		【NSAIDs貼付薬】	カトレップパップ70mg/ロキソニンパップ100mg	袋	20	15	15
65	B	23	外		クロルヘキシジングルコン酸塩(手指)	ウエルパス手指消毒液0.2%/ヒビスコール液A0.5% 500mL	本	2	2	2
66	B	23	外		エタノール	消毒用エタノール 500mL	本	1	1	1
67	B	23	外		クロルヘキシジングルコン酸塩0.05%	ステリクワンW液0.05% 500mL	本	1	1	1
68	B	23	外		ポビドンヨード	イソジン液10%	本	2	2	2
69	B	23	外		【消毒綿(塩化ベンザルコウム含有)】	ポケットコール	包	300	300	300
70	B	23	外		ポビドンヨード(うがい用)	イソジンガーグル液7% 30mL	本	44	3	3
71	B	24	外		【抗菌点眼液】	クラビット点眼液0.5%	本	5	5	5
72	B	25	外		グリセリン	グリセリン洗眼剤60mL	個	6	2	2

## (2) 医療資器材

## 緊急医薬品等医療セット

[A]診療・創傷セット

トランク色(赤)No. 1

番号	品名	規格	数量	滅菌	備考(有効期限)
A-1-1	聴診器	リットマン型、ケース付	1		
A-1-2	打診器	針・ハケ付、大貫式全長190mm	1		
A-1-3	体温計	平型、プラスチックケース付	5		
A-1-4	血圧計	タイコス型(アネロイト)、ケース付ヘルクロカフ	1		
A-1-5	舌圧子	テイスホ、木製(200枚入り)、滅菌済	1	◎	
A-1-6	捲綿子	咽用(ハルトマン)210mm2本、耳鼻用(ルーチェ)110mm3本	5	◎	
A-1-7	メジャー	2mm自動式、ビニール製、ストップ付	1		
A-1-8	携帯型心電計	小型、記録紙、ケース(鍵)付(ケース)	1		
A-2-1	洗顔瓶(アイカップ)	70×55×150mm本体(スチロール)、キャップ(ポリエチレン)	1	◎	
A-2-2	洗顔受水器	小(真鍮ニッケルメッキ)	1	◎	
A-2-3	直像鏡	検眼・耳鼻鏡セット ウェルチ・アエリン社製	1		
A-2-4	開瞼器	河本式、大・小各左右1組	2	◎	
A-2-5	尋常ピンセット	ステンレス11.5cm有鉤直・無鉤直(眼科用)各1	2	◎	
A-2-6	眼球固定ピンセット	ステンレス11cm(直)	1	◎	
A-2-7	異物針	片柄柄より先端までの長さ:30mm	1	◎	
A-2-8	尖刃刀	ステンレス刃の長さ:21mm	1	◎	
A-2-9	眼帯	クールパット付(当てパット2個 清拭綿5個)	10	◎	
A-2-10	点眼瓶	ポリエチレン製ケース付5cc茶褐色	5	◎	
A-2-11	点眼棒	ガラス製13cm色分け	3		
A-2-15	咽頭捲綿子	ハルトマンステンレス21cm	1	◎	
A-2-16	額帯付反射鏡	鏡径ステンレス80mm	1		
A-2-17	耳鼻用ピンセット	ステンレス鼻用無鉤ルーツェ160mm	1	◎	
A-2-18	耳用捲綿子	ステンレス耳用ルーツェ125cm	1	◎	
A-2-19	舌圧子	フレンケル氏式真鍮製	2	◎	
A-2-20	鼻鏡	和辻式、大中各1式	2	◎	
A-2-21	鼻用捲綿子	ステンレス鼻用ルーツェ145cm	5	◎	
A-3-1	持針器	マッチュー16cm	1	◎	
A-3-2	止血鉗子	コッヘル有鉤直14.5cm(ボックス型)	1	◎	
A-3-3	止血鉗子	ヘアン無鉤直14.5cm(ボックス型)	2	◎	
A-3-4	止血鉗子	ハルスタット・モスキュート12cm有鉤直・無鉤直各2	4	◎	
A-3-5	外科剪刀	両鈍反14cm	1	◎	
A-3-6	外科剪刀	片尖直14cm	2	◎	
A-3-7	ピンセット	13cm有鉤・無鉤各2	4	◎	
A-3-8	メスホルダー	フタハNo3	2	◎	
A-3-9	替刃メス	フタハ(12枚入り)No11・15各1	2	◎	
A-3-10	外科消息子	18cm黄銅製クロムメッキ	1	◎	
A-3-11	縫合糸	黒シルクプレート(10本入り)40cm、No	3	◎	
A-3-12	針付縫合糸	強弯角針17mm、黒シルクプレート、3-0,50cm	10	◎	
A-3-13	縫合針	N01・5(各10本入り)強・弱弯角針N03(10入り)強弯丸針1	5	◎	
A-3-14	両頭鋭匙	ホルクマン、1-2、00-0各1	2	◎	
A-3-15	匙状有溝消息子	ローセル、直、黄銅製ニッケルメッキ150cm	1	◎	
A-3-16	気管偏平鉤	単鋭鉤(コッヘル)20cm両頭鉤(マッシュュー)鈍16cm	2	◎	
A-3-17	手術用手袋	No6.5,7.0,7.5各4双 滅菌済、曲指	12	◎	
A-3-18	ガーゼ	尺角5枚入(40袋入り)	1	◎	
A-3-19	三角巾	綿布製105cm×105cm×150cm	1	◎	
A-3-20	防水覆布(テイスホ)	不織布穴なし60cm×60cm	1	◎	
A-3-21	鉗子	バックハウスステンレス13cm	2	◎	
A-3-22	消毒盆・フタ付(A)	ステンレス27cm×21cm×4cm	1	◎	
A-3-23	消毒盆・フタ付(B)	ステンレス24cm×18cm×4cm	1	◎	
A-3-24	煮沸消毒器	ステンレス27cm×12cm×6.5cm熱源部なし	1		

緊急医薬品等医療セット

[A] 診療・創傷セット

トランク色(赤)No. 2

番号	品名	規格	数量	滅菌	備考
A-4-1	駆血帯	井の内式、金具ゴム付	2	◎	
A-4-2	注射器	デイスホ <sup>®</sup> 22G針付	10	◎	
A-4-3	注射器	デイスホ <sup>®</sup> 10cc21G針付	50	◎	
A-4-4	注射器	デイスホ <sup>®</sup> 20cc21G21G	50	◎	
A-4-5	輸液セット	テルモ輸液セット(点滴量:15滴、びん針:針型静脈針なし、通気針:1コネクター形状:虹型中間チューブ付)、翼付静注(21G,19mm)	25	◎	
A-4-6	膿盆	ステンレス21cm	2	◎	
A-4-7	鉗子立	ステンレス直径7.2cm×12cm手なし	1	◎	
A-4-8	シャーレ	ステンレス直径9cm×2cm	2	◎	
A-4-9	陰圧式固定具(ケース外)(マジックテープ)	3個1組、ポンプ付、ケース(鍵付)付	1		

(注)「診療用具」N06、「眼科・耳鼻科用具」N04～N08、N010、N011、N015、N017～N021は消毒盆(A)に収納。「外科用具」1～10、13～16、19～21は消毒盆(B)に収納。

◎は滅菌済の製品またはEOG滅菌、高圧蒸気滅菌等適当な方法で滅菌

緊急医薬品等医療セット

[B] 蘇生・気管セット

トランク色(緑)

番号	品名	規格	数量	滅菌	備考
B-1-3	エアウェイ	成人(大、中、小)、新生児(大、小)	5		
B-1-4	鼻鏡	ハルトマン中	1	◎	
B-1-5	吸引器(足踏み式)	吸引圧:300mmHg、吸引量:毎分25L、寸法19×10×17cm	1		
B-2-1	マッキントッシュ咽頭鏡セット	咽頭鏡プレート <sup>®</sup> 電球付、成人、小児、新生児用 咽頭鏡ハンドル電球付	1		
B-2-2	気管内チューブ	カフ無テルモキルタイプ内径2.5mm外形3.3mmサイズFr10×2個6個(3種×2)	2		
B-2-2	気管内チューブ	カフ無テルモキルタイプ内径3.5mm外形4.7mmサイズFr14×2個6個(3種×2)	2		
B-2-2	気管内チューブ	カフ無テルモキルタイプ内径4.5mm外形6.0mmサイズFr18×2個6個(3種×2)	2		
B-2-3	気管内チューブ	カフ無テルモキルタイプ内径6.0mm外形8.0mmサイズFr24×2個6個(3種×2)	2		
B-2-3	気管内チューブ	カフ無テルモキルタイプ内径7.0mm外形9.3mmサイズFr28×2個6個(3種×2)	2		
B-2-3	気管内チューブ	カフ無テルモキルタイプ内径8.0mm外形10.7mmサイズFr32×2個6個(3種×2種)	2		
B-2-4	スタイルット	気管チューブ挿入用 黄銅製 大、小各1	2	◎	
B-2-5	開口器	エスマルビ 材質:ペーク	1	◎	
B-2-6	舌鉗子	コラン氏 マイスコ 165mm ステンレス	1	◎	
B-2-7	舌圧子	フレンケル長さ165×曲部110×先幅17mm真鍮製	3	◎	
B-2-8	ハイブロック	大75mm、小55mm 各1	2	◎	
B-2-9	口腔吸引チューブ	ネラトニカ <sup>®</sup> テル4.6.8号(2穴型)各3	3	◎	



B-2-10	気管吸引チューブ	吸引カテーテル Fr10・12(チューブ長550mm側孔数2弁付コネクター)各2	4	◎	
B-2-11	サクシヨコネクター	ストレート型小(チューブ内径範囲2.5~6mm)	1	◎	
B-2-11	サクシヨコネクター	中(チューブ内径範囲4.0~9mm)10個入各1	1		
B-2-12	気管切開チューブ	ホテックスカフ付穴あき内径6・8mm各2	4	◎	
B-2-13	気管切開チューブ	ホテックスカフ無穴あき内径4mm	2	◎	
B-2-14	止血鉗子	ヘアン14.5cm直(ボックス型)	2	◎	
B-2-15	酸素吸鼻孔カニューラ	中	5		
B-3-1	胃管カテーテル	120cmM、L各2	4	◎	
B-3-2	注腸カテーテル	ハルーン付、Fr.24・30各1	2	◎	
B-3-3	尿カテーテル	ハルーン付、テルモFr.14・16各5	10	◎	
B-3-4	尿カテーテル	ハルーン付、テルモFr.8	2	◎	
B-3-5	緊急剪刀	19.0cm直鈍	1	◎	
B-4-1	手動引金式人口蘇生器「エルダーレサセット」(ケース外)	1セット	1		
[内容品]					
		1.エルダー「ハルブ」	1		
		2.フェースマスク	1		
		3.ビニールマスク	1		
		4.減圧弁(ヨーク取付型)	1		
		5.ハルブ式流量計	1		
		6.酸素ポンペ(アルミ2L)	1		
		7.酸素駆動式吸引器	1		
		8.手動式吸引器	1		
		9.開口器	1		
		10.ハイトスティックエスマル式	1		
		11.ペンライト	1		
		12.口対口蘇生チューブ	1		
		13.グデルエアウェイ(経口)	1		
		14.ネーサルエアウェイ(経鼻)	1		
		15.加湿器	1		
		16.吸引器用ホース(2m)	1		
		17.加湿器用接続テープ	1		
		18.収納ケース 寸法:200×650×170mm 材質:合板、エンボス加工アルミ張り	1		

◎は滅菌済の製品またEGO滅菌、高圧蒸気滅菌等適当な方法で滅菌処理を行ったもの。

### 緊急医薬品等医薬材料セット

[D]衛生材料セット

トランク色(黄)No. 1

区分	番号	品名	規格	数量	滅菌	備考
	D-1-10	弾性包帯	5cm×4.5m20函入 7.5cm×4.5m20函入	20		
	D-1-11	網包帯	25mm×25m 60mm×25m各1	2		
	D-1-12	アルフェンス	3号、6枚入(アルミ) 1.0×75×400mm	1		
	D-1-13	ロール副子	サムスプリント、108×935mm	2		
	D-1-14	投薬瓶	ポリ製200cc 無滅菌	3	◎	
	D-1-15	デイスホ手術衣セット	(衣大・中各2 帽子、マスク各5)のセット	1	◎	
	D-1-16	マスク	サージアンマスク 100枚入 一重ゴム付	1		
	D-1-17	デイスホ手袋	ラテックス、中、100枚入、パウダー付	1		
	D-1-18	皮膚用鉛筆	赤・黒各3	6		
	D-1-19	タオル	無地綿100%白350×890mm68g	10	◎	
	D-1-20	紙コップ	200cc(検尿)	100		
	D-1-21	石鹼	薬用(90G)	2		
	D-1-22	軽便カミソリ	空	5		
	D-1-23	裁縫セット	鋏1、糸(白・黒)各1針24本カラーソフトクリアケース入	1		
	D-1-24	ビニール袋	20×12cm 200枚、 30×20cm 50	250		
	D-1-25	マッチ	大箱入	1		
	D-1-26	ローソク	直径3cm×31cm2本入	2		
	D-1-27	懐中電灯(防水)	単一電池2本付、予備電球付、赤	3		
	D-1-28	ポリ容器(ケース外)	18L	1		

緊急医薬品等医薬材料セット

[D] 衛生材料セット

トランク色(黄)No. 1

区分	番号	品名	規格	数量	減菌	備考
衛生材料	D-1-1	絆創膏	紙テープ9mm×10m10個入	2		
	D-1-2	絆創膏	布テープ50m×5m6個入	1		
	D-1-3	救急絆	Mサイズ19×72mm200枚入	1		
	D-1-4	滅菌ガーゼ	7.5×7.5cm12枚重ね100枚入	2	◎	
	D-1-5	滅菌ガーゼ	7.5×10cm12枚重ね100枚入	2	◎	
	D-1-6	カット綿	80×160mm 100g	2		
	D-1-7	三角巾	105×105×150cm	5	◎	
	D-1-8	防水覆布(テイスホ)	不織布90cm×90cm10枚入穴なし	1	◎	
	D-1-9	伸縮包帯	5cm×9m、7.5cm×9m 各20	20		

[E] 事務用品セット

トランク色(白)

区分	番号	品名	規格	数量	減菌	備考
消耗品	E-1-1	上質紙	B4 版 55K	50		
	E-1-2	封筒	角2クラフト 85g/m <sup>2</sup>	20		
	E-1-3	ボールペン	油性、黒・赤 各2本	4		
	E-1-4	鉛筆	青・赤 2B各1本	2		
	E-1-5	マジック(大)	油性 直径15mm 黒・赤 各1本	2		
	E-1-6	マジック(細)	油性 直径10mm 黒・赤 各1本	2		
	E-1-7	セロハンテープ	18mm×35m	5		
	E-1-8	二重画鋏	130個入	1		
	E-1-9	スタンプ台	106×67×15mm青・赤各1個	2		
	E-1-10	朱肉	モルト朱肉64mm	1		
	E-1-11	ホチキス	マックスHD-10D	1		
	E-1-12	ホチキス針	マックスNo10 5×8.4mm1000本	1		
	E-1-13	カバン(バインダー)	B4判用	2		
	E-1-14	クリップ	大(30mm)100本入りフラス入	1		
	E-1-15	荷札	12cm×6cm 赤枠、シールタイプ 白	100		
	E-1-16	タフロープ	ポリエチレン50mm×400m白色	1		
	E-1-17	色ビニールテープ	赤・黄・緑各1巻幅19mm×長さ10m	3		
	E-1-18	ガムテープ	幅60mm長さ25m(布タイプ)	1		
	E-1-19	ノート	A4 40 枚	1		
	E-1-20	計算機	ソーラー12桁	1		
	E-1-21	事務用ハサミ	刃渡り寸法81mm 170×62mm 58g ステンレス製	1		
	E-1-22	ビニル水桶(ケース外)	蓋付きバケツ5L	1		
	E-1-23	ペンチ	ビクター175mm	1		
	E-1-24	ナイフ	宗近中2つ折タイプ	1		
	E-1-25	安全ピン	10×57mm10本入り台紙付	10		
	E-1-26	輪ゴム	100g入箱入り44.5mm×70mm×	1		
	E-1-27	直線定期	50cmアクリル製目盛り付	1		
	E-1-28	電池	単一電池4本、単三電池4本 アルカ	8		
	E-1-29	冷所保管用クーラー	(外寸)500×400×350(ケース外)	1		
	E-1-32	トリアージタック	各50枚(赤、黄、黒)	1		

## 5 関係協定等

### (1) 沖縄県災害時協定一覧

	締結日	所管課	協定名称	締結先	協定の概要
1	S57.4.1	防災危機管理課	災害時における放送要請に関する協定	株式会社極東放送（現FM沖縄）、株式会社ラジオ沖縄、沖縄テレビ放送株式会社、琉球放送株式会社、NHK沖縄放送局	災害対策基本法第57条の規定に基づく災害情報等の放送
2	H7.11.8	各関係課	九州・山口9県災害時相互応援協定	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県	災害時の相互応援
	H23.10.31	各関係課	九州・山口9県災害時応援協定 ※上記を継承		災害時の相互応援、被災地支援対策本部の設置
3	H8.7.18	各関係課	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県知事	災害時の相互応援
4	H9.6.2	住宅課	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	社団法人プレハブ建築協会	被災者の応急仮設住宅の確保・設置
5	H10.2.20	防災危機管理課	災害時等における報道要請に関する協定	株式会社沖縄タイムス、琉球新報社、宮古新報社那覇支局、産経新聞社那覇支局、株式会社沖縄建設新聞、毎日新聞那覇支局、宮古毎日新聞那覇支局、読売新聞那覇支局、株式会社八重山毎日新聞、共同通信那覇支局、日本経済新聞社那覇支局、朝日新聞那覇支局、時事通信社那覇支局	新聞報道要請
6	H13.1.19	警察本部生活安全部生活安全企画課	災害時における円滑な通行の確保等に関する細目協定	社団法人沖縄県警備業協会	警備員の出動要請
7	H14.4.14	防災危機管理課	災害時における放送要請に関する協定	琉球朝日放送	災害対策基本法第57条の規定に基づく災害情報等の放送
8	H15.3.27	企業局配水管理課	沖縄県水道災害相互応援協定	県内40水道事業者及び1水道企業団	災害発生時の相互応援協力
9	H16.5.24	防災危機管理課	災害発生時または甚大な災害の発生するおそれがある場合の気象資料の提供並びに解説に関する申し合わせ	沖縄気象台業務課長	気象資料の提供及び解説
	H26.3.31	防災危機管理課	災害発生時または甚大な災害の発生するおそれがある場合の気象資料の提供並びに解説に関する申し合わせ	沖縄気象台業務課長	気象資料の提供及び解説
10	H17.5.31	警察本部交通部交通規制課	覚書（緊急通行車両の通行妨害となっている車両等の移動等の措置）	(社)日本自動車連盟九州本部沖縄支部	緊急交通路等における放置自動車等の道路障害物の除去
11	H19.3.27	土木総務課	災害時の応援に関する申し合わせ	内閣府沖縄総合事務局開発建設部	災害時における初動時の被害情報の収集・伝達、災害応急復旧、二次災害の防止など

	締結日	所管課	協定名称	締結先	協定の概要
12	H20. 2. 13	企業局 配水管 理課	沖縄県水道施設災 害における応急復 旧に関する協定	沖縄県管工事業協同組合連合会	水道施設復旧
13	H20. 3. 21	下水道 課	九州・山口ブロッ ク下水道事業災害 時支援に関するル ール及び運営要領	九州・山口ブロック下水道事業 災害時支援体制連絡会	下水道の復旧対応 相互応援
14	H20. 3. 26	保健医 策課	沖縄県と(社)沖 縄県医師会におけ る災害時の医療救 護に関する協定	社団法人沖縄県医師会	沖縄県地域防災計 画に基づく医療救 護活動
15	H20. 3. 31	管財課	災害時における復 旧業務の支援活動 に関する協定	社団法人沖縄県電気管工事業協 会	県本庁舎等県有施 設の電気設備や機 械設備等の復旧
16	H20. 9. 1	中央卸 売市場	全国中央卸売市場 協会災害時相互応 援に関する協定	全国中央卸売市場協会	被災都市における 生鮮食料品の確保
17	H21. 1. 22	中央卸 売市場	大規模災害時にお ける生鮮食料品の 調達に関する協定	沖縄協同青果(株)	災害時における生 鮮食料品の確保
18	H21. 4. 10	観光振 興課	台風等観光客対策 における沖縄県立 武道館の利用に関 する協定	(株)トラスティック(沖縄県立 武道館指定管理者)、(財)沖縄 観光コンベンションビューロー	台風時における観 光客等の一時避難 所として県立武道 館の利用に関する 協定
19	H22. 9. 7	防災危 機管 理課	災害時における応 急生活物資供給等 に関する基本協定	沖縄県生活協同組合連合会	応急生活物資の調 達、安定供給、輸 送業務、医療・保 健活動、ボランテ ィア活動、生活情 報の収集・提供
20	H22. 9. 7	防災危 機管 理課	災害時における物 資の供給に関する 協定	(株)沖縄ファミリーマート、 (株)ファミリーマート、(株)ロ ーソン沖縄、(株)ローソン	応急生活物資の提 供
21	H23. 1. 17	防災危 機管 理課	災害時における徒 歩帰宅困難者支援 に関する協定	(株)壺番屋、(株)オートバック スセブン、(株)沖縄ファミリ ーマート、(株)ココストア、(株) モスフードサービス、(株)ロー ソン沖縄、(株)吉野家	帰宅困難者へのト イレ、飲料水、災 害情報等の提供
22	H23. 3. 28	環境整 備課	台風等大規模災害 時における災害廃 棄物の処理に関す る協定	社団法人沖縄県産業廃棄物協会	大規模災害時にお いて市町村から廃 棄物の処理に関し て支援要請を受け た場合の処理体制
23	H23. 8. 31	土木総 務課	災害時における応 急対応等に関する 協定	社団法人沖縄県建設業協会	県管理の河川、海 岸、道路、港湾な どインフラの応急 復旧
24	H23. 11. 21	防災危 機管 理課	関西広域連合と九 州地方知事会との 災害時の相互応援 に関する協定	関西広域連合	災害時の相互応援
25	H23. 12. 15	建築指 導課	沖縄県被災建築物 応急危険度判定・ 被災宅地危険度判 定活動等に必要な 判定士の派遣等 に関する協定	社団法人沖縄県建築士会、社 団法人沖縄県建築士事務所協会、 社団法人日本建築家協会沖縄支 部、社団法人日本建築構造技術 者協会九州支部沖縄地区会	被災建築物・宅地 の安全性を判定す る技術者の派遣に 関する協定

	締結日	所管課	協定名称	締結先	協定の概要
26	H23. 3. 26	下水道事務所	災害時における復旧支援に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設の応急復旧
27	H24. 1. 17	沖縄県警察署	災害時における沖縄県名護警察署代替施設としての名護市学園都市形成施設の利用に関する協定	名護市長	名護警察署庁舎が機能不全となった場合の代替施設使用に関する協定
28	H24. 1. 22	沖縄県警察署	災害発生緊急放送に関する協定	F Mやんばる	災害発生または災害発生の恐れがある場合の緊急放送に関する協定
29	H24. 6. 22	沖縄県本部警察署	大規模災害発生時における沖縄県本部警察署代替施設としてBELBEACHGOLF場内コンペルームの使用に関する協定	(株)沖縄大和地所	本部警察署庁舎が機能不全となった場合の代替施設使用に関する協定
30	H25. 3. 19	防災危機管理課、危険回避課、課費課、課費課	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオン琉球(株)	一時避難所、水道水、トイレ、災害情報等の提供、食料・生活物資等の調達・提供
31	H25. 5. 20	産業政策課	災害時における高圧ガス供給に関する協定	(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会	避難所へのLPガス供給、医療用ガスの供給
32	H25. 9. 5	住宅課	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	沖縄県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会沖縄県支部	災害時における応急借り上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供
33	H26. 3. 27	保健医療課	沖縄DMATの派遣に関する協定	県立北部病院、県立中部病院、県立南部医療センター・子ども医療センター、県立宮古病院、県立八重山病院、中頭病院、中部徳洲会病院、琉大附属病院、浦添総合病院、那覇市立病院、沖縄赤十字病院、南部徳洲会病院、豊見城中央病院	大規模な災害、事故の発生時における専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調整員救命活動への派遣に関する協定
34	H22. 7. 22	環境保全課	環境保全協定書	沖縄電力(吉の浦、金武火力、具志川火力)、電源開発(石川石炭火力)、南西石油(株)、沖縄ターミナル、沖縄石油基地(株)	公害の未然防止、住民の健康保護、生活環境及び自然環境の保全
34	H22. 7. 22	環境保全課	環境保全協定書	沖縄電力(吉の浦、金武火力、具志川火力)、電源開発(石川石炭火力)、南西石油(株)、沖縄ターミナル、沖縄石油基地(株)	公害の未然防止、住民の健康保護、生活環境及び自然環境の保全
35	H26. 6. 10	中部保健所	大災害時の中部地区医療機関相互応援に関する協定	県立中部病院、中頭病院、中部徳洲会病院、ハートライフ病院	大災害時に連携して医療活動を遂行する協定
36	H26. 7. 17	産業政策課	災害時における燃料供給に関する協定	沖縄県石油商業組合	燃料の供給を中核給油所及び小口輸送拠点で実施する協定

	締結日	所管課	協定名称	締結先	協定の概要
36	H27. 2. 12	防災危機管理課	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	沖縄防災情報ポータル「ハイサイ！防災で～びる」のキャッシュサイトをヤフーが提供する協定
37	H26. 3. 7	薬務疾病対策課	災害時における医療ガス等の供給等に関する協定書	一般社団法人日本産業・医療ガス協会九州地域本部	災害用医療ガス等を供給するための要請
38	H26. 5. 12	薬務疾病対策課	災害時における医療機器等の供給に関する協定書	沖縄県医療機器協会	医療機器等の調達業務に対する協力
39	H27. 8. 12	薬務疾病対策課	災害時における医薬品等の供給に関する協定書	沖縄県医薬品卸業協会	災害時の医薬品等の調達業務に関する協力に関する協定
40	H27. 12. 15	交通政策課	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	公益社団法人沖縄県トラック協会	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書
41	H28. 3. 18	交流推進課	災害時における外国人支援に関する協定書	公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団	災害時における外国人支援(相談への多言語対応)に関する協定書
42	H28. 3. 28	港湾課	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	沖縄総合事務局、那覇港湾管理組合、宮古島市、石垣市、(一社)日本埋立浚渫協会九州支部、沖縄県港湾空港建設協会、(一社)日本海上起重技術協会沖縄支部、(一社)日本潜水協会、(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタント協会、(一社)沖縄県測量建設コンサルタント協会	沖縄の港湾における大規模災害時の緊急的な応急対策に関する協定
43	H25. 10. 22	自然保護課	九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県	災害時の愛護動物救護の応援に関する協定
44	H26. 10. 24	自然保護課	災害時における愛護動物の救護に関する協定	(公社)沖縄県獣医師会	災害時の愛護動物救護の実施と支援の協力
45	H28. 4. 15	健康長寿課	沖縄県災害派遣精神医療チーム派遣に関する協定書	オリブ山病院、サマリヤ人病院、新垣病院、精和病院、県南部医療センター子供医療センター、フェニックス博愛病院、県精神保健福祉士協会、へいあん平安病院、平和病院、(独)国立病院機構琉球病院、琉球大学付属病院	大規模災害発生時の精神医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な研修・訓練を受けたDPATの派遣に関する協定
46	H28. 3. 28	生活衛生課	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	沖縄県葬祭業事業協同組合、全日本葬祭業共同組合連合会、協同組合全沖縄葬祭業	広域火葬を円滑に実施するために、葬祭業関係事業者との協定
47	H27. 1. 9	保健医療政策課	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)沖縄県医師会	災害発生時の県医師会の派遣する医療救護班(JMAT沖縄)の派遣及び活動に関する協定



	締結日	所管課	協定名称	締結先	協定の概要
48	H27.11.6	保健医療政策課	災害時における災害看護活動に関する協定書	(公社)沖縄県看護協会	災害発生時の避難所等で行う災害看護活動に関する協定
49	H27.2.23	農地農村整備課	農地・農業用施設等における災害時の応急対策に関する基本協定	(一社)沖縄県農林水産土木建設会	災害発生時の被害情報収集及び応急復旧活動の協力
50	H28.3.22	漁港漁場課	漁港漁場施設における災害及び災害発生時の応急対策業務等に関する基本設定	沖縄県漁港建設協会	災害発生時の調査及び緊急復旧活動の協力
51	H6.2.1	空港課	空港医療救護活動に関する協定書(石垣空港、宮古空港、久米島空港、与那国空港、波照間空港、多良間空港、粟国空港、南大東空港、北大東空港、慶良間空港、下地島空港)	沖縄県医師会、八重山地区医師会、宮古地区医師会、南部地区医師会、那覇市医師会	航空機事故に対する医療救護活動
	H24.8.28	空港課	新石垣空港教養後における協定書等の取扱いに関する協定書	沖縄県医師会、八重山地区医師会	航空機事故に対する医療救護活動
52	H27.11.25	企業局配水管理課	水道施設の災害時における支援協定	(一社)沖縄水道施設維持管理協議会	災害時における水道施設の運転管理及び応急対策業務
その他	H26.2.5	総務部自治研修所	津波緊急一時避難施設協定書	那覇市	県三重城合同庁舎を那覇市の津波緊急一時避難施設として指定される。

## (2) 沖縄県災害医療本部設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県地域第1条 防災計画（以下「防災計画」という。）に定める医療救護計画に基づく県の業務を迅速かつ適切に実施するため、沖縄県災害対策本部条例（昭和48年沖縄県条例第52号。以下「条例」という。）に基づく沖縄県災害対策本部の下に設置する沖縄県災害医療本部（以下「県医療本部」という。）及び県医療本部の下に設置する沖縄県地域災害医療本部（以下「地域医療本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 保健医療部長は、別表第1に掲げる基準のいずれかを満たしている場合又は必要と認める場合に、県医療本部及び地域医療本部を設置する。

### (県医療本部の組織)

第3条 県医療本部は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

- 2 県医療本部に、災害医療本部長（以下「医療本部長」という。）及び災害医療副本部長（以下「医療副本部長」という。）を置き、医療本部長は、保健医療部長の職にある者を、医療副本部長は、保健衛生統括監の職にある者をもって充てる。

### (医療本部長等)

第4条 医療本部長は、条例第2条第1項で規定する災害対策本部長の命を受けて、県医療本部の事務を総理する。

- 2 医療副本部長は、医療本部長を補佐し、医療本部長に事故があるとき、又は欠けたときは医療本部長の職務を代理する。
- 3 県医療本部の本部員は、医療本部長の命を受けて、県医療本部の事務を処理する。
- 4 本部災害医療コーディネーターは、沖縄県災害医療コーディネーター設置規定（平成29年沖縄県訓令第号）第4条第1項に規定する事務を処理する。

### (県医療本部の事務)

第5条 県医療本部は、災害時の医療救護活動を実施するために、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合的な医療情報の収集及び提供
- (2) 傷病者の受入れ及び搬送に関する総合調整
- (3) 医療従事者の確保、派遣及び配置に関する総合調整
- (4) 医薬品等の確保及び供給に関する総合調整
- (5) その他災害時の医療救護活動に関する必要な事項

### (対策会議)

第6条 県医療本部に災害医療対策会議（以下「対策会議」という。）を置き、対策会議は医療本部長が招集する。

- 2 医療本部長は、対策会議の会議の議長となり、第5条に掲げる事務の基本的事項について協議し、決定する。
- 3 医療本部長は、必要に応じて、関係団体の職員その他の関係者に対し対策会議への出席を求めることができる。

### (地域医療本部の名称及び管轄区域)

第7条 地域医療本部の名称及び第7条 び管轄区域は、別表第3に定めるところによる。



(地域医療本部の事務)

第8条 地域医療本部は、管轄区域における災害時の医療救護活動を実施するために、第5条に掲げる事務を処理する。

(地域医療本部の組織)

第9条 地域医療本部は、別表第4に掲げる者をもって構成する。

(地域医療本部長等)

第10条 地域医療本部長は、医療本部長の命を受けて、地域医療本部の事務を総理する。

2 地域医療副本部長は、地域医療本部長を補佐し、地域医療本部長に事故があるとき、又は欠けたときは地域医療本部長の職務を代理する。

3 地域本部員は、地域医療本部長の命を受けて、地域医療本部の事務を処理する。

(地域対策会議)

第11条 地域医療本部に地域災害医療対策会議（以下「地域対策会議」という。）を置き、地域対策会議は地域医療本部長が招集する。

2 地域医療本部長は、地域対策会議の会議の議長となり、第5条に掲げる事務について協議し、決定する。

3 地域医療本部長は、必要に応じて、関係団体等の職員その他の関係者に対し会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第12条 県医療本部の庶務は、保健医療政策課において、地域医療本部の庶務は、各保健所において処理する。

(廃止)

第13条 医療本部長は、沖縄県災害対策本部が廃止された場合又は災害時の医療救護活動が概ね終了したと認めた場合は、県医療本部を廃止する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、県医療本部について必要な事項は医療本部長が、地域医療本部について必要な事項は各地域医療本部長が、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年2月23日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

県医療本部及び地域医療本部の設置基準

設置基準	
1	県の全域又は一部の地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。
2	地震又は津波により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。
3	県の全域又は一部の地域に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する地震又は津波被害が発生したとき。
4	気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度 5 強以上が観測された旨発表した場合及び沖縄県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を発表したとき。

別表第 2（第 3 条関係）

県医療本部構成員

保健医療部長 医療企画統括監 保健衛生統括監 保健医療部の本庁機関所属の職員 本部災害医療コーディネーター
---

別表第 3（第 7 条関係）

地域医療本部の名称及び管轄区域

名称	管轄区域
北部地域災害医療本部	沖縄県行政機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第33号。以下「設置条例」という。）第 5 条に定める沖縄県北部保健所の所管区域
中部地域災害医療本部	設置条例第 5 条に定める沖縄県中部保健所の所管区域
南部地域災害医療本部	設置条例第 5 条に定める沖縄県南部保健所の所管区域
宮古地域災害医療本部	設置条例第 5 条に定める沖縄県宮古保健所の所管区域
八重山地域災害医療本部	設置条例第 5 条に定める沖縄県八重山保健所の所管区域

### (3) 沖縄県災害医療コーディネーター設置規程

#### (設置)

第1条 地震、津波、事故その他の災害によって大規模な人的被害が発生した場合において必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、沖縄県災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置する。

#### (身分)

第2条 コーディネーターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

#### (職務)

第3条 コーディネーターは、本部災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターとする。

2 コーディネーターは、災害時において、保健医療部長の指揮監督を受けて、本部災害医療コーディネーターにあつては県全域における広域的な見地からの医療の提供に、地域災害医療コーディネーターにあつては指定された管轄地域における傷病者に対する医療の提供に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 災害時に医療を提供するために必要な者の受入れ、派遣及び配置に関する助言及び調整
- (2) 傷病者の搬送方法及び搬送先医療機関の確保に関する助言及び調整
- (3) 医薬品等の確保及び供給に関する助言及び調整
- (4) 適切な医療提供体制の確保に関する助言及び調整

3 前項に定めるもののほか、コーディネーターは、通常時において、災害時における医療の提供体制に関して県が定める計画等の検討を行い、災害時における医療の提供に係る訓練及び研修の内容を検討し、及びその実施を支援し、並びに災害時に医療を提供するために必要な人材の育成に関する助言を行う。

#### (委嘱及び委嘱期間)

第4条 コーディネーターは、災害時の医療及び県内の医療提供体制の実情に精通している医師のうちから知事が委嘱する。

- 2 コーディネーターの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、保健医療総務課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

#### (報酬等)

第5条 コーディネーターの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

#### (勤務条件)

第6条 コーディネーターの勤務場所は、保健医療部長が指定する。

- 2 コーディネーターの勤務日数は16日以内とする。ただし、災害時においては、この限りでない。
- 3 コーディネーターの勤務する日及び勤務時間は、保健医療部長が別に定める。
- 4 前項の規定にかかわらず、コーディネーターは、災害発生時において、緊急を要すると判断した場合は、保健医療部長の指示がないときであっても第3条第2項各号に掲げる業務に従事することができる。

- 5 コーディネーターは、前項の規定により業務に従事したときは、速やかにその旨を保健医療部長に報告するものとする。

(服務)

第7条 コーディネーターは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、保健医療部長の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 コーディネーターは、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解嘱)

第8条 知事は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) コーディネーターとして不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

#### (4) 沖縄県DMATの派遣に関する協定

沖縄県知事（以下「甲」という。）と沖縄県立北部病院長、県立中部病院長、社会医療法人敬愛会 中頭病院長、特定医療法人沖縄徳洲会 中部徳洲会病院長、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長、社会医療法人仁愛会 浦添総合病院長、琉球大学医学部附属病院長、沖縄赤十字病院長、特定医療法人沖縄徳洲会 南部徳洲会病院長、地方独立行政法人 那覇市立病院長、社会医療法人友愛会 豊見城中央病院長、社会医療法人かりゆし会 ハートライン病院長、沖縄医療生活協同組合 沖縄協同病院、医療法人おもと会 大浜第一病院、沖縄県立宮古病院長、沖縄県立八重山病院長（以下「乙」という。）は、別に定める沖縄DMAT運営要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、大規模な災害・事故等の発生時における沖縄県災害医療派遣医療チーム（以下「沖縄DMAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

##### (目的)

第1条 この協定は、災害等の急性期において、日本DMAT隊員養成研修等の専門的な訓練を受けた医師、看護師及び業務調整員等で編成する沖縄DMATが、災害等の現場に出動し、迅速な救命処置等を行うことにより、傷病者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

##### (派遣等)

- 第2条 甲は、要綱第7条第1項の規定により沖縄DMATの派遣が必要と認めるときは、乙に対してその派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、直ちに沖縄DMATを甲が指定する災害現場等に派遣するものとする。
- 3 乙は、前2項の規定にかかわらず、要綱第8条第2項の規定により、沖縄DMATを派遣することができるものとする。この場合、乙は、可能な限り速やかに甲に報告を行い、当該派遣に対する甲の承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した沖縄DMATの派遣は甲の要請に基づく派遣とみなす。

##### (沖縄DMATの業務)

第3条 乙が派遣する沖縄DMATは、災害等の現場において消防機関等と連携して、原則として次に掲げる業務を行うとともに、必要に応じ、医学的観点からの助言を行うものとする。

- (1) 災害現場での医療情報の収集と伝達
- (2) 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
- (3) 被災地内の病院における診療支援
- (4) 医療搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- (5) その他災害現場における救命活動に必要な措置

##### (派遣先)

- 第4条 乙が派遣する沖縄DMATは、原則として、県内において前条の業務を行う。
- 2 甲が必要と認めた場合には、県外において前条の業務を行うことができる。

(指揮命令等)

第5条 乙が派遣する沖縄DMATに対する指揮命令及び業務の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(身分)

第6条 乙が派遣する沖縄DMATの隊員（以下「隊員」という。）は、派遣元である乙の職員として業務に従事する。

(現地までの移動手段)

第7条 乙が派遣する沖縄DMATの災害等の現場までの移動手段は、原則として乙が確保するものとする。

(経費負担)

第8条 第2条に規定により乙が派遣した沖縄DMATが第3条の業務を実施するために要した次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣に要する経費
- (2) 携行した医薬品等を使用した場合の実費

(傷害保険の加入)

第9条 甲は、乙が派遣した沖縄DMATが第3条に規定する業務に従事したことに伴う事故等に対応するため、甲の負担により、派遣される沖縄DMAT隊員を傷害保険に加入させるものとする。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年3月31日までの期間とする。  
ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間延長されるものとし、延長期間が満了したときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年3月27日

甲 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県知事 仲井眞 弘 多

## (5) 沖縄県DPATの派遣に関する協定

沖縄県知事 翁長 雄志（以下「甲」という。）と医療法人フェニックス 博愛病院 理事長 仲本政雄、一般社団法人 沖縄県精神保健福祉協会、医療法人へいあん 平安病院理事長 平安明、医療法人至誠会 平和病院、独立行政法人国立病院機構 琉球病院 院長 福治康秀、琉球大学医学部附属病院長 藤田次郎、特定医療法人葦の会 オリブ山病院、医療法人社団輔仁会 嬉野が丘サマリヤ人病院 院長 山城義広、医療法人卯の会 新垣病院、沖縄県立清和病院 副院長 新富祖勝己、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 院長 佐々木薫、（以下「乙」という。）は、大規模自然災害及び大事故災害（以下、「大規模災害」という。）発生時における沖縄県災害派遣精神医療チーム（以下「沖縄県DPAT」という。）の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害が発生した際に、精神医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な研修・訓練を受けた沖縄県DPATが、県内外の被災地域において、被災者や支援者に対して精神保健医療活動の支援を行うことにより、災害時の心のケアの充実に資することを目的とする。

### (派遣等)

第2条 甲は、沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、沖縄県DPATの派遣が必要と認めるときは、乙に対してその派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、沖縄県DPATを甲が指定する災害現場等に派遣するものとする。

### (活動内容)

第3条 甲の要請に基づき、乙が派遣する沖縄県DPATは被災地域の現場において、DPAT活動拠点本部の元で、災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領（平成26年1月7日障精発0107第1号）に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 情報収集とアセスメント
- (2) 情報発信
- (3) 災害によって障害された既存の精神医療システムの支援
- (4) 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応
- (5) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）の支援
- (6) 普及啓発
- (7) 活動記録と処方箋
- (8) 活動情報の引継ぎ
- (9) 活動の終結

2 前項の各号にかかる活動の詳細については、「災害時におけるこころのケア活動マニュアル」に定める。

(指揮系統)

第4条 乙が派遣する沖縄県D P A Tの被災地における活動は、現地の災害対策本部等の指揮下で行われるものとする。

(身分の取り扱い)

第5条 沖縄県D P A Tの活動をする身分については、派遣元である乙の管理下にあるものとする。

(費用負担)

第6条 第2条の規定により、乙が派遣した沖縄県D P A Tが第3条の業務を実施するために要した次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 沖縄県D P A T派遣に要する経費
- (2) 沖縄県D P A Tが携行した医薬品等を使用した場合の実費

(傷害保険の加入)

第7条 甲は、乙が派遣した沖縄県D P A Tが第3条に規定する業務に従事したことに伴う事故等に対応するため、甲の負担により、派遣される沖縄県D P A T構成員を傷害保険に加入させるものとする。

(定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の翌年3月31日までの期間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間延長されるものとし、延長期間が満了したときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年4月15日

甲 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県知事 翁長 雄志



## (6) 災害時における医療救護に関する協定（沖縄県医師会との協定）

沖縄県知事（以下「甲」という。）と社団法人沖縄県医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護について次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、沖縄県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（県内への医療班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施するうえで必要があると認めた場合は、乙に対し、医療班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、第3条に定める医療救護計画に基づき直ちに医療班を編成し、災害時の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇がなく、乙自らの判断により医療班を派遣した場合は、速やかに甲の承認を求めなければいけない。この場合において、甲が承認した場合には、甲の要請を受けたものとみなす。

（医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を円滑に実施するため、あらかじめ医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療班の編成計画
- (2) 医療班の活動計画
- (3) 地区医師会と関係機関との連絡及び連携体制
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の確保計画
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療班の業務）

第4条 乙が派遣する医療班は、甲又は市町村が指定する避難所、避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療班の業務は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への搬送の要否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び肢体の検索
- (5) その他状況に応じた処置

（指揮命令）

第5条 医療救護活動に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療班の輸送）

第6条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、医療班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医療救護に係る関係機関の調整）

第7条 甲は、乙の派遣する医療班が効率的に医療救護活動を行えるよう医療救護関係機関の総合調整を行うものとする。

（医薬品の供給）

第8条 乙が派遣する医療班が使用する医薬品等は、当該医療班が携行するもののほか、その供給について甲が必要な措置をとるものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第9条 甲及び乙は、協力して災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 傷病者が収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の自己負担とする。

(実費弁償)

第11条 甲の要請に基づき派遣された乙の医療班が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療班の派遣に要する経費
- (2) 医療班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(維持紛争発生の措置)

第12条 この協定に基づく医療救護活動において、傷病者との間に医事紛争が発生した場合は、甲、乙は緊密な連携のもとに原因を調査し、双方協議の上適切根拠措置を講じるものとする。

(訓練)

第13条 乙は、甲が実施する医療救護に関する訓練に参加するものとする。

2 乙が訓練に参加する場合の費用は、乙が負担するものとする。

(細目)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するための必要な事項については甲乙協議のうえ定めることとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めることとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までには、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成20年3月26日

甲 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県知事 仲井眞 弘 多

乙 沖縄県浦添市当山422番地  
社団法人沖縄県医師会 会長 宮城 信雄

## (7) 災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定(沖縄県薬剤師会との協定)

沖縄県知事(以下「甲」という。)と一般社団法人沖縄県薬剤師会(以下「乙」という。)は、災害時における医療救護活動を行うため、乙が派遣する薬剤師班に関し、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、県内において地震、風水害その他の災害等が発生した場合(以下「災害等」という。)に、沖縄県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣要請)

第2条 甲は、災害時に、市町村から要請があったとき、又は自ら必要があると認めるときは、乙に対し薬剤師班の派遣を要請できるものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、薬剤師班を編成し、甲が指定する場所に速やかに派遣するものとする。

3 第1項の規定による要請は、文書によることとするが、文書により要請する時間がないときは、電話等によることができるものとし、その後、速やかに文書を交付するものとする。

4 乙は、災害の規模が広範囲となる場合又は地震の規模が震度6以上等であって、緊急やむを得ない事情による場合には、自らに判断により薬剤師班を派遣できるものとする。この場合、乙は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

(医療救護計画)

第3条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、薬剤師班の医療救護の実施に関し、次に掲げる事項を内容とする災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(1) 薬剤師班の編成

(2) 薬剤師班の活動内容

(3) 地域薬剤師会及び関係機関・団体等との通信連絡の方法

(4) 指揮系統

(5) 医薬品、医療資機材等(以下「医薬品等」という。)の備蓄

(6) 前各号に掲げるもののほか、災害時における医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項

2 乙は、災害医療救護計画を変更したときは、速やかに犯行後の災害医療救護計画を甲に提出するものとする。

(薬剤師班の業務)

第4条 乙が派遣する薬剤師班は、甲又は市町村が設置する救護所、避難所及び医薬品等の集積場所等(以下「救護所等」という。)において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護活動の内容は、次のとおりとする。

(1) 救護所等における調剤及び服薬指導

(2) 医療救護班、医療チームにおける使用薬剤に関する助言

(3) 救護所等における医薬品等の仕分け、管理

(4) 救護所等で使用する医薬品等の確保、供給

(5) 消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

(6) その他状況に応じた措置

(薬剤師班に対する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する薬剤師班は、甲が指定する者の指揮命令のもと、医療救護活動を行うものとする。

(医薬品の供給等)

第6条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等の供給については、当該薬剤師班が携

行するもののほか、甲が必要な措置をとるものとする。

(調剤等)

第7条 医療救護活動に係る調剤費は、無料とする。

(費用弁償等)

第8条 医療救護活動に要する費用のうち、次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 第6条に規定する医薬品等を使用した場合における当該医薬品等の実費
- (3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(体制整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣の体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、災害時対応等について、平常時から必要な協議及び情報の交換を行うものとする。

(訓練)

第11条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

(医療救護活動の報告)

第12条 乙は、第2条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動後、速やかに甲に報告するものとする。

(細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な細目は別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は1年とし、甲又は乙が文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を継続するものとする。

(適用)

第16条 この協定は、平成29年2月9日から適用する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年2月9日

甲 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県知事 翁長 雄志

乙 沖縄県南風原新川218-10  
一般社団法人沖縄県薬剤師会  
会長 亀谷 浩昌

## (8) 災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定実施細目

沖縄県（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、平成29年2月9日付で締結した「災害時における薬剤師班の派遣に関する協定」（以下「協定」という。）第13条に基づく細目は、次のとおりとする。

（薬剤師班の派遣要請）

第1条 甲が、協定第2条第1項に基づき、乙に派遣を要請しようとするときは、「災害支援活動要請書」（様式第1号）により要請する。

（薬剤師班の構成）

第2条 協定第2条第2項に定める薬剤師班は、原則、薬剤師2名から4名で編成するものとする。ただし、災害時の医療救護活動の状況により、甲が必要と認めるときは、補助職員を加えることができるものとする。

（医療救護活動の報告）

第3条 協定第12条による報告は、「医療救護活動報告書」（様式第2号）「薬剤師班員名簿」（様式第3号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第4号）によるものとする。

（事故報告）

第4条 乙は、協定第4条に規定に基づく医療救護活動において、薬剤師班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定第8条第1号に規定する額は、別表に定める額とする。  
2 協定第8条第2号に規定する額は、使用した医薬品等に係る実費とする。  
3 協定第8条第3号に規定する額は、「沖縄県災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害の補償に関する条例」（平成19年3月30日条例第3号）に準ずるものとする。  
4 協定第8条第4号に規定する額は、同条第1号、第2号又は第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した額とする。

（費用弁償等の請求）

第6条 協定第8条第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各薬剤師班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。  
2 協定第8条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金請求書」（様式第7号）により甲に請求するものとする。

（支 払）

第7条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この実施細目の制定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月9日

甲 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県知事 翁 長 雄 志

乙 沖縄県南風原新川218-10  
一般社団法人沖縄県薬剤師会  
会 長 亀 谷 浩 昌

## (9) 災害時における医薬品等の供給に関する協定書

沖縄県知事（以下「甲」という。）と沖縄県医薬品卸業協会会長（以下「乙」という。）は、災害発生に際し医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

### (総則)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲が行う医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (要請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、要請するものとする。

### (要請事項の措置等)

第3条 乙は、第2条の規定により、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### (医薬品等の範囲)

第4条 甲が乙に要請する医薬品等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医薬品
- (2) その他甲が指定するもの

### (要請の方法)

第5条 第2条の規定による要請は文書によることとするが、文書により要請する時間がないときは、電話等によることができるものとする。

### (緊急要請)

第6条 第2条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合は、甲は直後、乙の加入会員に対し、協力を要請することができるものとする。

### (医薬品等の受け取り)

第7条 医薬品等の受け取り場所については、甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、規格及び数量等を確認のうえ、これを受け取るものとする。

### (経費の負担)

第8条 甲は、乙の協力により供給された医薬品等の価格として、災害発生直前における適正な価格を負担するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は1年とし、甲又は乙が文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成27年8月12日から適用する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年8月12日

甲 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県知事 翁 長 雄 志

乙 沖縄県浦添市牧港5丁目6番5号  
株式会社琉薬 内  
沖縄県医薬品卸業協会  
会 長 稲 嶺 侃

## (10) 災害時における医療機器等の供給に関する協定書

沖縄県知事（以下「甲」という。）と沖縄県医療機器協会理事長（以下「乙」という。）は、災害発生時に際し医療機器等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲が行う医療機器等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時における医療機器等の確保を図るため、医療機器等を調達する必要が生じたときは、協力を要請するものとする。

### （要請事項の措置等）

第3条 乙は、第2条の規定により、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### （医療機器の範囲）

第4条 甲が乙に要請する医療機器等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医療機器
- (2) その他甲が指定するもの

### （要請の方法）

第5条 第2条の規定による要請は文書によることとするが、文書により要請する時間がないときは、電話等によることができるものとする。

### （緊急要請）

第6条 第2条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合は、甲は直後、乙の加入会員に対し、協力を要請することができるものとする。

### （医療機器の受け取り）

第7条 医療機器の受け取り場所については、甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、規格及び数量等を確認のうえ、これを受け取るものとする。

### （経費の負担）

第8条 甲は、乙の協力により供給された医療機器等の価格として、災害発生直前における適正な価格を負担するものとする。



(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は1年とし、甲又は乙が文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成26年5月12日から適用する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年5月12日

甲 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県知事 仲井眞 弘多

乙 沖縄県那覇市西1-2-16  
株式会社琉球光和 内  
沖縄県医療機器協会  
理事長 秦 一

## (11) 災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書

沖縄県知事（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会九州地域本部（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に必要な医療ガス等（以下「災害用医療ガス等」という。）の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して災害用医療ガス等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（災害用医療ガス等の範囲）

第2条 供給する災害用医療ガス等の範囲は、次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療ガス
- (2) 医療ガスの使用にあたり必要となる資機材等
- (3) その他甲が指定するもの

（災害用医療ガス等の供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において、必要と認めたときは、乙に対し、災害用医療ガス等の供給等について協力を要請することができる。

要請は文書によることとするが、緊急の場合には電話等によることのできるものとする

（緊急措置）

第4条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は直接乙の加入協会員に対し供給要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

（要請事項の処置）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（災害用医療ガス等の供給等の協力要請）

第6条 乙は、第3条の規定により甲から要請を受けたとき、又は必要と認めたときは、乙の加入協会員を通じ、災害用医療ガス等の優先供給、輸送等について積極的に協力するものとする。

2 乙は、災害用医療ガス等の供給先（医療施設、救護所、避難所等を言う。以下同じ。）について、甲の指示を受けるものとする。供給先においては、甲が品目及び数量を確認のうえ、引き取るものとする。

(輸送体制の確保)

第7条 災害用医療ガスとの搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保、交通規制区域の通行等について、甲は、必要な措置を講ずるものとする。

(医療ガスを使用する施設の安全性等の確認)

第8条 医療ガスを使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合には、甲は乙に対し、安全性等の確認について協力を要請するものとする。

(災害用医療ガス等の供給体制)

第9条 乙は、甲から災害用医療ガス等の供給の要請がある場合に備え、供給元へ迅速に供給できる体制整備を図るよう努めるものとする。

(費用の負担)

第10条 甲は、供給要請した災害用医療ガス等の実費については、その実費を供給業者に支払うものとする。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格とする。

(情報の収集及び提供)

第11条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況及び被災者の救護状況並びに医療施設及び救護所の災害用医療ガス等に関するニーズの収集に努め、情報交換を行うものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害用医療ガス等の供給体制について、調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議事項)

第12条 甲の協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、双方が誠意ある協議を行うものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。なお、乙は乙の加入会員に周知するものとする。

平成26年3月7日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番地2号  
沖縄県知事 仲井眞 弘多

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町3-1-10  
一般社団法人日本産業・医療ガス協会九州地域本部  
医療ガス部門本部長 岩切 充弘

## (12) 九州・山口9県災害時応援協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、被災県独自では十分に災害応急や災害復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

### (支援対策本部の設置)

第2条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

### (支援対策本部の組織)

第3条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。

3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。

4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。

5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。

6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局及び第5条第1号から第5号までの応援の種類ごとに担当部局をあらかじめ定めるものとする。

### (本部長の職務の代行)

第4条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議のうえ、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。

3 前条第1項の規定にかかわらず本部長の職務が代行される場合は、事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

### (応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難施設及び住宅の提供

- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続き)

- 第6条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。
- 2 本部長は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請があったものとみなす。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣県等に個別に応援を要請することができる。
  - 4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続きの細目は、前条第1号から第5号目までに定める応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

- 第7条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域の割り当て又は応援内容の調整を行うものとする。
- 2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。
  - 3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当兼間の応援内容の調整を行うものとする。
  - 4 第1項の規定による応援地域の割り当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
  - 5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第5条各号の応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に報告するものとする。

(他県の圏域の災害への応援)

- 第8条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

- 第9条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。
- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

- 第10条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。
- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料を取りま

とめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。

二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。

三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。

四 他の広域防災協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。

五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。

2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、各県が個別に締結する災害時の相互応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めがない事項は、各県が協議して定める。

附則

1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。

2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。

3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成23年10月31日

福岡県知事 小川 洋

宮崎県知事 河野 俊嗣

佐賀県知事 古川 康

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

長崎県知事 中村 法道

沖縄県知事 仲井眞 弘多

熊本県知事 蒲島 郁夫

山口県知事 二井 関成

大分県知事 広瀬 勝貞

### (13) 九州・山口9県災害時応援協定に係る医療支援に関する実施細目

#### (趣旨)

第1条 この実施細目は、九州・山口9県災害時応援協定（以下「協定」という。）第5条第五号に規定する医療支援（以下「支援」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (支援の内容)

第2条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護活動に係る要員の派遣
- (2) 被災患者の受入れ
- (3) 医薬品等の提供

#### (派遣の種類及び編成)

第3条 前条第1号に定める派遣の種類は、医療救護班、保健指導班及び薬剤管理班とする。

2 前項に定める班の一班当たりの編成基準は、次のとおりとする。ただし、本文の規定によることが困難である県は、当該基準に準拠しながら、別に編成を行うことができる。

- (1) 医療救護班 医師1名、看護師2名、その他2名
- (2) 保健指導班 保健師2名、その他1名
- (3) 薬剤管理班 薬剤師2名

#### (派遣に班数)

第4条 前条に定める医療救護班、保健指導班、薬剤管理班の派遣班数の基準は、各県の実状により、それぞれ1～3班とする。ただし、各県は災害の規模その他の事情により、本文基準に拠らず派遣することができるものとする。

#### (応援要請手続等の細目)

第5条 被災県が応援を要請するときは、前3条に定める支援の内容、派遣の種類及び編成並びに派遣の班数に関する事項を明らかにして要請を行うものとする。

#### (派遣班の活動及び1班当たりの活動期間)

第6条 派遣班員は、被災県知事の指揮下で、応急活動に従事するものとし、各班の活動期間は概ね1週間とする。

2 前項の活動期間は、各県独自で別に定めることができるものとする。

#### (医薬品等の提供)

第7条 各県は、初動期の医療救護等のために医薬品等を備蓄するものとし、初動期後の医療救護等に必要な医薬品等の供給体制を確保するとともに、被災県からの要請に応じて、医薬品等を搬送するものとする。

2 医薬品等の搬送は、被災県が要請する種類及び数量を被災県が予め定める集積所まで、各県（被災県をのぞく。）が行うものとする。

#### (マニュアルの作成)

第8条 各県は、前5条に定める要員の派遣等の実施について、それぞれ別にマニュアルを作成するものとする。

#### (支援の期間)

第9条 この実施細目による支援の期間は、災害発生後2月以内の期間とするが、引き続き被災県の要請があるときは、各県（被災県をのぞく。）は当該期間を延長するものとする。

2 前項の場合においては、被災県が要請を行うときは、延長する期間を示すものとする。

第10条 協定第3条第6項に基づき定める各県の医療支援の担当部局は別表第1のとおりとする。

(被災患者の受入れ)

第11条 各県は、被災患者受入れのため、あらかじめ次の事項のいずれかに該当する医療機関を調査し、別に定める調査資料を相互に交換するものとする。

(1) 一般病床 100床以上の病院

(2) ICU、手術室、人工透析装置、人工心肺装置等災害医療に対応できる施設又は設備を有する病院

(その他団体との協定等)

第12条 各県は、この実施細目を履行するに当たり、その団体との協定等が必要になる場合、それぞれ個別に協定等を締結するように努めるものとする。

(協議)

第13条 この実施細目の実施に関し必要な事項及びこの実施細目に定めのない事項は、各県が別に協議して定めるものとする。

附則

この要領は平成23年10月31日から施行する。

別表第1 (10条関係)

**各県の担当部局**

区 分	医務に関するもの	薬務に関するもの
福岡県 保健医療介護部	医療指導課	薬務課
佐賀県 健康福祉本部	医 務 課	薬 務 課
長崎県 福祉保健部	医療政策課	薬務行政室
熊本県 健康福祉部	医療政策課	薬務衛生課
大分県 福祉保健部	医療政策課	薬 務 室
宮崎県 福祉保健部	医療薬務課	医療薬務課室 薬務対策室
鹿児島県 保健福祉部	地域医療整備課	薬 務 課
沖縄県 福祉保健部	医 務 課	薬務疾病対策課
山口県 健康福祉部	医務保険課 地域医療推進室	薬 務 課





<参考文献>

「栃木県災害医療体制運用マニュアル」（平成27年2月改正 栃木県）

「宮崎県災害医療活動マニュアル」（平成24年4月 宮崎県）

「大規模災害時医療救護活動マニュアル【改訂版】」（平成25年3月 宮城県）

「高知県災害時医療救護計画」（平成27年3月 高知県）

「災害医療について」、「災害医療等のあり方に関する検討会」

（平成23年7月～10月 厚生労働省医政局指導課）

「DMAT事務局ホームページ」

「東日本大震災におけるJMAT活動について」（平成28年4月12日 日本医師会）

「DPAT事務局」

**沖縄県災害医療マニュアル**

**発行者 沖縄県保健医療部**

**平成29年 3月発行**